

平成25年度

宮城県歳入歳出決算審査意見書

宮城県基金運用状況審査意見書

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮城県監査委員

目 次

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1	審査の対象	1
2	審査の方法	1
3	審査の結果及び意見	2
(1)	審査の結果	2
(2)	主要事項に関する意見	8
(3)	個別事項に関する意見	14
4	決算の概要	18
5	決算参考資料	
(1)	一般会計	21
ア	款別歳入額	21
イ	県税税目別課税収入状況	22
ウ	県税以外の収入未済状況	23
エ	款別歳出額	25
オ	前年度からの繰越額一覧表	26
カ	翌年度への繰越額一覧表	27
キ	四半期別資金の状況調	29
(2)	特別会計	31
ア	会計別歳入額	31
イ	会計別歳出額	32
ウ	収入未済状況	33
エ	前年度からの繰越額一覧表	34
オ	翌年度への繰越額一覧表	34
カ	四半期別資金の状況調	35

(3) 財産等	-----	37
ア 公有財産	-----	37
イ 重要物品	-----	39
ウ 債務保証及び損失補償	-----	39
エ 債権	-----	39
オ 基金	-----	42
カ 県債	-----	45

II 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象	-----	47
2 審査の方法	-----	47
3 運用の状況	-----	48
(1) 土地基金	-----	48
(2) 企業立地資金貸付基金	-----	49
(3) 美術品取得基金	-----	50
(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金	-----	51
4 審査の結果及び意見	-----	52

III 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審査の対象	-----	53
2 審査の方法	-----	53
3 審査の結果及び意見	-----	54

〈参考〉前年度意見に対する執行部の対応状況	-----	59
-----------------------	-------	----

宮 監 委 第 5 5 号

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み ゆ き
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡 子

平成 2 5 年度宮城県歳入歳出決算及び基金運用状況審査意見書について

地方自治法第 2 3 3 条第 2 項及び同法第 2 4 1 条第 5 項の規定により審査に付された平成 2 5 年度宮城県一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算並びに平成 2 5 年度宮城県基金運用状況について、別添のとおり意見書を提出します。

宮 城 県 歳 入 歳 出 決 算 審 査 意 見 書

I 宮城県歳入歳出決算審査意見書

1 審査の対象

平成26年7月10日審査に付された平成25年度宮城県歳入歳出決算は、次のとおりである。

- (1) 宮城県一般会計決算
- (2) 宮城県公債費特別会計決算
- (3) 宮城県母子寡婦福祉資金特別会計決算
- (4) 宮城県小規模企業者等設備導入資金特別会計決算
- (5) 宮城県農業改良資金特別会計決算
- (6) 宮城県沿岸漁業改善資金特別会計決算
- (7) 宮城県林業・木材産業改善資金特別会計決算
- (8) 宮城県県有林特別会計決算
- (9) 宮城県土地取得特別会計決算
- (10) 宮城県土地区画整理事業特別会計決算
- (11) 宮城県流域下水道事業特別会計決算
- (12) 宮城県港湾整備事業特別会計決算

2 審査の方法

一般会計及び各特別会計の全般について、決算の計数は正確であるか、予算の執行は議決の趣旨に沿い適正かつ効率的に行われているか、収入支出、契約及び財産管理等の財務の執行に関する事務については、関係法令等に基づき適正に処理されているかの視点をもって、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に行った定期監査及び例月出納検査の結果を参照し、慎重に審査を行った。県警察については、会計帳票・証拠書類の調査に加え、捜査員から聴取調査を実施した。

3 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

平成25年度宮城県歳入歳出決算について審査した結果、一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算における計数は正確と認められた。また、収入、支出、契約及び財産管理等の財務に関する事務の執行については、関係法令等に従い、概ね適正に処理されているものと認められた。

以下において、留意改善すべき事項として、既に実施した定期監査等（平成25年9月から平成26年8月まで実施）において認められた不適切な事務処理の内容を示す。

[収入関係事務]

- ① 県税の収入未済額は、63億5,444万8,976円と前年度を6億7,140万7,617円（9.6%）下回り大幅に縮減されている。しかし、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。

○県税収入未済額 【税務課・地方税徴収対策室、各県税事務所(地域事務所含む)】

現年度分	1,778,539,538円	(1,985,447,672円)
過年度分	4,575,909,438円	(5,040,408,921円)
合計	6,354,448,976円	(7,025,856,593円)

* () 内の数字は、平成24年度決算額を表す。以下同じ。

- ② 県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く）は、返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）、特別納付金、県産材産地体制整備資金貸付金償還金、土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料、母子寡婦福祉資金貸付金償還金など一般会計及び特別会計の合計で25億6,481万6,601円と前年度を5億1,629万1,098円（25.2%）上回り大幅に増加している。これは、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料、放置違反金などの収入未済額が減少している一方、返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等）、補助金等精算返還金など新たな収入未済額が発生したことに加え、特別納付金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金などにおいて収入未済額が増加していることによるものである。

○返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業）に係る収入未済額 【新産業振興課】

現年度分	628,210,533円	(0円)
過年度分	0円	(0円)
合計	628,210,533円	(0円)

○特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）に係る収入未済額 【循環型社会推進課・竹の内産廃処分場対策室】

現年度分	23,411,985円	(24,434,328円)
過年度分	490,941,011円	(467,158,047円)
合計	514,352,996円	(491,592,375円)

○県産材産地体制整備資金貸付金償還金に係る収入未済額 【林業振興課】

現年度分	0円	(0円)
過年度分	271,654,077円	(271,654,077円)
合計	271,654,077円	(271,654,077円)

○土地区画整理組合事業資金貸付金償還金の延滞金に係る収入未済額 【都市計画課】

現年度分	0円	(0円)
過年度分	237,227,702円	(237,227,702円)
合計	237,227,702円	(237,227,702円)

○県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料に係る収入未済額 【住宅課】

県営住宅使用料

現年度分	23,978,222円	(38,213,803円)
過年度分	166,772,338円	(187,386,036円)
合計	190,750,560円	(225,599,839円)

県営住宅駐車場使用料

現年度分	2,384,700円	(3,827,030円)
過年度分	7,807,200円	(8,665,465円)
合計	10,191,900円	(12,492,495円)

○母子寡婦福祉資金貸付金償還金及び児童保護費に係る収入未済額 【子育て支援課, 各保健福祉事務所(地域事務所を含む), 各児童相談所】

母子寡婦福祉資金貸付金償還金

現年度分	15,849,127円	(16,124,902円)
過年度分	82,063,828円	(79,266,543円)
合計	97,912,955円	(95,391,445円)

児童保護費

現年度分	2,781,780円	(2,848,640円)
過年度分	13,477,154円	(14,789,144円)
合計	16,258,934円	(17,637,784円)

○生活保護扶助費返還金に係る収入未済額 【社会福祉課, 各保健福祉事務所(地域事務所を除く)】

現年度分	14,345,761円	(12,873,650円)
過年度分	67,341,455円	(60,468,235円)
合計	81,687,216円	(73,341,885円)

○高等学校等育英奨学資金貸付金償還金に係る収入未済額 【高校教育課】

現年度分	43,865,050円	(32,885,747円)
過年度分	31,222,641円	(10,298,698円)
合計	75,087,691円	(43,184,445円)

○林業・木材産業改善資金貸付金償還金に係る収入未済額 【農林水産経営支援課】

現年度分	4,280,000円	(4,280,000円)
過年度分	22,324,000円	(20,373,000円)
合計	26,604,000円	(24,653,000円)

○放置違反金に係る収入未済額 【警察本部】

現年度分	5,772,000円	(8,207,000円)
過年度分	15,378,009円	(18,692,305円)
合計	21,150,009円	(26,899,305円)

○補助金等精算返還金（障害者自立支援基盤整備事業補助金等）に係る収入未済額 【障害福祉課】

現年度分	19,964,338円	(5,191,846円)
過年度分	0円	(0円)
合計	19,964,338円	(5,191,846円)

○返還金（平成23年度障害福祉関係施設緊急雇用創出事業等）に係る収入未済額 【障害福祉課】

現年度分	16,998,576円	(0円)
過年度分	0円	(0円)
合計	16,998,576円	(0円)

○返還金（平成23年度・平成24年度介護分野緊急雇用創出事業運営業務委託費）に係る収入未済額 【長寿社会政策課】

現年度分	9,246,000円	(0円)
過年度分	0円	(0円)
合計	9,246,000円	(0円)

○その他の収入未済額

現年度分	39,717,982円	(100,904,575円)
過年度分	382,888,823円	(544,464,106円)
合計	422,606,805円	(645,368,681円)

③ 行政財産の使用許可に係る使用料及び雑入等の収入事務において、調定遅延、督促遅延、算定誤りなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○調定遅延：【施設整備課，北部地方振興事務所，東部地方振興事務所，水産技術総合センター，中南部下水道事務所，角田高等学校，古川高等学校，泉高等学校】

④ 土地改良事業費に係る受益者分担金の徴収事務において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

○受益者分担金に不徴収部分があるもの：【北部地方振興事務所】

[支出関係事務]

- ① 賃借料及び需用費の支出事務において、二重払が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - システム用機器賃借料の二重払：【薬務課】
 - 新聞購読料の二重払：【畜産課】
 - 上記2件の支出に係る審査事務の不適切：【会計課】

- ② 需用費の支出事務において、支払遅延及び支出額の誤りなどによる遅収加算額の発生が認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 電気料金の支払遅延、支出額誤りなどによる遅収加算額の発生：【文化財保護課，貞山高等学校，加美警察署】

- ③ 賃金及び報償費並びに旅費の支出事務において、支払遅延や支出額の誤りなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 賃金の支払遅延：【蔵王自然の家，仙台向山高等学校，石巻工業高等学校】
 - 旅費の支払遅延：【公文書館，蔵王高等学校】

[契約関係事務]

- ① 工事請負契約において、制度の理解不足などによる不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札における書類確認の錯誤：【仙台地方振興事務所，気仙沼地方振興事務所，大河原土木事務所，東部土木事務所】

- ② 委託契約の契約解除において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 契約不履行を理由とした契約解除に際し，物品調達等に係る事故発生報告を怠っていたもの：【涌谷高等学校，田尻さくら高等学校，小牛田農林高等学校，南郷高等学校】

- ③ 工事請負契約及び委託契約において，不適切な取扱いが認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。
 - 委託契約において，契約執行者以外の者が予定価格を訂正していたもの：【観光課】
 - 委託契約において，予定価格が100万円を超えているにもかかわらず，少額による随意契約を締結したもの：【教育研修センター】
 - 工事請負契約において，予定価格を超えた見積額で落札者を決定していたもの：【気仙沼向洋高等学校】

- 契約金額に大幅な増額変更があったにもかかわらず契約保証金追加納付の手続きを行わなかったもの
- 契約の履行確認において、検査調書の作成を省略していたもの
- 契約業者の選定が不適切なもの
- 契約保証金の納入を確認しないで契約していたもの

- ④ 物品調達事務において、請書を徴収すべきところ徴収していなかったものが認められたので、今後再発しないよう対策対策を講じられたい。

[財産管理関係事務]

- ① 公用車の管理において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
○自動車検査証有効期間満了日以降に車検を行っていたもの：【北部地方振興事務所】
- ② 河川区域内において、不法占用が認められたので、一層の管理の徹底を図られたい。
- ③ 行政財産及び重要物品において、異動報告の遅延、備品登録漏れなどが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。

[その他の財務事務]

- ① 遊技機変更承認申請等に係る手数料徴収において、条例の確認不足などによる不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
○条例の確認不足による複数年にわたる手数料の過徴収：【仙台中央警察署，仙台南警察署，仙台北警察署，仙台東警察署，泉警察署，塩釜警察署，岩沼警察署，石巻警察署，気仙沼警察署，佐沼警察署，登米警察署，河北警察署，古川警察署，遠田警察署，築館警察署，加美警察署，大河原警察署，角田警察署，亶理警察署】
- ② 臨時職員の雇用において、不適切な取扱いが認められたので、今後再発しないよう対策を講じられたい。
○6か月を超えて雇用した臨時職員に対して、有給休暇を付与する通知を行っていなかったもの：【仙台南高等学校，柴田高等学校】
- ③ 歳入歳出外現金の取扱いにおいて、払出遅延，受入のない払出，受入科目の誤りなどが認められたので，今後再発しないよう対策を講じられたい。
○所得税の払出遅延により不納付加算税を賦課されたもの：【南三陸教育事務所】

(2) 主要事項に関する意見

① 本県の財政状況及び財政運営の考え方について

国内の経済は、デフレからの早期脱却と経済再生を目標として行われた国の金融政策、財政政策及び成長戦略による効果もあり、平成 24 年度以降着実に上向き、平成 26 年 4 月～6 月期において実質国内総生産(GDP)は消費増税の反動減に伴いマイナス成長となったものの、今後とも緩やかな景気回復が見込まれている。県内における直近の経済動向については、個人消費や住宅投資などにおいて、消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動による落ち込みが見られるものの、全体としては東日本大震災からの回復が緩やかに続いている。これは、公共投資や住宅投資など一時的な復興需要に支えられたことなどによる。県内の雇用情勢については、有効求人倍率が 1.26 倍(年平均)で前年から 0.22 ポイント上昇し、4 年連続の上昇となっている。また、雇用者数は県全体で見ると震災前の水準まで回復しているが、沿岸部では人口減少、復旧・復興の遅れにより回復していない地域もある。さらに、建設業関連及び事業再開した水産加工業においては、有効求人倍率が 1 倍を大きく上回って人手不足となっている一方で、事務的職業では 1 倍を大きく下回るなど、雇用のミスマッチが発生している状況にある。

このような中で、本県の財政状況は、県税収入が復興に関連する税目を中心に伸びが見られ、全体的には震災前の水準に戻りつつあるものの、依然として多額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされ、県債現在高も増加の一途を辿っている。加えて、経常収支比率が 90 %を超える高い水準で推移しているなど、厳しい状況が続いている。

また、平成 26 年度から宮城県震災復興計画に定める 4 年間の「再生期」が始まり、復興と宮城の将来ビジョンに掲げる将来像を共に目指す上では、単なる「復旧」に止まらない抜本的な「再構築」に向けた取組、特に、被災者の雇用や住宅などの生活再建と壊滅的なダメージを受けた地域経済の再生に最優先で取り組むことが求められている。一方で、少子高齢・人口減少社会の到来を見据えた社会保障制度改革などの諸課題への対応も求められている。

これらへの取組には、今後見込まれる震災の復旧・復興に要する膨大な財政需要への確実な対応とともに、社会経済情勢の変化への適確な対応が必要であることから、財政運営に当たっては、不断の財源確保策と効率的・効果的な各種施策を実施し、赤字団体または財政再生団体への転落回避への断固たる信念を持った取組を重ねることが必要である。

② 平成 25 年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について

平成 25 年度は、「宮城県震災復興計画」に掲げた復旧期の最終年度であり、東日本大震災からの一日も早い復旧・復興に向けた施策を重点的に予算化し、国の特例的な財政支援制度を最大限活用するとともに、独自の財源も可能な限り積極的に活用するなどして、各種施策の推進に必要な財源の確保に努めた。

この結果、一般会計及び特別会計の歳入決算額は 2 兆 101 億 4,683 万 1,673 円で、前年度と比較し 2,849 億 754 万 9,694 円 (12.4 %) 減少している。また、歳出決算額は 1 兆 8,488 億 7,897 万 1,699 円で、前年度と比較し 2,811 億 1,495 万 9,886 円 (13.2 %) 減少し、歳入歳出差引額（形式収支額）は、1,612 億 6,785 万 9,974 円の黒字となり、前年度と比較し 37 億 9,258 万 9,808 円減少している。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源 1,290 億 9,813 万 2,451 円を控除した実質収支額は 321 億 6,972 万 7,523 円で、このうち一般会計の実質収支額は 281 億 8,733 万 9,806 円となり、前年度の 304 億 9,996 万 3,531 円と比較し 23 億 1,262 万 3,725 円 (7.6 %) 減少している。

県債の年度末現在高は、臨時財政対策債、中小企業高度化資金債、病院事業債及び教育・福祉施設等整備事業債などが増加し、総額では前年度と比較して 213 億 7,113 万 8,829 円増加の 1 兆 7,767 億 9,782 万 9,783 円となっている。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は 1,052 億 3,203 万 2,415 円となり、前年度よりも 154 億 4,168 万 5,259 円増加している。

このように、多額の実質収支額を計上し、財源調整機能を有する基金の現在高も増加しているが、実質収支額の中には、震災復興関連事業に係る国庫支出金及び特別交付税の過交付額が相当程度含まれており、当該分は今後返還（精算）することが予定されている。また基金現在高の増加についても、県債償還への対応や復興事業等の財源確保のための積立てである。こういった見掛けではない実質的な財政の現状と今後の見通しについて県民等にしっかりと説明しながら、なお予断を許さない状況にある財政運営について、さらに適切に対応されたい。

③ 財政運営の留意点について

平成 22 年度から「第三期財政再建推進プログラム」に基づいて、各種の歳入確保・歳出抑制対策など効果的・効率的な予算執行に取り組み、財政再生団体への転落を回避するための努力がなされてきた。平成 23 年 3 月の東日本大震災により県財政

を取り巻く環境は激変しているものの、県民所得は全体的に上昇傾向にある。県税の収入済額は、2,519億77百万円で前年度と比較し91億6百万円(3.7%)の増となっており、県税収入を見る限りにおいては、震災復興事業等による景気回復基調を反映している。県税の収入未済額は63億54百万円で前年度と比較し6億71百万円(9.6%)減少しており、縮減に対しての成果が認められるものの、他の未収金についても未だ相当の額があることから、なお一層の縮減のための方策を講じる必要がある。

主要な財政指標のうち財政構造の硬直化の進み具合を表す経常収支比率と公債費負担比率については、共に前年度より硬直化が進んでいることを表している(経常収支比率 H24 : 93.1 % → H25 : 96.1 % , 公債費負担比率 H24 : 11.1 % → H25 : 13.7 %) とともに県債現在高も増加の一途を辿っていることから、本県の財政運営は予断を許さない状況が続いている。

「宮城の将来ビジョン・震災復興実施計画(再生期)」により、平成26年度から更なるインフラ整備や被災者支援をはじめとした復興事業の展開を行わなければならない、今後も多額の財源確保が必要となる。しかしながら、国の集中復興期間は平成27年度で終了する予定であり、特に事業が遅れている復興まちづくり等を今後とも継続させるためには、国の特例的な制度や支援を最大限活用するとともに、国に対して財政支援の継続を積極的に求めていく必要がある。今後は、国の震災復興関連の予算措置も次第に厳しさを増すことが予想されることから、これまで以上に庁内各部局間の連携を図り、より効果的・効率的な事業の実施に努めるとともに、国に対し更なる要望活動を実施するなど、健全な財政運営が図られるよう努められたい。

④ 内部統制システムの構築について

地方公共団体等の組織マネジメントに関わる課題、不適正な事務処理の改善、法令遵守の徹底等の地方公共団体がおかれた現在の状況への対応策としては、リスクの事前統制や組織マネジメントの有効性の実現という視点に基づく内部統制が有効な手法の一つであると言われている。

一方、内部統制の整備・運用を考えた場合、全く新しい概念を導入して、既存の作業に加え新たな作業を創出するのではないかと受け止められがちである。しかし、内部統制の整備・運用は、大きな事務負担やコストを必ずしも強いるものではなく、むしろ事務の合理化や省力化に資するものである。

また、地方公共団体が一つの組織として継続的に運営されている以上、その業務の中に相当の内部統制が既に存在している。例えば、事務分掌、担当者同士の相互チェック、管理者の決裁承認などである。

しかしながら、現時点での本県組織における内部統制については、全庁的に統一化、体系化されていないほか、組織的な対応が行われていないこと、また、全ての職員にリスクに対する意識や組織的対応などの内部統制の考え方が十分に浸透していないことなどの基本的な課題があると認識しており、昨年の決算審査でも意見を付したところである。県では、これらの課題に対応すべく、平成 26 年 3 月に策定した「宮城県行政改革・行政運営プログラム」の具体的推進事項の中で内部統制の整備を掲げるとともに、知事を議長とする内部統制システム推進会議を立ち上げ、全庁的な取組を開始していることは評価するものである。

内部統制の整備・運用は、単にマニュアルや文書を作成することではなく、組織の使命・目的が達成されていることの合理的な保証を得るために、業務の中に組み込まれ、常に業務改善を伴いながら、職員の意識改革の下、全ての者によって遂行されるプロセスである。すなわち、適正かつ公正な行政運営を確立し、もって、県民の県政への信頼を確保していくことが県庁組織の使命であり、各所属・職員一人ひとりが、規範意識及びリスクに対する意識を持ち、適正な事務執行をしていくことが求められており、その合理的な保証を得るための仕組みが内部統制である。

今後、内部統制システムを構築していくに当たっては、内部統制の推進がなぜ必要なのか、についての共通認識を職員一人ひとりに浸透させることから始めることが重要である。その上で、各所属において、管理職のリーダーシップとマネジメントの下、それぞれの組織体制や業務内容に応じてどのような内部統制の整備が必要かを見定め、取組を推進していくことを求めるものである。はじめから完璧なものを目指す必要はない。小さな取組であっても継続し、改善し続けること（PDCA サイクル）によってそれぞれの職場に合った内部統制が構築されることを大いに期待している。

⑤ 収入未済について

県税の収入未済額は、63 億 5,444 万 8,976 円と前年度を 6 億 7,140 万 7,617 円（9.6%）下回り大幅に縮減されている。このうち、個人県民税においては、新たに各県税事務所に設置した「市町村滞納整理業務改善チーム」による市町村支援や特別徴収義務者一斉指定の推進、宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収などを行った結果、前年度に比べ約 5 億 2 千万円縮減されている。また、個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への徴収猶予などの配慮を継続しつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの徴収努力により、前年度に比べ約 1 億 5 千万円縮減されている。縮減に

向けたこれまでの取組を大いに評価するものである。

しかしながら、依然として多額の収入未済が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。特に、個人県民税については、特別徴収の拡充、「市町村滞納整理業務改善支援チーム」による支援など、「個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である」との認識の下で、収入未済額縮減に向け一層の積極的な取組に努められたい。

県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く。）については、県営住宅使用料及び放置違反金などにおいて、債権回収の強化や滞納の未然防止が図られ収入未済額が減少している。その一方で、返還金、特別納付金、県産材産地体制整備資金貸付金償還金、土地区画整理組合事業資金貸付金償還金に係る延滞金、母子寡婦福祉資金貸付金償還金など一般会計及び特別会計の合計で 25 億 6,481 万 6,601 円と前年度を 5 億 1,629 万 1,098 円（25.2 %）上回り大幅に増加している。これは、返還金（中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業等）及び補助金等精算返還金等、東日本大震災からの復旧・復興に関する補助事業等の不正受給などにより新たに多額の収入未済が発生したことに加え、従来からある特別納付金（産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る費用）、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、生活保護扶助費返還金などにおいて増加し続けていることによるものである。

このため、これまでの収入未済額縮減対策、特に収入未済額縮減推進会議での取組を充実・強化することに加え、東日本大震災に係る復旧・復興に関する補助事業等において、適切な事業の進行管理及び履行確認を徹底するなど不正防止の対策を講じるとともに、新たな収入未済額発生防止に努められたい。

⑥ 会計事務処理の遅延、誤り等について

収入に関する事務の関係では、調定遅延、督促遅延、使用料の算定誤り等が見受けられたほか、支出に関する事務の関係では、二重払、支払遅延及び支出金額の誤りなどによる加算金等の支払い等が認められた。組織として、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスが依然として発生していることから、今後早急に職場内のチェック体制を強化するとともに、職員の人事異動時の事務引継ぎの徹底、職員研修の充実、出納局及び本庁主務課による会計事務指導の強化などに取り組み、適正な会計事務執行に努められたい。

また、平成 25 年度行政監査結果報告書でも述べたとおり、行政監査の監査対象から旅費システムを含む財務会計システム

の改善に関する意見が多くあったことから、事務の適正化・効率化や職員の負担軽減の観点からもシステムの改善及び旅費制度の見直しについて検討されるよう強く要望するものである。

⑦ 入札・契約に係る執行について

入札・契約に係る事務の執行では、工事請負契約及び委託契約において、契約執行者以外の者が予定価格を訂正するなど、制度の理解不足による不適切な取扱いが認められた。今後このようなことがないよう、制度に関する知識習得及び職場内のチェック体制の強化を図り、再発防止に努められたい。また、入札及び契約については、一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の競争性・透明性・公平性を確保するとともに、社会・経済情勢を慎重に見極めながら、随時必要な制度の見直しに努められたい。

なお、入札事務については、事務手続の誤りによる入札の延期及び中止等が散見される。入札の延期や中止によって、応札者の事務負担の増加や工事施行の遅延等が生じることから、会計制度全般への精通に向けた不断の努力を怠らず、チェック体制の強化も含め、こうした手続ミス未然防止に努められたい。

⑧ 公社等外郭団体の自立化について

公社等外郭団体については、県議会「県出資団体等調査特別委員会」からの提言を踏まえ、「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」に基づき、早急な経営改善又は組織の在り方検討が必要な団体への重点的な指導等により、団体の自立的経営確立に向けた取組や統廃合を含めた組織の見直しがなされてきている。これまでの成果に加え、経営環境の変化を踏まえて新たに策定した「第Ⅳ期公社等外郭団体改革計画」に沿って、県の財政的関与の適正化や団体の自立化が図られるよう、より一層の取組強化に努められたい。

⑨ 県民等への説明と関係部局間の連携について

事務事業の執行に当たっては、取組状況について県民向けに「見える化」を図るとともに、成果重視や費用対効果などの面においても、一層県民の視点に立った施策展開に努められたい。

また、業務遂行に当たっては、数多くの復興関連事業を円滑に推進していくためにも、引き続き県組織が一体となって震災復興に取り組む必要がある。このため、関係部局間及び本庁・地方機関間において、各種会議や庁内情報基盤等を活用するなどして、情報の共有化を図るとともに、一層の連携強化に努められたい。

(3) 個別事項に関する意見

① 東日本大震災からの復旧・復興について

東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、宮城県震災復興計画に基づき、時代を先取りした「創造的な復興」の具現化に向けて、被災者の生活再建、産業の再生と雇用の場の確保、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備等を迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。

このため、被災市町に最大限の支援を行いながら、一日も早い復旧・復興に向け全力で取り組むとともに、引き続き関係市町村と連携した施策の推進、財源確保及び実情に即した復興支援制度運用に係る国への要望などに努められたい。併せて、広く県民等の協力と理解を得て復興事業を進めていくため、事業の進捗状況等の県民等への周知について、より工夫をされたい。

また、東日本大震災の発生から今日までの経験及び対応した事項については、将来の大規模災害に備えるための教訓として全国に情報発信をしていくことも本県の使命である。このため、東日本大震災を風化させないためにも、復旧・復興の進捗状況に加え、震災に係る本県のこれまでの経験や対応などについて、市町村や民間の取組なども併せた情報の発信に努められたい。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題については、損害賠償や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに、積極的な情報提供により、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

次に掲げる項目については、特に重点的に取り組まれたい。

- イ 復旧・復興事業の加速化として
 - (イ) 県組織一体となった取組の推進
 - (ロ) 復興モデルの構築に向けた取組の推進
 - (ハ) 事業の進捗に合わせた組織及び人員体制の見直し 等

- ロ 被災者対策として
 - (イ) 被災者の働く場の確保
 - (ロ) 被災者の健康管理及び心のケア
 - (ハ) 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー
 - (ニ) 被災地の交通安全及び生活安全の確保 等
- ハ 市町村の復興支援として
 - (イ) マンパワーの確保対策
 - (ロ) 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等
- ニ 放射能対策として
 - (イ) 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信
 - (ロ) 市町村と連携した除染事業の推進
 - (ハ) 損害賠償対策・風評被害対策 等
- ホ 将来の災害への対応として
 - (イ) 東日本大震災後の県の対応の検証・評価，宮城県地域防災計画の見直し
 - (ロ) 広域防災拠点整備の在り方検討
 - (ハ) 通信手段の多様化及び情報・通信体制の整備
 - (ニ) 学校の防災マニュアルの改善と対応の徹底 等
- ヘ 国への要望として
 - (イ) 長期的な復興関連予算の確保
 - (ロ) 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用
 - (ハ) 地域の実情を踏まえた復興支援制度の弾力的運用 等
- ト 東日本大震災を風化させないための発信として
 - (イ) 各種支援機関，ボランティア等を通じた情報発信の強化
 - (ロ) 市町村及び民間のノウハウを含めた被災対応事例に係る各種情報の発信(後世への伝承) 等
- チ 職員の健康管理等の徹底と人材確保として
 - (イ) 職員の健康管理と交通事故防止
 - (ロ) 復興事業に係る人材確保 等

② 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進について

再生可能エネルギー及び省エネルギーについては、震災時の停電及び原発事故の経験から電源確保に対する県民の意識が向上したことに加え、国や県の補助事業の効果もあり、住宅用太陽光発電の導入が飛躍的に進んでいる。県としても、市町村や民間事業者等と連携しながら、さらに地域資源を活かした再生可能エネルギーの普及を加速させ、環境と経済の両立した、真に豊かな富県宮城の実現を目指し、関係する施策のより一層の推進に努められたい。併せて、省エネルギー社会の推進についても継続して取組を図られたい。

③ 男女共同参画社会の推進について

宮城県男女共同参画基本計画に掲げる県の審議会等における女性委員の割合については、計画策定時の平成 22 年 4 月 1 日現在 33.9 %でスタートしたが、その後においても大きく改善されず、平成 25 年 4 月 1 日現在で 34.8 %、平成 26 年 4 月 1 日現在では 35.1 % (速報値) とほぼ横ばいの状況となっている。

この指標は、県行政の男女共同参画社会実現に向けた取組姿勢を示す代表的な指標であるが、諸般の事情があるとはいえ、積極的な女性委員登用の実績は認められない。したがって、これまでの監査及び決算審査において、全庁一体となった取組を繰り返し求めてきた経緯を考えると、ほぼ横ばいの現状は甚だ遺憾である。

県では、平成 28 年度までに審議会等における女性委員の割合を 40 %とする目標を設定している。このことから、各審議会等においては、40 %前後に達することで責任を果たしたものと受け止めている面もあり、このことが全体の伸びを抑える大きな要因になっている。

このため、女性の活躍が進んでいる分野では 40 %を超える更なる登用を図るとともに、団体推薦の委員が多数を占める審議会等においては依頼方法を工夫することなどにより、女性委員の割合を加速度的に引き上げることを求める。さらに、今後は男女共同参画社会により相応しい目標値を設定することを含めた「男女共同参画基本計画」の見直しを求める。

また、知事部局における管理職に占める女性職員の割合は、平成 26 年 4 月 1 日現在で 5.6 %と前年の 5.7 %と比較しほぼ横ばいとなっているが、2 人の部長級職員への登用が実現したことは評価するものである。引き続き女性職員の幹部職員への登用を積極的に進められたい。

現在、国においては、新たな成長戦略で、女性の力は我が国最大の潜在力であるとし「女性の活躍推進」を中核に位置づけるとともに、社会のあらゆる分野において、平成32年までに指導的地位に女性が占める割合を少なくとも30%程度とする目標を設定するなど、女性の活躍推進について、その決意を強く発信している。また、企業においても経営戦略の一環として、女性の管理職登用に数値目標を定める動きも出ている。

このような国や企業の積極的な取組が始まっている中で、県行政においては、国等の最近の動きに連動して、男女共同参画を主要施策の柱の一つに位置づけることを求める。さらに、施策の実現に向けては、改めて宮城県男女共同参画推進条例（平成13年宮城県条例第33号）の前文※の決意を熟慮し、職員の意識改革を含め、県組織に男女共同参画を推進する風土を醸成することを最重点として取り組む必要がある。その上で、男女が共にその個性と能力を発揮できる「新しい生活文化」を創造する諸施策の推進を強く求める。

※「宮城県男女共同参画推進条例」前文

すべての個人は性別にかかわらず、人として平等な存在であり、男女は、その違いを認めつつ、互いの人権を十分に尊重しなければならない。

宮城県においては、男女平等の実現に向けて、男女共同参画推進プランの策定をはじめ、様々な取組みがなされてきた。しかしながら、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行が存在している現況から、あらゆる分野での男女平等と男女共同参画社会の実現を目指すには、県、県民及び事業者が一体となり総合的に取り組むことが重要である。

少子高齢化の進展等社会経済構造の急激な変化が進む中で、県民が真に豊かで、安心とゆとりのある生活を実現していくためには、男女が共にその個性と能力とを十分に発揮できる環境が整備されなければならない。男女が、性別にとらわれることなく、共に対等な立場に立って、労働、家庭生活、地域活動などをバランスよく営むことができる新しい生活文化を創造することこそが、今強く求められている。

すべての県民の人権が平等に保障され、男女が共に責任を分かちあう社会を構築していくため、男女共同参画社会の早期実現を目指すことを決意し、ここに、この条例を制定する。

4 決 算 の 概 要

平成25年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は2兆101億4,683万1,673円で、前年度の2兆2,950億5,438万1,367円と比較し2,849億754万9,694円(△12.4%)減少している。

歳出決算合計額は1兆8,488億7,897万1,699円で、前年度の2兆1,299億9,393万1,585円と比較し2,811億1,495万9,886円(△13.2%)減少している。

歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,612億6,785万9,974円の黒字となり、前年度の1,650億6,044万9,782円の黒字と比較し37億9,258万9,808円(△2.3%)減少している。

この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,290億9,813万2,451円を控除した実質収支額は321億6,972万7,523円で、このうち一般会計の実質収支額は281億8,733万9,806円となり、前年度の一般会計の実質収支額304億9,996万3,531円と比較し23億1,262万3,725円(△7.6%)減少している。

一般会計の歳入決算額は1兆6,937億5,032万8,179円で、前年度に比べ2,708億6,005万2,152円(△13.8%)減少している。これは、諸収入が154億528万8,238円、県税が91億557万4,977円、繰越金が65億3,027万7,099円、地方譲与税が59億3,863万8,280円増加した一方、地方交付税が1,211億7,985万6,000円、国庫支出金が1,181億2,464万9,701円、繰入金が423億3,204万1,172円、県債が299億4,396万8,785円減少したことなどによるものである。

歳出決算額は1兆5,380億9,337万7,707円で、前年度に比べ2,700億5,815万7,767円(△14.9%)減少している。これは、衛生費が580億9,671万2,209円、土木費が79億5,541万6,120円、公債費60億5,988万5,618円、農林水産業費60億4,722万7,890円増加した一方、総務費が2,080億998万7,308円、災害復旧費が868億2,025万1,029円、民生費が515億1,136万9,438円減少したことなどによるものである。

特別会計の歳入決算額は3,163億9,650万3,494円で、前年度に比べ140億4,749万7,542円(△4.3%)減少し、歳出決算額は3,107億8,559万3,992円で、前年度に比べ110億5,680万2,119円(△3.4%)減少している。これは、歳入及び歳出決算額が公債費特別会計で増加した一方、小規模企業者等設備導入資金特別会計及び流域下水道事業特別会計で減少したことなどによるものである。

一時借入金は、一般会計では借入限度額1,800億円に対し、最高借入額は平成25年6月21日の707億492万3,000円であった。特別会計では流域下水道事業特別会計20億円、港湾整備事業特別会計5億円の借入限度額を設定しているが、いずれの会計においても借入れはなかった。

平成25年度末における県債現在高は1兆7,767億9,782万9,783円で、臨時財政対策債の大幅な発行などにより前年度に比べ213億7,113万8,829円(1.2%)増加している。

また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は1,052億3,203万2,415円となり、前年度よりも154億4,168万5,259円(17.2%)増加している。

財政指標では、地方自治体の財政力を示す財政力指数は0.52562(前年度0.50292)と前年度より改善しているが、財政構造の弾力性の指標である経常収支比率は96.1%(前年度93.1%)と高率を示しており、財政構造の硬直化が続いている。

一般会計及び特別会計歳入歳出決算額対前年度比較調

(単位:円, %)

区 分	歳入歳出予算現額 (A)	歳 入			歳 出			歳入歳出差引額 (B) - (C)	
		決 算 額 (B)	予算現額との比較 (B) - (A)	(B)/(A)	決 算 額 (C)	予算現額との比較 (A) - (C)	(C)/(A)		
一 般 会 計	平成25年度 (イ)	2,048,721,634,514	1,693,750,328,179	△354,971,306,335	82.7	1,538,093,377,707	510,628,256,807	75.1	155,656,950,472
	平成24年度 (ロ)	2,374,474,700,376	1,964,610,380,331	△409,864,320,045	82.7	1,808,151,535,474	566,323,164,902	76.1	156,458,844,857
	比較増減(△) (イ)-(ロ) (ハ)	△325,753,065,862	△270,860,052,152	—		△270,058,157,767	—		△801,894,385
	(ハ)/(ロ)	△ 13.7%	△ 13.8%	—		△ 14.9%	—		—
特 別 会 計	平成25年度 (ニ)	319,791,109,432	316,396,503,494	△3,394,605,938	98.9	310,785,593,992	9,005,515,440	97.2	5,610,909,502
	平成24年度 (ホ)	333,300,532,800	330,444,001,036	△2,856,531,764	99.1	321,842,396,111	11,458,136,689	96.6	8,601,604,925
	比較増減(△) (ニ)-(ホ) (ヘ)	△13,509,423,368	△14,047,497,542	—		△11,056,802,119	—		△2,990,695,423
	(ヘ)/(ホ)	△ 4.1%	△ 4.3%	—		△ 3.4%	—		—
計	平成25年度 (ト)	2,368,512,743,946	2,010,146,831,673	△358,365,912,273	84.9	1,848,878,971,699	519,633,772,247	78.1	161,267,859,974
	平成24年度 (チ)	2,707,775,233,176	2,295,054,381,367	△412,720,851,809	84.8	2,129,993,931,585	577,781,301,591	78.7	165,060,449,782
	比較増減(△) (ト)-(チ) (リ)	△339,262,489,230	△284,907,549,694	—		△281,114,959,886	—		△3,792,589,808
	(リ)/(チ)	△ 12.5%	△ 12.4%	—		△ 13.2%	—		—

注 歳入決算額には過誤納額を含んでいる。

財政力指数・経常収支比率・実質公債費比率の年度別推移(平成20年度～平成25年度)

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
財 政 力 指 数	0.54295	0.53843	0.52186	0.50519	0.50292	0.52562
経 常 収 支 比 率	94.0%	94.2%	88.2%	93.3%	93.1%	96.1%
実 質 公 債 費 比 率	14.7%	15.0%	15.1%	15.5%	15.2%	14.4%

5 決 算 参 考 資 料

(1) 一 般 会 計

ア 款 別 歳 入 額

科 目	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	左 の 構 成 比		収 入 済 額 (C)	左 の 構 成 比		収 入 率 C/B		C の 前 年 度 比		不 納 欠 損 額	収 入 未 済 額	(C)/(A)
			当 年 度	前 年 度		当 年 度	前 年 度	当 年 度	前 年 度	H25/H24	H24/H23			
1 県 税	251,320,000,000	258,841,948,609	13.4	11.1	251,976,827,645	14.9	12.4	97.3	96.8	103.7	117.8	517,533,466	6,354,448,976	100.3
2 地方消費税清算金	45,325,000,000	45,325,059,885	2.3	2.0	45,325,059,885	2.7	2.3	100.0	100.0	99.1	99.7	0	0	100.0
3 地方譲与税	37,411,000,000	37,425,094,052	1.9	1.4	37,425,094,052	2.2	1.6	100.0	100.0	118.9	103.0	0	0	100.0
4 地方特例交付金	677,262,000	677,262,000	0.0	0.0	677,262,000	0.0	0.0	100.0	100.0	101.8	24.9	0	0	100.0
5 地方交付税	261,905,231,000	261,905,231,000	13.5	16.9	261,905,231,000	15.5	19.5	100.0	100.0	68.4	79.7	0	0	100.0
6 交通安全対策特別交付金	503,000,000	539,459,000	0.0	0.0	539,459,000	0.0	0.0	100.0	100.0	97.8	98.3	0	0	107.2
7 分担金及び負担金	(373,337,000) 8,860,634,000	8,840,265,660	0.5	0.2	8,636,067,493	0.5	0.3	97.7	92.4	172.6	124.3	4,295,250	199,902,917	97.5
8 使用料及び手数料	9,784,513,000	10,252,493,082	0.5	0.4	10,033,333,368	0.6	0.5	97.9	97.5	101.5	104.2	10,719,627	208,440,087	102.5
9 国庫支出金	(243,169,965,650) 642,528,469,650	574,982,002,285	29.7	33.3	348,352,550,606	20.6	23.7	60.6	61.9	74.7	71.7	0	226,629,451,679	54.2
10 財産収入	2,492,486,000	2,623,638,039	0.1	0.1	2,619,458,039	0.2	0.1	99.8	99.8	92.2	145.4	0	4,180,000	105.1
11 寄附金	4,120,192,000	4,550,260,109	0.2	0.2	4,550,260,109	0.3	0.2	100.0	100.0	114.6	12.8	0	0	110.4
12 繰入金	(204,757,688) 193,189,522,688	168,704,640,786	8.7	9.3	168,704,640,786	10.0	10.7	100.0	100.0	79.9	144.8	0	0	87.3
13 繰越金	(125,958,881,326) 156,458,844,326	156,458,844,857	8.1	6.6	156,458,844,857	9.2	7.6	100.0	100.0	104.4	426.6	0	0	100.0
14 諸収入	(53,052,529,850) 346,725,736,850	326,857,675,961	16.9	13.5	318,292,327,673	18.8	15.4	97.4	98.8	105.1	145.1	49,288,105	8,516,075,583	91.8
15 県債	(11,947,809,000) 87,419,743,000	78,253,911,666	4.0	4.8	78,253,911,666	4.6	5.5	100.0	100.0	72.3	96.0	0	0	89.5
計	(434,707,280,514) 2,048,721,634,514	1,936,237,786,991	100.0	100.0	1,693,750,328,179	100.0	100.0	87.5	86.8	86.2	99.9	581,836,448	241,912,499,242	82.7
前 年 度	(438,028,417,376) 2,374,474,700,376	2,263,731,080,114	—	—	1,964,610,380,331	—	—	—	—	—	—	1,081,235,841	298,040,160,006	82.7
比較増減(△)	(△ 3,321,136,862) △ 325,753,065,862	△ 327,493,293,123	—	—	△ 270,860,052,152	—	—	—	—	—	—	△ 499,399,393	△ 56,127,660,764	—

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額6,876,878円(県税6,861,478円、諸収入15,400円)を含んでいる。

(注3) 県税の収入未済額には徴収猶予額225,362,816円を含んでいる。

イ 県税税目別課税収入状況

区 分	予 算 現 額 (A)	調 定 額 (B)	(B)/(A)	収 入 済 額 (C)	(C) の 前 年 度 比	(C)/(A)	(C)/(B)	不 納 欠 損 額 (D)	(D)/(B)	収 入 未 済 額 (E)	(E)/(B)
	円	円	%	円	%	%	%	円	%	円	%
1 県 民 税	89,275,000,000	95,253,955,930	106.7	(6,104,278) 89,619,204,240	108.2	100.4	94.1	405,560,136	0.4	5,235,295,832	5.5
個 人	70,381,000,000	76,246,493,171	108.3	(6,030,834) 70,686,147,587	109.6	100.4	92.7	398,751,513	0.5	5,167,624,905	6.8
法 人	15,018,000,000	15,119,468,995	100.7	(73,444) 15,045,062,889	90.9	100.2	99.5	6,808,623	0.0	67,670,927	0.4
利 子 割	1,064,000,000	1,067,973,734	100.4	1,067,973,734	97.3	100.4	100.0	0	0.0	0	—
配 当 割	1,152,000,000	1,158,033,184	100.5	1,158,033,184	207.4	100.5	100.0	0	0.0	0	—
株 式 等 譲 渡 所	1,660,000,000	1,661,986,846	100.1	1,661,986,846	1136.3	100.1	100.0	0	0.0	0	—
2 事 業 税	52,977,000,000	53,369,265,318	100.7	(128,400) 53,064,810,476	104.7	100.2	99.4	28,609,158	0.1	275,974,084	0.5
個 人	3,204,000,000	3,318,435,121	103.6	(128,400) 3,214,630,936	127.7	100.3	96.9	10,495,925	0.3	93,436,660	2.8
法 人	49,773,000,000	50,050,830,197	100.6	49,850,179,540	103.5	100.2	99.6	18,113,233	0.0	182,537,424	0.4
3 地 方 消 費 税	32,938,000,000	32,939,982,893	100.0	32,939,982,893	100.9	100.0	100.0	0	0.0	0	—
4 不 動 産 取 得 税	6,241,000,000	6,540,898,734	104.8	(33,000) 6,275,030,138	104.3	100.5	95.9	14,608,348	0.2	251,293,248	3.8
5 県 た ば こ 税	3,535,000,000	3,535,049,271	100.0	3,535,049,271	60.2	100.0	100.0	0	0.0	0	—
6 ゴ ル フ 場 利 用 税	734,000,000	745,829,907	101.6	735,437,095	106.2	100.2	98.6	0	0.0	10,392,812	1.4
7 自 動 車 取 得 税	4,568,000,000	4,570,742,700	100.1	(17,700) 4,570,746,000	94.4	100.1	100.0	0	0.0	14,400	0.0
8 軽 油 引 取 税	29,398,000,000	29,675,503,231	100.9	29,532,485,973	106.2	100.5	99.5	0	0.0	143,017,258	0.5
9 自 動 車 税	31,282,000,000	31,820,484,048	101.7	(578,100) 31,315,709,886	100.8	100.1	98.4	68,521,258	0.2	436,831,004	1.4
10 鉱 区 税	3,000,000	3,196,600	106.6	3,196,600	100.1	106.6	100.0	0	0.0	0	—
11 狩 猟 税	24,000,000	24,061,000	100.3	24,061,000	95.9	100.3	100.0	0	0.0	0	—
12 核 燃 料 税	0	0	—	0	—	—	—	0	—	0	—
13 産 業 廃 棄 物 税	345,000,000	360,992,360	104.6	360,992,360	85.9	104.6	100.0	0	0.0	0	—
14 旧 法 に よ る 税	0	1,986,617	—	121,713	4.1	—	6.1	234,566	11.8	1,630,338	82.1
計	251,320,000,000	258,841,948,609	103.0	(6,861,478) 251,976,827,645	103.7	100.3	97.3	517,533,466	0.2	6,354,448,976	2.5
前 年 度	242,300,000,000	250,847,531,029	103.5	(606,064) 242,871,252,668	117.8	100.2	96.8	951,027,832	0.4	7,025,856,593	2.8
比 較 増 減 (△)	9,020,000,000	7,994,417,580	—	(6,255,414) 9,105,574,977	—	—	—	△ 433,494,366	—	△ 671,407,617	—

(注) () 内は、過誤納額を示し、内書きである。

ウ 県税以外の収入未済状況

科 目	金 額	摘 要
分担金及び負担金	26,594,679 円	
負担金	26,594,679	
民生費負担金	25,884,702	
児童福祉費	25,884,702	児童保護費 17,317,884 円 扶養保険費 6,714,170 さわらび学園費 1,127,848 その他 724,800
衛生費負担金	709,977	
公衆衛生費	709,977	未熟児養育費 709,977
使用料及び手数料	208,440,087	
使用料	208,440,087	
民生使用料	5,716,517	
社会福祉費	1,129,746	第二啓佑学園 1,099,316 その他 30,430
児童福祉費	4,586,771	拓桃医療療育センター 2,970,887 啓佑学園 1,615,884
農林水産業使用料	739,340	
水産業費	739,340	漁港施設 739,340
土木使用料	201,568,430	
河川海岸費	406,550	河川海岸敷 406,550
港湾費	219,420	港湾施設 219,420
住宅費	200,942,460	県営住宅 190,750,560 県営住宅駐車場 10,191,900
教育使用料	415,800	
高等学校費	415,800	全日制高等学校授業料 415,800
財産収入	4,180,000	
財産売払収入	4,180,000	
生産物売払収入	4,180,000	
水産業費	4,180,000	生産種苗売払 4,180,000

諸収入	2,112,290,656 円		
延滞金, 加算金及び過料等	326,138,982		
延滞金	239,932,132		
延滞金	239,932,132	延滞金	239,932,132 円
加算金	65,056,841		
加算金	65,056,841	加算金	65,056,841
過料等	21,150,009		
過料等	21,150,009	放置違反金	21,150,009
貸付金元利収入	283,572,966		
民生費貸付金元利収入	1,136,000		
社会福祉費	1,136,000	介護福祉士等修学資金貸付金元金	1,136,000
衛生費貸付金元利収入	9,799,889		
医薬費	9,799,889	看護学生等修学資金貸付金元金 医学生修学資金等貸付金元金 医学生修学資金等貸付金利子	2,030,300 6,600,000 1,169,589
農林水産業費貸付金元利収入	271,654,077		
林業費	271,654,077	県産材産地体制整備資金貸付金元金	271,654,077
教育費貸付金元利収入	983,000		
高等学校費	983,000	定時制通信制課程修学資金貸付金元金	983,000
雑入	1,502,578,708		
違約金及び延納利息	66,441,789		
違約金	58,243,935	建設事業不履行違約金	58,138,500
延納利息	8,197,854		
雑入	1,436,136,919		
返還金	766,155,903	補助金等精算返還金 返還金 児童扶養手当給付費返還金 その他	53,338,648 685,377,775 22,022,540 5,416,940
雑入	669,981,016	特別納付金 損害賠償金 生活保護扶助費返還金 その他	571,094,996 15,949,315 81,687,216 1,249,489
合 計	2,351,505,422		

(注) 収入未済額(分担金及び負担金199,902,917円, 国庫支出金226,629,451,679円, 諸収入8,516,075,583円)のうち繰越事業に係る未収入特定財源(分担金及び負担金173,308,238円, 国庫支出金226,629,451,679円, 諸収入6,403,784,927円)は除いている。

工 款 別 歳 出 額

科 目	予 算 現 額 (A)	支 出 済 額 (B)	支 出 済 額				翌 年 度 繰 越 額			不 用 額 (C)	(B)/(A) %	(C)/(A) %
			構 成 比		年 度 対 比		繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計			
			当 年 度	前 年 度	H25/H24	H24/H23						
1 議 会 費	円 1,632,795,000	円 1,619,462,599	% 0.1	% 0.1	% 97.2	% 93.9	円 0	円 0	円 0	円 13,332,401	% 99.2	% 0.8
2 総 務 費	(15,304,915,650) 159,084,028,650	155,442,435,424	10.1	20.1	42.8	367.1	148,128,695	1,581,157,000	1,729,285,695	1,912,307,531	97.7	1.2
3 民 生 費	(6,976,481,244) 160,146,262,194	149,184,335,472	9.7	11.1	74.3	52.8	6,922,259,221	5,000,000	6,927,259,221	4,034,667,501	93.2	2.5
4 衛 生 費	(57,524,745,250) 271,980,349,250	241,625,315,798	15.7	10.2	131.7	144.7	26,141,052,820	352,901,500	26,493,954,320	3,861,079,132	88.8	1.4
5 労 働 費	(65,635,000) 52,872,796,112	48,948,897,670	3.2	2.4	112.8	37.4	4,601,128	0	4,601,128	3,919,297,314	92.6	7.4
6 農 林 水 産 業 費	(17,797,224,831) 110,830,996,172	71,242,731,213	4.6	3.6	109.3	152.2	31,055,440,956	1,405,189,500	32,460,630,456	7,127,634,503	64.3	6.4
7 商 工 費	(83,988,204,464) 255,476,182,464	167,103,156,242	10.9	9.2	100.5	175.8	34,738,437,517	38,589,440,322	73,327,877,839	15,045,148,383	65.4	5.9
8 土 木 費	(57,512,490,324) 207,213,656,169	97,183,646,059	6.3	4.9	108.9	124.4	82,057,789,007	9,627,251,218	91,685,040,225	18,344,969,885	46.9	8.9
9 警 察 費	(289,099,537) 47,625,263,656	46,537,040,365	3.0	2.8	93.2	95.0	619,729,235	53,696,880	673,426,115	414,797,176	97.7	0.9
10 教 育 費	(3,445,217,678) 216,785,202,115	211,944,373,344	13.8	12.1	97.0	94.1	2,434,013,070	58,924,760	2,492,937,830	2,347,890,941	97.8	1.1
11 災 害 復 旧 費	(191,803,266,536) 395,885,949,536	178,226,603,318	11.6	14.7	67.2	60.7	144,754,402,358	6,996,558,254	151,750,960,612	65,908,385,606	45.0	16.6
12 公 債 費	100,864,180,000	100,745,558,470	6.6	5.2	106.4	91.9	0	0	0	118,621,530	99.9	0.1
13 諸 支 出 金	68,290,059,733	68,289,821,733	4.4	3.7	102.6	112.5	0	0	0	238,000	100.0	0.0
14 予 備 費	33,913,463	0	0.0	0.0	0.0	0.0	0	0	0	33,913,463	0.0	100.0
計	(434,707,280,514) 2,048,721,634,514	1,538,093,377,707	100.0	100.0	85.1	99.5	328,875,854,007	58,670,119,434	387,545,973,441	123,082,283,366	75.1	6.0
前 年 度	(438,028,417,376) 2,374,474,700,376	1,808,151,535,474	—	—	—	—	342,077,589,549	92,629,690,965	434,707,280,514	131,615,884,388	76.1	5.5
比 較 増 減 (△)	(△3,321,136,862) △ 325,753,065,862	△ 270,058,157,767	—	—	—	—	△ 13,201,735,542	△ 33,959,571,531	△ 47,161,307,073	△ 8,533,601,022	—	—

(注) () 内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

オ 前年度からの繰越額一覧表

(単位：円)

科 目	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
款			
1 議 会 費	0	0	0
2 総 務 費	15,304,915,650	15,256,133,809	48,781,841
3 民 生 費	6,976,481,244	6,694,400,069	282,081,175
4 衛 生 費	57,524,745,250	57,117,524,917	407,220,333
5 労 働 費	65,635,000	62,903,153	2,731,847
6 農 林 水 産 業 費	17,797,224,831	13,127,691,763	4,669,533,068
7 商 工 費	83,988,204,464	73,740,006,441	10,248,198,023
8 土 木 費	57,512,490,324	40,355,006,725	17,157,483,599
9 警 察 費	289,099,537	204,640,055	84,459,482
10 教 育 費	3,445,217,678	3,033,082,229	412,135,449
11 災 害 復 旧 費	191,803,266,536	128,060,773,411	63,742,493,125
12 公 債 費	0	0	0
13 諸 支 出 金	0	0	0
14 予 備 費	0	0	0
合 計	434,707,280,514	337,652,162,572	97,055,117,942

(注1) 前年度繰越額は、事故繰越を含んでいる。

(注2) 決算額は、翌年度への事故繰越を含んでいる。

力 翌年度への繰越額一覧表

科 目		翌年度繰越額		
款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
1 議会費	1 議会費	0円	0円	0円
2 総務費	1 総務管理費	19,705,695	0	19,705,695
	2 企画費	128,423,000	12,037,000	140,460,000
	3 徴税費	0	0	0
	4 市町村振興費	0	0	0
	5 選挙費	0	0	0
	6 防災費	0	0	0
	7 統計調査費	0	0	0
	10 生活環境費	0	1,569,120,000	1,569,120,000
	計	148,128,695	1,581,157,000	1,729,285,695
3 民生費	1 社会福祉費	4,864,178,000	5,000,000	4,869,178,000
	2 児童福祉費	2,058,081,221	0	2,058,081,221
	計	6,922,259,221	5,000,000	6,927,259,221
4 衛生費	1 公衆衛生費	0	0	0
	2 環境衛生費	23,957,469,570	0	23,957,469,570
	3 公害対策費	716,987,000	0	716,987,000
	4 保健所費	0	0	0
	5 医薬費	1,466,596,250	352,901,500	1,819,497,750
	計	26,141,052,820	352,901,500	26,493,954,320
5 労働費	1 労政費	0	0	0
	2 職業訓練費	4,601,128	0	4,601,128
	計	4,601,128	0	4,601,128
6 農林水産業費	1 農業費	1,223,385,000	0	1,223,385,000
	2 畜産業費	29,871,000	0	29,871,000
	3 農地費	13,439,113,222	240,598,000	13,679,711,222
	4 林業費	3,699,524,615	191,807,040	3,891,331,655
	5 水産業費	12,663,547,119	972,784,460	13,636,331,579
	計	31,055,440,956	1,405,189,500	32,460,630,456

科 目		翌 年 度 繰 越 額		
款	項	繰 越 明 許 費	事 故 繰 越 し	計
7 商 工 費	1 商 業 費	1,070,661,000	0	1,070,661,000
	2 工 鉱 業 費	33,514,846,517	38,579,783,322	72,094,629,839
	3 企 業 指 導 費	0	0	0
	4 観 光 費	152,930,000	9,657,000	162,587,000
	計	34,738,437,517	38,589,440,322	73,327,877,839
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	112,034,000	0	112,034,000
	2 道 路 橋 り よ う 費	43,313,356,000	4,086,289,201	47,399,645,201
	3 河 川 海 岸 費	7,600,152,600	1,295,632,930	8,895,785,530
	4 港 湾 費	4,067,320,137	3,606,547,025	7,673,867,162
	5 都 市 計 画 費	20,784,925,550	638,782,062	21,423,707,612
	6 住 宅 費	6,172,016,400	0	6,172,016,400
	7 空 港 費	7,984,320	0	7,984,320
	計	82,057,789,007	9,627,251,218	91,685,040,225
9 警 察 費	1 警 察 管 理 費	539,902,235	53,696,880	593,599,115
	2 警 察 活 動 費	79,827,000	0	79,827,000
	計	619,729,235	53,696,880	673,426,115
10 教 育 費	1 教 育 総 務 費	52,654,000	0	52,654,000
	4 高 等 学 校 費	1,182,641,070	5,467,120	1,188,108,190
	7 特 別 支 援 学 校 費	525,397,000	41,095,640	566,492,640
	8 私 立 学 校 費	10,555,000	0	10,555,000
	9 社 会 教 育 費	644,956,000	12,362,000	657,318,000
	10 保 健 体 育 費	17,810,000	0	17,810,000
	計	2,434,013,070	58,924,760	2,492,937,830
11 災 害 復 旧 費	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	168,016,000	19,702,966	187,718,966
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	753,681,399	82,168,300	835,849,699
	3 東 日 本 大 震 災 災 害 復 旧 費	143,832,704,959	6,894,686,988	150,727,391,947
	計	144,754,402,358	6,996,558,254	151,750,960,612
合 計	計	328,875,854,007	58,670,119,434	387,545,973,441

キ 四半期別資金の状況調

(歳入)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
県 税	251,320,000,000	収入額	78,121,756,655	31.0	50,270,654,614	20.0	67,928,037,544	27.0	42,932,188,002	17.0	12,724,190,830	5.0
			累 計	78,121,756,655	31.0	128,392,411,269	51.0	196,320,448,813	77.9	239,252,636,815	95.0	251,976,827,645
地方消費税清算金	45,325,000,000	収入額	4,268,897,000	9.4	5,870,065,000	13.0	2,616,931,000	5.8	32,569,166,885	71.9	0	—
			累 計	4,268,897,000	9.4	10,138,962,000	22.4	12,755,893,000	28.1	45,325,059,885	100.0	45,325,059,885
地方譲与税	37,411,000,000	収入額	2,314,345,013	6.2	6,697,585,000	17.9	13,553,249,022	36.2	14,859,915,017	39.7	0	—
			累 計	2,314,345,013	6.2	9,011,930,013	24.1	22,565,179,035	60.3	37,425,094,052	100.0	37,425,094,052
地方特例交付金	677,262,000	収入額	327,718,000	48.4	349,544,000	51.6	0	—	0	—	0	—
			累 計	327,718,000	48.4	677,262,000	100.0	677,262,000	100.0	677,262,000	100.0	677,262,000
地方交付税	261,905,231,000	収入額	85,343,610,000	32.6	88,811,719,000	33.9	36,898,193,000	14.1	50,851,709,000	19.4	0	—
			累 計	85,343,610,000	32.6	174,155,329,000	66.5	211,053,522,000	80.6	261,905,231,000	100.0	261,905,231,000
交通安全対策特別交付金	503,000,000	収入額	0	—	290,945,000	53.9	0	—	248,514,000	46.1	0	—
			累 計	0	—	290,945,000	53.9	290,945,000	53.9	539,459,000	100.0	539,459,000
分担金及び負担金	8,860,634,000	収入額	94,066,331	1.1	59,705,790	0.7	231,842,513	2.7	2,128,304,917	24.6	6,122,147,942	70.9
			累 計	94,066,331	1.1	153,772,121	1.8	385,614,634	4.5	2,513,919,551	29.1	8,636,067,493
使用料及び手数料	9,784,513,000	収入額	2,096,381,548	20.9	2,517,236,072	25.1	2,460,941,273	24.5	2,288,106,097	22.8	670,668,378	6.7
			累 計	2,096,381,548	20.9	4,613,617,620	46.0	7,074,558,893	70.5	9,362,664,990	93.3	10,033,333,368
国庫支出金	642,528,469,650	収入額	25,037,220,724	7.2	32,461,144,403	9.3	50,068,643,459	14.4	216,707,608,311	62.2	24,077,933,709	6.9
			累 計	25,037,220,724	7.2	57,498,365,127	16.5	107,567,008,586	30.9	324,274,616,897	93.1	348,352,550,606
財産収入	2,492,486,000	収入額	538,196,816	20.5	955,581,612	36.5	244,488,032	9.3	691,869,140	26.4	189,322,439	7.2
			累 計	538,196,816	20.5	1,493,778,428	57.0	1,738,266,460	66.4	2,430,135,600	92.8	2,619,458,039
寄 附 金	4,120,192,000	収入額	749,686,079	16.5	1,212,460,434	26.6	1,868,590,310	41.1	623,152,178	13.7	96,371,108	2.1
			累 計	749,686,079	16.5	1,962,146,513	43.1	3,830,736,823	84.2	4,453,889,001	97.9	4,550,260,109
繰 入 金	193,189,522,688	収入額	26,593,863,527	15.8	13,560,413,676	8.0	17,782,563,949	10.5	116,822,583,529	69.2	△6,054,783,895	△ 3.6
			累 計	26,593,863,527	15.8	40,154,277,203	23.8	57,936,841,152	34.3	174,759,424,681	103.6	168,704,640,786
繰 越 金	156,458,844,326	収入額	156,458,844,857	100.0	0	—	0	—	0	—	0	—
			累 計	156,458,844,857	100.0	156,458,844,857	100.0	156,458,844,857	100.0	156,458,844,857	100.0	156,458,844,857
諸 収 入	346,725,736,850	収入額	11,236,526,339	3.5	10,051,297,981	3.2	53,771,790,620	16.9	142,065,966,386	44.6	101,166,746,347	31.8
			累 計	11,236,526,339	3.5	21,287,824,320	6.7	75,059,614,940	23.6	217,125,581,326	68.2	318,292,327,673
県 債	87,419,743,000	収入額	0	—	809,700,000	1.0	17,548,400,000	22.4	23,844,478,333	30.5	36,051,333,333	46.1
			累 計	0	—	809,700,000	1.0	18,358,100,000	23.5	42,202,578,333	53.9	78,253,911,666
歳 入 合 計	2,048,721,634,514	収入額	393,181,112,889	23.2	213,918,052,582	12.6	264,973,670,722	15.6	646,633,561,795	38.2	175,043,930,191	10.3
			累 計	393,181,112,889	23.2	607,099,165,471	35.8	872,072,836,193	51.5	1,518,706,397,988	89.7	1,693,750,328,179

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳 出)

科目(款)	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
議 会 費	1,632,795,000	支出額	562,113,545	34.7	275,878,074	17.0	536,846,090	33.1	238,662,630	14.7	5,962,260	0.4
			累計	562,113,545	34.7	837,991,619	51.7	1,374,837,709	84.9	1,613,500,339	99.6	1,619,462,599
総 務 費	159,084,028,650	支出額	6,975,632,268	4.5	23,061,195,415	14.8	46,094,089,891	29.7	57,239,820,254	36.8	22,071,697,596	14.2
			累計	6,975,632,268	4.5	30,036,827,683	19.3	76,130,917,574	49.0	133,370,737,828	85.8	155,442,435,424
民 生 費	160,146,262,194	支出額	26,418,456,770	17.7	26,661,055,666	17.9	27,212,780,825	18.2	38,638,407,397	25.9	30,253,634,814	20.3
			累計	26,418,456,770	17.7	53,079,512,436	35.6	80,292,293,261	53.8	118,930,700,658	79.7	149,184,335,472
衛 生 費	271,980,349,250	支出額	30,775,821,867	12.7	37,648,956,629	15.6	23,021,168,697	9.5	91,526,057,668	37.9	58,653,310,937	24.3
			累計	30,775,821,867	12.7	68,424,778,496	28.3	91,445,947,193	37.8	182,972,004,861	75.7	241,625,315,798
労 働 費	52,872,796,112	支出額	1,069,528,230	2.2	1,305,224,458	2.7	3,979,588,152	8.1	19,906,757,123	40.7	22,687,799,707	46.3
			累計	1,069,528,230	2.2	2,374,752,688	4.9	6,354,340,840	13.0	26,261,097,963	53.7	48,948,897,670
農 林 水 産 業 費	110,830,996,172	支出額	13,001,823,236	18.3	7,757,499,268	10.9	17,396,909,503	24.4	22,808,407,457	32.0	10,278,091,749	14.4
			累計	13,001,823,236	18.3	20,759,322,504	29.1	38,156,232,007	53.6	60,964,639,464	85.6	71,242,731,213
商 工 費	255,476,182,464	支出額	112,841,478,278	67.5	18,333,062,400	11.0	19,449,479,371	11.6	14,050,553,730	8.4	2,428,582,463	1.5
			累計	112,841,478,278	67.5	131,174,540,678	78.5	150,624,020,049	90.1	164,674,573,779	98.5	167,103,156,242
土 木 費	207,213,656,169	支出額	7,791,804,458	8.0	15,794,636,879	16.3	20,900,360,880	21.5	35,061,577,618	36.1	17,635,266,224	18.1
			累計	7,791,804,458	8.0	23,586,441,337	24.3	44,486,802,217	45.8	79,548,379,835	81.9	97,183,646,059
警 察 費	47,625,263,656	支出額	11,326,642,204	24.3	9,029,304,097	19.4	12,398,635,569	26.6	9,135,882,351	19.6	4,646,576,144	10.0
			累計	11,326,642,204	24.3	20,355,946,301	43.7	32,754,581,870	70.4	41,890,464,221	90.0	46,537,040,365
教 育 費	216,785,202,115	支出額	51,342,911,486	24.2	46,933,021,014	22.1	56,314,412,571	26.6	37,915,986,019	17.9	19,438,042,254	9.2
			累計	51,342,911,486	24.2	98,275,932,500	46.4	154,590,345,071	72.9	192,506,331,090	90.8	211,944,373,344
災 害 復 旧 費	395,885,949,536	支出額	13,805,334,548	7.7	27,188,304,762	15.3	36,868,313,777	20.7	43,517,313,710	24.4	56,847,336,521	31.9
			累計	13,805,334,548	7.7	40,993,639,310	23.0	77,861,953,087	43.7	121,379,266,797	68.1	178,226,603,318
公 債 費	100,864,180,000	支出額	10,071,430,713	10.0	28,847,484,612	28.6	9,306,318,733	9.2	52,519,993,242	52.1	331,170	0.0
			累計	10,071,430,713	10.0	38,918,915,325	38.6	48,225,234,058	47.9	100,745,227,300	100.0	100,745,558,470
諸 支 出 金	68,290,059,733	支出額	6,450,042,000	9.4	13,645,580,696	20.0	8,099,963,836	11.9	40,094,235,201	58.7	0	—
			累計	6,450,042,000	9.4	20,095,622,696	29.4	28,195,586,532	41.3	68,289,821,733	100.0	68,289,821,733
予 備 費	33,913,463	支出額	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
			累計	0	—	0	—	0	—	0	—	0
歳 出 合 計	2,048,721,634,514	支出額	292,433,019,603	19.0	256,481,203,970	16.7	281,578,867,895	18.3	462,653,654,400	30.1	244,946,631,839	15.9
			累計	292,433,019,603	19.0	548,914,223,573	35.7	830,493,091,468	54.0	1,293,146,745,868	84.1	1,538,093,377,707

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(2) 特別会計

ア 会計別歳入額

会計名	予算現額	調定額	収入済額	収入済額の年度対比		不納欠損額	収入未済額
				H25/H24	H24/H23		
公債費	円 258,620,707,000	円 255,370,005,591	円 255,370,005,591	% 120.2	% 96.0	円 0	円 0
母子寡婦福祉資金	332,510,000	433,145,822	330,328,227	89.6	92.0	0	102,817,595
小規模企業者等 設備導入資金	25,089,604,000	26,887,139,009	26,738,362,758	51.0	168.7	86,563,125	62,213,126
農業改良資金	103,857,000	238,437,194	217,099,006	103.0	49.8	0	21,338,188
沿岸漁業改善資金	51,147,000	709,305,792	709,305,792	112.3	118.8	0	0
林業・木材産業改善資金	61,286,000	420,844,453	393,990,453	105.7	118.6	0	26,854,000
県有林	394,832,000	395,388,643	395,388,643	38.5	175.3	0	0
土地取得	1,222,724,000	1,223,218,982	1,223,218,982	96.3	74.9	0	0
土地区画整理事業	(763,182,232) 2,878,629,232	2,942,060,430	2,789,503,138	77.3	94.0	0	152,557,292
流域下水道事業	(862,496,200) 11,740,305,200	10,638,851,399	10,191,834,399	28.6	144.6	0	447,017,000
港湾整備事業	(6,680,627,000) 19,295,508,000	18,037,554,775	18,037,466,505	80.1	100.6	0	88,270
歳入合計	(8,306,305,432) 319,791,109,432	317,295,952,090	316,396,503,494	95.7	107.6	86,563,125	812,885,471
前年度	(31,288,896,800) 333,300,532,800	333,120,161,294	330,444,001,036	—	—	1,418,000	2,674,742,258
比較増減(△)	(△22,982,591,368) △13,509,423,368	△15,824,209,204	△14,047,497,542	—	—	85,145,125	△1,861,856,787

(注1) ()内は、前年度から繰り越された事業の財源に充当した額を示し、内書きである。

(注2) 収入済額には過誤納額を含んでいる。

イ 会計別歳出額

会計名	予算現額	支出済額	支出済額の年度対比		翌年度繰越額			不用額
			H25/H24	H24/H23	繰越明許費	事故繰越し	計	
	円	円	%	%	円	円	円	円
公債費	258,620,707,000	255,370,005,591	120.2	96.0	0	0	0	3,250,701,409
母子寡婦福祉資金	332,510,000	127,162,609	102.3	101.5	0	0	0	205,347,391
小規模企業者等 設備導入資金	25,089,604,000	24,853,396,163	49.3	361.1	0	0	0	236,207,837
農業改良資金	103,857,000	63,673,627	157.3	13.7	0	0	0	40,183,373
沿岸漁業改善資金	51,147,000	478,347	83.0	119.7	0	0	0	50,668,653
林業・木材産業改善資金	61,286,000	12,455,156	2,198.2	16.5	0	0	0	48,830,844
県有林	394,832,000	388,146,656	38.0	207.2	0	0	0	6,685,344
土地取得	1,222,724,000	1,222,724,000	96.3	74.9	0	0	0	0
土地区画整理事業	(763,182,232) 2,878,629,232	2,698,137,489	79.6	93.4	119,730,000	28,737,550	148,467,550	32,024,193
流域下水道事業	(862,496,200) 11,740,305,200	9,784,415,350	27.8	175.9	733,893,170	24,906,400	758,799,570	1,197,090,280
港湾整備事業	(6,680,627,000) 19,295,508,000	16,264,999,004	90.1	113.9	1,608,242,400	803,217,540	2,411,459,940	619,049,056
歳出合計	(8,306,305,432) 319,791,109,432	310,785,593,992	96.6	116.0	2,461,865,570	856,861,490	3,318,727,060	5,686,788,380
前年度	(31,288,896,800) 333,300,532,800	321,842,396,111	-	-	3,748,168,200	4,558,137,232	8,306,305,432	3,151,831,257
比較増減(△)	(△22,982,591,368) △13,509,423,368	△11,056,802,119	-	-	△1,286,302,630	△3,701,275,742	△4,987,578,372	2,534,957,123

(注) ()内は、前年度からの繰越額を示し、内書きである。

ウ 収入未済額

会計名	金額	摘要
母子寡婦福祉資金	102,817,595	母子寡婦福祉資金貸付金 97,912,955 母子寡婦福祉資金違約金 4,525,030 過年度過払金等返還金 379,610
小規模企業者等設備導入資金	62,213,126	設備導入資金 35,130,000 高度化資金 27,083,126
農業改良資金	21,338,188	改良資金貸付金 18,734,000 違約金 2,604,188
林業・木材産業改善資金	26,854,000	改善資金貸付金 26,604,000 違約金 250,000
港湾整備事業	88,270	港湾施設使用料 88,270
計	213,311,179	

(注) 繰越事業に係る未収入特定財源(国庫支出金512,926,000円, 諸収入86,648,292円)は除いている。

エ 前年度からの繰越額一覧表

会 計 名	繰 越 額	決 算 額	不 用 額
	円	円	円
土 地 区 画 整 理 事 業	763,182,232	733,316,764	29,865,468
流 域 下 水 道 事 業	862,496,200	830,825,900	31,670,300
港 湾 整 備 事 業	6,680,627,000	6,070,612,135	610,014,865
計	8,306,305,432	7,634,754,799	671,550,633

オ 翌年度への繰越額一覧表

会 計 名	科 目		翌 年 度 繰 越 額		
	款	項	繰越明許費	事故繰越し	計
			円	円	円
土地区画整理事業	1 土木費	1 都市計画費	119,730,000	28,737,550	148,467,550
流域下水道事業	1 土木費	1 流域下水道管理費	11,865,190	0	11,865,190
		2 流域下水道建設費	722,027,980	24,906,400	746,934,380
		計	733,893,170	24,906,400	758,799,570
港湾整備事業	2 土木費	1 港湾費	1,608,242,400	803,217,540	2,411,459,940
計			2,461,865,570	856,861,490	3,318,727,060

カ 四半期別資金の状況調

(歳入)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間	
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率
公債費	258,620,707,000	収入額	33,313,897,601	13.0	73,168,652,787	28.7	42,552,535,708	16.7	106,254,414,999	41.6	80,504,496	0.0
			33,313,897,601	13.0	106,482,550,388	41.7	149,035,086,096	58.4	255,289,501,095	100.0	255,370,005,591	100.0
母子寡婦福祉資金	332,510,000	収入額	257,414,267	77.9	22,456,848	6.8	23,686,530	7.2	21,091,698	6.4	5,678,884	1.7
			257,414,267	77.9	279,871,115	84.7	303,557,645	91.9	324,649,343	98.3	330,328,227	100.0
小規模企業者等設備導入資金	25,089,604,000	収入額	2,275,201,570	8.5	339,553,327	1.3	289,421,754	1.1	23,825,998,277	89.1	8,187,830	0.0
			2,275,201,570	8.5	2,614,754,897	9.8	2,904,176,651	10.9	26,730,174,928	100.0	26,738,362,758	100.0
農業改良資金	103,857,000	収入額	210,494,931	97.0	80,000	0.0	7,555,000	3.5	830,000	0.4	△1,860,925	△0.9
			210,494,931	97.0	210,574,931	97.0	218,129,931	100.5	218,959,931	100.9	217,099,006	100.0
沿岸漁業改善資金	51,147,000	収入額	710,374,288	100.2	90,000	0.0	90,000	—	90,000	—	△1,338,496	△0.2
			710,374,288	100.2	710,464,288	100.2	710,554,288	100.2	710,644,288	100.2	709,305,792	100.0
林業・木材産業改善資金	61,286,000	収入額	390,418,572	99.1	1,215,000	0.3	1,440,000	0.4	679,000	0.2	237,881	0.1
			390,418,572	99.1	391,633,572	99.4	393,073,572	99.8	393,752,572	99.9	393,990,453	100.0
県有林	394,832,000	収入額	22,529,093	5.7	292,766,515	74.0	32,949,900	8.3	72,840,490	18.4	△25,697,355	△6.5
			22,529,093	5.7	315,295,608	79.7	348,245,508	88.1	421,085,998	106.5	395,388,643	100.0
土地取得	1,222,724,000	収入額	1,589,292	0.1	1,688,640	0.1	1,492,216	0.1	1,216,854,000	99.5	1,594,834	0.1
			1,589,292	0.1	3,277,932	0.3	4,770,148	0.4	1,221,624,148	99.9	1,223,218,982	100.0
土地区画整理事業	2,878,629,232	収入額	789,264,882	28.3	254,644,964	9.1	475,109,484	17.0	806,679,448	28.9	463,804,360	16.6
			789,264,882	28.3	1,043,909,846	37.4	1,519,019,330	54.5	2,325,698,778	83.4	2,789,503,138	100.0
流域下水道事業	11,740,305,200	収入額	678,772,628	6.7	1,382,479,019	13.6	3,473,670,467	34.1	2,911,401,971	28.6	1,745,510,314	17.1
			678,772,628	6.7	2,061,251,647	20.2	5,534,922,114	54.3	8,446,324,085	82.9	10,191,834,399	100.0
港湾整備事業	19,295,508,000	収入額	4,637,350,838	25.7	2,267,130,595	12.6	1,028,388,765	5.7	8,974,697,140	49.8	1,129,899,167	6.3
			4,637,350,838	25.7	6,904,481,433	38.3	7,932,870,198	44.0	16,907,567,338	93.7	18,037,466,505	100.0
歳入合計	319,791,109,432	収入額	43,287,307,962	13.7	77,730,757,695	24.6	47,886,339,824	15.1	144,085,577,023	45.5	3,406,520,990	1.1
			43,287,307,962	13.7	121,018,065,657	38.2	168,904,405,481	53.4	312,989,982,504	98.9	316,396,503,494	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(歳出)

会計名	予算現額	区分	第1四半期		第2四半期		第3四半期		第4四半期		出納整理期間		
			金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	金額	率	
公債費	258,620,707,000	円	支出額	85,313,897,601	33.4	36,068,652,787	14.1	49,714,001,708	19.5	84,273,122,325	33.0	331,170	0.0
			累計	85,313,897,601	33.4	121,382,550,388	47.5	171,096,552,096	67.0	255,369,674,421	100.0	255,370,005,591	100.0
母子寡婦福祉資金	332,510,000	円	支出額	22,050,064	17.3	44,843,766	35.3	29,792,407	23.4	29,223,514	23.0	1,252,858	1.0
			累計	22,050,064	17.3	66,893,830	52.6	96,686,237	76.0	125,909,751	99.0	127,162,609	100.0
小規模企業者等設備導入資金	25,089,604,000	円	支出額	227,790,301	0.9	293,844,042	1.2	202,752,139	0.8	24,173,999,460	97.3	△44,989,779	△0.2
			累計	227,790,301	0.9	521,634,343	2.1	724,386,482	2.9	24,898,385,942	100.2	24,853,396,163	100.0
農業改良資金	103,857,000	円	支出額	10,919,505	17.1	29,981,304	47.1	74,890	0.1	22,391,337	35.2	306,591	0.5
			累計	10,919,505	17.1	40,900,809	64.2	40,975,699	64.4	63,367,036	99.5	63,673,627	100.0
沿岸漁業改善資金	51,147,000	円	支出額	0	0.0	7,000	1.5	4,000	0.8	62,633	13.1	404,714	84.6
			累計	0	0.0	7,000	1.5	11,000	2.3	73,633	15.4	478,347	100.0
林業・木材産業改善資金	61,286,000	円	支出額	2,000	—	134,610	1.1	11,970,000	96.1	62,279	0.5	286,267	2.3
			累計	2,000	—	136,610	1.1	12,106,610	97.2	12,168,889	97.7	12,455,156	100.0
県有林	394,832,000	円	支出額	10,581,637	2.7	32,471,984	8.4	229,955,976	59.2	55,492,818	14.3	59,644,241	15.4
			累計	10,581,637	2.7	43,053,621	11.1	273,009,597	70.3	328,502,415	84.6	388,146,656	100.0
土地取得	1,222,724,000	円	支出額	975,777	0.1	1,688,640	0.1	1,492,216	0.1	1,218,567,367	99.7	0	—
			累計	975,777	0.1	2,664,417	0.2	4,156,633	0.3	1,222,724,000	100.0	1,222,724,000	100.0
土地区画整理事業	2,878,629,232	円	支出額	1,578,438,951	58.5	425,675,566	15.8	361,271,513	13.4	235,345,465	8.7	97,405,994	3.6
			累計	1,578,438,951	58.5	2,004,114,517	74.3	2,365,386,030	87.7	2,600,731,495	96.4	2,698,137,489	100.0
流域下水道事業	11,740,305,200	円	支出額	1,342,435,922	13.6	2,624,182,954	26.6	1,417,013,709	14.4	2,499,553,475	25.3	1,991,229,290	20.2
			累計	1,342,435,922	13.6	3,966,618,876	40.2	5,383,632,585	54.5	7,883,186,060	79.8	9,874,415,350	100.0
港湾整備事業	19,295,508,000	円	支出額	1,246,999,204	7.7	3,009,425,890	18.5	1,247,781,359	7.7	8,759,266,479	53.9	2,001,526,072	12.3
			累計	1,246,999,204	7.7	4,256,425,094	26.2	5,504,206,453	33.8	14,263,472,932	87.7	16,264,999,004	100.0
歳出合計	319,791,109,432	円	支出額	89,754,090,962	28.9	42,530,908,543	13.7	53,216,109,917	17.1	121,267,087,152	39.0	4,107,397,418	1.3
			累計	89,754,090,962	28.9	132,284,999,505	42.6	185,501,109,422	59.7	306,768,196,574	98.7	310,875,593,992	100.0

(注) 出納整理期間の「金額」は決算数字であり、「率」はその額に対する割合である。

(3) 財産等

ア 公有財産

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
土 地	行 政 財 産	81,504,547.40 m ²	△ 263,478.60 m ²	81,241,068.80 m ²
	う ち 山 林	61,224,621.51 m ²	△ 29,132.11 m ²	61,195,489.40 m ²
	普 通 財 産	2,968,397.94 m ²	553,997.81 m ²	3,522,395.75 m ²
	土 地 取 得 特 別 会 計 財 産	22,781.02 m ²	0.00 m ²	22,781.02 m ²
	計	84,495,726.36 m ²	290,519.21 m ²	84,786,245.57 m ²
立 木 (推定蓄積量)	所 有 林	1,163,713.00 m ³	24,015.00 m ³	1,187,728.00 m ³
	分 収 林	1,482,241.00 m ³	△ 8,631.00 m ³	1,473,610.00 m ³
	計	2,645,954.00 m ³	15,384.00 m ³	2,661,338.00 m ³
建 物	行 政 財 産	2,655,078.98 m ²	21,238.99 m ²	2,676,317.97 m ²
	普 通 財 産	102,063.84 m ²	△ 3,049.37 m ²	99,014.47 m ²
	計	2,757,142.82 m ²	18,189.62 m ²	2,775,332.44 m ²

区 分		前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
動 産	船 舶	5 隻	1 隻	6 隻
		1,263.00 総ト	199.00 総ト	1,462.00 総ト
	航 空 機	1 機	0 機	1 機
物 権	地 上 権	71,664,387.15 m ²	0.00 m ²	70,980,815.15 m ²
無 体 財 産 権	特 許 権	35 件	△ 3 件	32 件
	実 用 新 案 権	1 件	0 件	1 件
	育 成 者 権	18 件	△ 1 件	17 件
	著 作 権	5 件	0 件	5 件
	商 標 権	10 件	0 件	10 件
有 価 証 券	株 券	2,117,770 千円	0 千円	2,117,770 千円
出 資 に よ る 利 権	出 資 証 券	3,864,220 千円	△ 577,461 千円	3,286,759 千円
	出 資 に よ る 権 利	48,520,187 千円	246,392 千円	48,766,579 千円

イ 重要物品

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
機 械 器 具 等	4,922 個	24 個	4,946 個
船 舶	25 隻	8 隻	33 隻
車 両	1,545 台	△ 16 台	1,529 台
動 物	0 匹	0 匹	0 匹
合 計	6,492	16	6,508

ウ 債務保証及び損失補償

区 分	決算年度末現在高	事 業 名
債 務 保 証	13,441,534,818 千円	地方債共同発行連帯債務保証 外
損 失 補 償	11,591,302 千円	宮城県農業公社農用地売買事業資金損失補償 外

エ 債 権

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減高	決算年度末現在高
貸 付 金	55,380,545,755 円	△ 13,210,519,490 円	42,170,026,265 円

(貸付金の内訳)

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
一般公共施設整備事業貸付金	2,374,775,847	△ 1,001,922,493	1,372,853,354
過疎地域振興事業資金貸付金	203,248,511	△ 90,051,535	113,196,976
辺地振興事業資金貸付金	1,730,634	△ 1,730,634	0
公営企業安定化資金貸付金	408,690,000	8,090,000	416,780,000
災害援護資金貸付金	14,044,848,096	1,372,991,291	15,417,839,387
看護学生修学資金貸付金	1,502,900,664	△ 33,550,217	1,469,350,447
医学生修学資金等貸付金	645,600,000	78,000,000	723,600,000
介護福祉士等修学資金貸付金	90,520,288	△ 40,000	90,480,288
介護保険財政安定化基金貸付金	38,256,000	△ 19,128,000	19,128,000
母子寡婦福祉資金貸付金	609,669,502	△ 18,624,554	591,044,948
国民健康保険広域化等支援事業貸付金	108,000,000	△ 36,000,000	72,000,000
小規模企業者等設備導入資金貸付金	333,250,000	35,232,750	368,482,750
中小企業高度化資金貸付金	3,099,956,086	△ 337,934,000	2,762,022,086
機械類貸与資金貸付金	552,558,000	△ 298,600,000	253,958,000
新成長産業進出機械類等貸与資金貸付金	60,000,000	△ 50,000,000	10,000,000
企業振興投資育成事業資金貸付金	175,500,000	0	175,500,000
小規模企業者等設備貸与資金貸付金	439,654,954	△ 58,216,523	381,438,431
宮城・仙台富県チャレンジ応援基金貸付金	10,000,000	0	10,000,000
自動車関連産業支援機械類貸与貸付金	60,000,000	△ 30,000,000	30,000,000
ベンチャー育成ファンド出資金貸付事業貸付金	349,999,581	0	349,999,581

名 称	前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
被災中小企業施設・施設整備支援事業管理事業貸付金	631,000,000	240,000,000	871,000,000
工場立地盤整備事業貸付金	400,000,000	0	400,000,000
沿岸漁業改善資金貸付金	182,038,000	△ 77,086,000	104,952,000
林業・木材産業改善資金貸付金	98,116,000	△ 9,771,000	88,345,000
農業改良資金貸付金	316,283,075	△ 24,416,075	291,867,000
農業生産法人出資育成事業資金貸付金	1,800,000	△ 600,000	1,200,000
就農支援資金貸付金	196,363,062	△ 26,853,065	169,509,997
宮城県農業公社退職手当資金貸付金	157,069,813	0	157,069,813
津波被害土地改良区債償還支援事業貸付金	43,542,059	14,706,260	58,248,319
林業公社貸付金	12,189,687,000	△ 11,363,619,695	826,067,305
県産材産地体制整備促進事業貸付金	271,654,077	0	271,654,077
地域ブランド材促進事業補助金により取得した機械施設等の処分に伴う補助金相当額貸付金	27,214,804	0	27,214,804
フェリー埠頭建設資金貸付金	294,863,000	△ 15,052,000	279,811,000
仙台空港新旅客ターミナルビル建設資金貸付金	1,100,000,000	△ 400,000,000	700,000,000
仙台空港アクセス鉄道整備資金貸付金	7,859,000,000	0	7,859,000,000
仙台空港旅客ターミナル災害復旧資金貸付金	3,920,000,000	0	3,920,000,000
土地区画整理組合事業資金貸付金	677,227,702	0	677,227,702
宮城県住宅供給公社経営健全化資金貸付金	1,897,000,000	△ 1,073,000,000	824,000,000
高等学校定時制通信制課程修学資金貸付金	8,529,000	△ 1,344,000	7,185,000
文化庁採択事業貸付金	0	8,000,000	8,000,000
合 計	55,380,545,755	△ 13,210,519,490	42,170,026,265

才 基 金

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
財 政 調 整 基 金	現 金	31,480,538,960	2,958,996,489	34,439,535,449
県 債 管 理 基 金	計	58,309,808,196	12,482,688,770	70,792,496,966
	有 価 証 券	398,480,000	△ 398,480,000	0
	現 金	48,736,803,157	15,993,189,869	64,729,993,026
	繰 入 運 用	9,174,525,039	△ 3,112,021,099	6,062,503,940
地 域 整 備 推 進 基 金	現 金	60,481,967,669	25,342,555,743	85,824,523,412
東 日 本 大 震 災 復 興 基 金	現 金	39,368,144,300	△ 4,912,659,848	34,455,484,452
東 日 本 大 震 災 復 興 交 付 金 基 金	現 金	109,928,810,311	△ 42,274,664,649	67,654,145,662
土 地 基 金	計	10,481,513,451	5,870,000	10,487,383,451
	現 金	5,333,740,883	5,870,000	5,339,610,883
	貸 付 金	2,758,605,874	0	2,758,605,874
	土 地	20,570.37㎡	0	20,570.37㎡
	(2,389,166,694)	(0)	(2,389,166,694)	
県 庁 舎 等 整 備 基 金	現 金	530	6,183,107,706	6,183,108,236
発 電 用 施 設 周 辺 地 域 振 興 基 金	現 金	0	0	0
地 域 環 境 保 全 基 金	計	402,052,352	518,000	402,570,352
	有 価 証 券	279,773,788	△ 99,980,000	179,793,788
	現 金	122,278,564	100,498,000	222,776,564
地 域 環 境 保 全 特 別 基 金	現 金	13,305,380,913	△ 1,659,569,941	11,645,810,972
環 境 創 造 基 金	現 金	687,397,160	△ 1,721,958	685,675,202
産 業 廃 棄 物 税 基 金	現 金	1,116,364,349	△ 149,914,557	966,449,792
文 化 振 興 基 金	現 金	77,894,573	△ 21,496,541	56,398,032
消 費 者 行 政 活 性 化 基 金	現 金	222,050,597	△ 121,950,262	100,100,335
新 し い 公 共 支 援 資 金	現 金	0	0	0
災 害 救 助 基 金	現 金	1,983,637,407	1,537,171	1,985,174,578
医 療 施 設 耐 震 化 臨 時 特 例 基 金	現 金	2,315,822,087	△ 144,670,179	2,171,151,908
地 域 医 療 再 生 臨 時 特 例 基 金	現 金	67,017,482,896	△ 10,850,942,563	56,166,540,333
社 会 福 祉 基 金	現 金	568,692,345	△ 154,917,977	413,774,368
介 護 基 盤 緊 急 整 備 等 臨 時 特 例 基 金	現 金	6,657,095,495	△ 3,678,645,702	2,978,449,793

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
介護保険財政安定化基金	現金	1,405,591,562	20,699,875	1,426,291,437
介護職員処遇改善等臨時特例基金	現金	670,283,098	△ 185,950,438	484,332,660
障害者自立支援対策臨時特例基金	現金	986,706,143	△ 986,706,143	0
社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金	現金	453,248,147	△ 353,406,963	99,841,184
自殺対策緊急強化基金	現金	316,217,198	△ 70,169,253	246,047,945
国民健康保険広域化等支援基金	現金	611,693,071	36,198,872	647,891,943
後期高齢者医療財政安定化基金	現金	2,131,269,408	2,486,524	2,133,755,932
子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例基金	現金	1,238,785	△ 1,238,785	0
妊婦健康診査臨時特例基金	現金	189,623,403	△ 189,623,403	0
子育て支援対策臨時特例基金	現金	12,452,668,224	△ 3,798,778,646	8,653,889,578
東日本大震災みやぎこども育英基金	現金	4,732,960,363	1,480,014,452	6,212,974,815
富県宮城推進基金	現金	9,294,249,206	564,985,672	9,859,234,878
企業立地資金貸付基金	計	587,126,460	150,124,139	737,250,599
	現金	85,686,710	135,222,389	220,909,099
	貸付金	501,439,750	14,901,750	516,341,500
緊急雇用創出事業臨時特例基金	現金	80,842,185,836	△ 17,160,643,654	63,681,542,182
中山間地域等農村活性化基金	計	679,088,853	1,861,000	680,949,853
	有価証券	659,688,000	0	659,688,000
	現金	19,400,853	1,861,000	21,261,853
森林整備担い手対策基金	計	561,350,334	△ 43,819,944	517,530,390
	有価証券	299,600,000	0	299,600,000
	現金	261,750,334	△ 43,819,944	217,930,390
森林整備地域活動支援基金	現金	49,783,969	△ 3,371,866	46,412,103
森林整備加速化・林業再生基金	現金	3,273,788,062	△ 1,207,498,862	2,066,289,200
県有林基金	計	725,763,894	15,698,650	741,462,544
	有価証券	8,086,050	0	8,086,050
	現金	717,677,844	15,698,650	733,376,494
宮城みどりの基金	現金	16,595,613	△ 1,622,321	14,973,292
高等学校等育英奨学資金貸付基金	計	7,761,327,711	1,119,786,233	8,881,113,944
	現金	921,354,220	146,379,462	1,067,733,682
	貸付金	6,839,973,491	973,406,771	7,813,380,262
高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金	現金	12,243,491,445	△ 5,586,341,511	6,657,149,934
国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金	現金	153,025,285	△ 17,400,577	135,624,708

項 目		前年度末現在高 (円)	決算年度中増減高 (円)	決算年度末現在高 (円)
美 術 品 取 得 基 金	計	2,125,672,576	1,175,236	2,126,847,812
	現 金	166,011,596	23,175,236	189,186,832
	繰 入 運 用	120,284,500	△ 22,000,000	98,284,500
	美 術 品	856点	0	856点
		(1,839,376,480)	(0)	(1,839,376,480)
ス ポ ー ツ 振 興 基 金	計	412,925,994	15,434,878	428,360,872
	有 価 証 券	0	0	0
	現 金	412,925,994	15,434,878	428,360,872
仙 台 塩 釜 港 仙 台 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	0	611,988,265	611,988,265
	有 価 証 券	0	450,000,000	450,000,000
	現 金	0	161,988,265	161,988,265
仙 台 塩 釜 港 石 巻 港 区 沿 岸 漁 業 経 営 安 定 化 基 金	計	0	736,061,027	736,061,027
	有 価 証 券	0	449,800,000	449,800,000
	現 金	0	286,261,027	286,261,027
農 地 中 間 管 理 事 業 等 推 進 基 金	現 金	0	1,150,892,000	1,150,892,000
合 計	計	547,082,528,231	△ 40,695,045,841	506,387,482,390
	有 価 証 券	1,645,627,838	401,340,000	2,046,967,838
	現 金	521,813,528,565	△ 38,950,673,263	482,862,855,302
	貸 付 金	10,100,019,115	988,308,521	11,088,327,636
	繰 入 運 用	9,294,809,539	△ 3,134,021,099	6,160,788,440
	土 地	20,570.37㎡	0.00㎡	20,570.37㎡
		(2,389,166,694)	(0)	(2,389,166,694)
	美 術 品	856点	0点	856点
(1,839,376,480)		(0)	(1,839,376,480)	

(注)各基金における () 書は取得金額を示した。

なお、出納整理期間中に積み立て(戻し入れ)た地域整備推進基金13,444,722,379円、文化振興基金15,618,877円、地域環境保全基金1,362,926円、社会福祉基金1,331,000円、森林整備担い手対策基金1,864,600円、宮城みどりの基金295,845円、スポーツ振興基金68,407,854円、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会記念基金155,000円、森林整備地域活動支援基金1,529,555円、産業廃棄物税基金10,847,784円、高等学校等育英奨学資金貸付基金2,138,000円、富県宮城推進基金92,856,320円、消費者行政活性化基金19,941,340円、子育て支援対策臨時特例基金502,358,149円、緊急雇用創出事業臨時特例基金10,887,176,165円、自殺対策緊急強化基金54,368,903円、森林整備加速化・林業再生基金450,748,889円、地域環境保全特別基金598,652,389円、介護基盤緊急整備等臨時特例基金528,243,101円、介護職員処遇改善等臨時特例基金25,103,368円、社会福祉施設等耐震化等臨時特例基金1,853,000円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金3,953,000円、地域医療再生臨時特例基金43,230,545円、環境創造基金331,800,076円、東日本大震災復興基金487,968,698円、東日本大震災みやぎ子ども育英基金45,450,000円及び東日本大震災復興交付金基金16,365,705円は上記の金額に含まれていない。

また、出納整理期間中に取り崩した高等学校等育英奨学資金貸付基金3,860,000円、高等学校授業料減免事業等支援臨時特例基金1,811,465,081円、地域医療再生臨時特例基金5,857,419,282円も上記の金額に含まれていない。

力 県 債

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	公 共 事 業 等 債	415,526,364,379	12,550,000,000	25,905,720,608	402,170,643,771
	一 般 単 独 事 業 債	427,454,698,034	12,909,200,000	23,203,234,093	417,160,663,941
	公 営 住 宅 建 設 事 業 債	6,563,561,117	39,700,000	583,639,566	6,019,621,551
	義 務 教 育 施 設 整 備 事 業 債	1,207,133,169	0	128,173,741	1,078,959,428
	災 害 復 旧 事 業 債	6,042,296,337	600,900,000	1,482,177,829	5,161,018,508
	(単 独 災 害 復 旧 事 業 債)	(635,690,266)	(54,500,000)	(127,968,868)	(562,221,398)
	(補 助 災 害 復 旧 事 業 債)	(5,406,606,071)	(546,400,000)	(1,354,208,961)	(4,598,797,110)
	緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 債	33,900,000	1,347,400,000	0	1,381,300,000
	新 産 業 都 市 等 建 設 事 業 債	16,718,605,493	0	1,833,006,052	14,885,599,441
	厚 生 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1,294,173,168	0	508,413,523	785,759,645
	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業 債	13,280,117,126	1,537,100,000	93,418,441	14,723,798,685
	社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 債	1,082,081,583	0	79,954,163	1,002,127,420
	減 収 補 て ん 債	54,058,070,000	0	1,697,690,000	52,360,380,000
	上 水 道 事 業 出 資 債	15,464,998,389	0	1,438,555,461	14,026,442,928
	工 業 用 水 道 事 業 出 資 債	1,749,962,871	0	168,219,349	1,581,743,522
	観 光 そ の 他 事 業 債	168,740,000	0	15,820,000	152,920,000
	特 定 環 境 保 全 公 共 下 水 道 事 業 債	1,731,666,642	0	90,940,911	1,640,725,731
	病 院 事 業 債 (一 般 会 計 分)	18,572,498,799	1,985,000,000	1,713,693,673	18,843,805,126
	都 市 高 速 鉄 道 事 業 債	11,680,984,000	0	231,670,000	11,449,314,000
臨 時 財 政 特 例 債	1,514,393,069	0	539,632,702	974,760,367	
減 税 補 て ん 債	40,097,606,000	0	1,538,105,000	38,559,501,000	

区 分		前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高
			増	減	
一 般 会 計 ・ 公 債 費 特 別 会 計	臨 時 税 収 補 て ん 債	4,124,591,843	0	550,921,670	3,573,670,173
	臨 時 財 政 対 策 債	467,397,406,095	46,200,000,000	6,605,274,202	506,992,131,893
	調 整 債	3,012,850,904	0	1,017,887,272	1,994,963,632
	財 政 健 全 化 債	11,844,440,000	0	324,180,000	11,520,260,000
	地 域 再 生 事 業 債	11,582,240,000	0	349,560,000	11,232,680,000
	行 政 改 革 推 進 債	15,543,860,000	0	146,700,000	15,397,160,000
	行 政 改 革 等 推 進 債	4,643,340,000	0	0	4,643,340,000
	退 職 手 当 債	32,059,800,000	0	25,500,000	32,034,300,000
	財 源 対 策 債	7,760,826,678	0	460,708,722	7,300,117,956
	借 換 債	0	131,755,000,000	131,755,000,000	0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	17,538,008,786	1,084,611,666	131,223,874	18,491,396,578
	小 計	1,609,749,214,482	210,008,911,666	202,619,020,852	1,617,139,105,296
	特 別 会 計	母 子 寡 婦 福 祉 資 金 債	431,638,527	0	40,411,175
中 小 企 業 高 度 化 資 金 債		68,956,899,000	23,993,490,000	420,057,872	92,530,331,128
県 有 林 整 備 債		2,853,648,661	0	100,171,799	2,753,476,862
土 地 区 画 整 理 事 業 債		2,555,591,080	0	1,774,736,080	780,855,000
流 域 下 水 道 事 業 債		24,676,135,247	1,431,300,000	2,982,360,664	23,125,074,583
港 湾 整 備 事 業 債		46,203,563,957	3,300,500,000	9,426,304,395	40,077,759,562
小 計		145,677,476,472	28,725,290,000	14,744,041,985	159,658,724,487
合 計	1,755,426,690,954	238,734,201,666	217,363,062,837	1,776,797,829,783	

宮城県基金運用状況審査意見書

Ⅱ 宮城県基金運用状況審査意見書

1 審査の対象

平成26年7月10日審査に付された平成25年度の基金運用状況審査の対象は、次のとおりである。

- (1) 土地基金
- (2) 企業立地資金貸付基金
- (3) 美術品取得基金
- (4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

2 審査の方法

各基金の運用状況について、基金は設置の目的に沿い適正に管理及び運営がなされているか、計数は正確であるかなどに主眼を置き、対象機関から必要な資料の提出と説明を求め、既に実施した例月出納検査及び定期監査の結果を参照し、慎重に審査を行った。

3 運 用 の 状 況

(1) 土地基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成26年3月31日現在)
		増	減	
現 金 (銀 行 預 金)	円 5,333,740,883	円 5,870,000	円 0	円 5,339,610,883
貸 付 金	2,758,605,874	0	0	2,758,605,874
土 地	20,570.37㎡	0.00㎡	0.00㎡	20,570.37㎡
	2,389,166,694	0	0	2,389,166,694
計	10,481,513,451	5,870,000	0	10,487,383,451

(土地増減の内訳)

事 業 名	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高	価 格	摘 要
		増	減			
県庁周辺整備事業	㎡ 484.78	㎡ 0.00	㎡ 0.00	㎡ 484.78	円 883,895,600	
大河原合同庁舎拡張整備事業	8,625.06	0.00	0.00	8,625.06	429,616,245	
石巻合同庁舎移転整備事業	2,926.92	0.00	0.00	2,926.92	418,470,333	
塩釜港湾整備事業	2,716.84	0.00	0.00	2,716.84	149,962,172	
(仮称)若林警察署建設用地	5,816.77	0.00	0.00	5,816.77	507,222,344	
合 計	20,570.37	0.00	0.00	20,570.37	2,389,166,694	

(2) 企業立地資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成26年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 85,686,710	円 195,472,389	円 60,250,000	円 220,909,099
貸 付 金	501,439,750	60,250,000	45,348,250	516,341,500
計	587,126,460	255,722,389	105,598,250	737,250,599

(貸付金増減の推移)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額	件数	金 額
平成20年度	8 件	円 313,936,750	1 件	円 17,750,000	1 件	円 37,784,750	8 件	円 293,902,000
平成21年度	8	293,902,000	1	17,500,000	0	57,250,750	9	254,151,250
平成22年度	9	254,151,250	0	0	2	80,628,500	7	173,522,750
平成23年度	7	173,522,750	0	0	1	40,285,000	6	133,237,750
平成24年度	6	133,237,750	6	407,750,000	0	39,548,000	12	501,439,750
平成25年度	12	501,439,750	2	60,250,000	1	45,348,250	13	516,341,500

(注) 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

(3) 美術品取得基金

区 分	前 年 度 末 現 在 高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成26年3月31日現在)
		増	減	
現金（銀行預金）	円 166,011,596	円 23,175,236	円 0	円 189,186,832
繰 入 運 用	120,284,500	0	22,000,000	98,284,500
美 術 品	1,839,376,480	0	0	1,839,376,480
計	2,125,672,576	23,175,236	22,000,000	2,126,847,812

(美術品増減の内訳)

区 分	前 年 度 末 現 在 高		取 得 (増)		一般会計へ売却(減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額	点 数	金 額
絵 画	点 81	円 570,413,330	点	円	点	円	点 81	円 570,413,330
版 画	282	145,290,620					282	145,290,620
彫 刻	33	465,839,530					33	465,839,530
写 真	282	25,264,000					282	25,264,000
素 描	117	338,273,000					117	338,273,000
日 本 画	42	280,710,000					42	280,710,000
工 芸	19	13,586,000					19	13,586,000
計	856	1,839,376,480	0	0	0	0	856	1,839,376,480

(4) 高等学校等育英奨学資金貸付基金

区 分	前年度末現在高	決 算 年 度 中 増 減 高		決 算 年 度 末 現 在 高 (平成26年3月31日現在)
		増	減	
現金 (銀行預金)	円 921,354,220	円 1,815,230,462	円 1,668,851,000	円 1,067,733,682
貸 付 金	6,839,973,491	1,668,371,000	694,964,229	7,813,380,262
計	7,761,327,711	3,483,601,462	2,363,815,229	8,881,113,944

(貸付金増減の内訳)

区 分	前年度末現在高		貸 付 (増)		償 還 (減)		決 算 年 度 末 現 在 高	
	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額	件 数	金 額
平成20年度	人 2,525	円 1,282,458,348	人 997	円 694,181,000	人 31	円 33,551,444	人 3,491	円 1,943,087,904
平成21年度	3,491	1,943,087,904	1,062	743,075,000	19	82,385,339	4,534	2,603,777,565
平成22年度	4,534	2,603,777,565	924	719,035,000	62	130,138,241	5,396	3,192,674,324
平成23年度	5,396	3,192,674,324	7,162	2,203,996,000	52	62,403,348	12,506	5,334,266,976
平成24年度	12,506	5,334,266,976	2,425	1,932,170,093	742	426,463,578	14,189	6,839,973,491
平成25年度	14,189	6,839,973,491	6,528	1,668,371,000	997	694,964,229	19,720	7,813,380,262

注 「貸付 (増)」, 「償還 (減)」の件数欄の数量は、決算年度中の新規貸付、完済の件数を表す。

4 審査の結果及び意見

各基金の審査の結果、基金は設置の目的に沿い、適正に運用されており、また、計数は正確であると認められた。

なお、高等学校等育英奨学資金貸付基金において、奨学資金貸付金償還金に多額の収入未済が認められたので、収納促進と適切な債権管理を図られたい。

宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

宮 監 委 第 5 6 号

平成 2 6 年 9 月 1 0 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩 殿

宮城県監査委員	安	部	孝
宮城県監査委員	ゆ	さ	み ゆ き
宮城県監査委員	遊	佐	勘左衛門
宮城県監査委員	工	藤	鏡 子

平成 2 5 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により審査に付された，平成 2 5 年度宮城県健全化判断比率及び資金不足比率について，別添のとおり意見書を提出します。

Ⅲ 宮城県健全化判断比率及び資金不足比率審査意見書

1 審 査 の 対 象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）に定める、平成25年度決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）、資金不足比率並びにこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を審査の対象とした。

2 審 査 の 方 法

健全化判断比率及び資金不足比率の審査は、知事から提出された健全化判断比率及び資金不足比率の算定は正確か、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかの主眼を置き、決算諸表等証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により実施した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、当該書類に基づく健全化判断比率及び資金不足比率は適正に算定されているものと認められた。

今回算定された比率は下記のとおりであり、健全化判断比率は早期健全化基準を下回っている。また、資金不足比率については、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから算定されないが、これらは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める措置が発動されないことを示したものであり、財政上問題がないことを表したものでないことに留意する必要がある。

平成25年度は、実質公債費比率が14.4%と前年度と比較し0.8ポイント低くなり、将来負担比率も241.4%と前年度と比較し10.1ポイント低下し一定の改善は見られるものの、依然として高い傾向にある。また、県債現残高は前年度と比較し増加幅は低下したものの依然として増え続けており、さらに、今後の地方交付税等の地方財政措置の見通しも不透明な状況にある。

本県においては、今後東日本大震災からの復旧・復興に向けた膨大な財源が必要となり、財政状況はこれまでにないほど極めて厳しい状況に直面することが憂慮される。

したがって、早期健全化判断基準等の超過判断のみに止まらず、健全化判断比率及び資金不足比率の推移と、その要因等について適確に分析する必要がある。特に、県が設立した法人に係る負債や県の債務保証等については、将来負担比率に大きく影響するが、東日本大震災以降、一部の法人における被災事業者向けの融資等の増加に伴い、県の将来負担額も大幅に増加している。当該法人に不測の事態が生じた場合、県財政に与える影響も懸念されることから、日頃から、県が設立した法人の財務、経営状況には最大限の注意を払うことが重要である。

健全化判断比率及び資金不足比率に係る本県の全国順位を踏まえると、決して安心できる財政状況にはない。このため、これら比率等を重視するとともに、全庁一体となって赤字団体または将来的な財政再生団体への転落は絶対に回避するとの強い決意のもと、なお一層適切な財政運営に努められたい。

記

(1) 実質赤字比率

平成25年度の実質赤字比率は、一般会計等において実質赤字額がないことから、算定されない。

(2) 連結実質赤字比率

平成25年度の連結実質赤字比率は、全会計において実質赤字額又は資金不足額がないことから、算定されない。

(3) 実質公債費比率（早期健全化基準：25%）

平成25年度の実質公債費比率は14.4%となっており、前年度と比較し0.8ポイント低下している。

(4) 将来負担比率（早期健全化基準：400%）

平成25年度の将来負担比率は241.4%となっており、前年度と比較し10.1ポイント低下している。

(5) 資金不足比率

平成25年度の資金不足比率は、各公営企業会計のいずれも資金の不足額がないことから、算定されない。

(単位：%)

健全化判断比率	平成25年度	平成24年度	(参考) 早期健全化基準	(参考) 財政再生基準
①実質赤字比率	—	—	3.75	5.00
②連結実質赤字比率	—	—	8.75	15.00
③実質公債費比率	14.4	15.2	25.0	35.0
④将来負担比率	241.4	251.5	400.0	
資金不足比率	平成25年度	平成24年度	経営健全化基準	
①水道用水供給事業会計	—	—	20.0	
②工業用水道事業会計	—	—		
③地域整備事業会計	—	—		
④流域下水道事業特別会計	—	—		
⑤港湾整備事業特別会計	—	—		

(注1) 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字及び連結実質赤字が生じていないため「—」で表示している。

(注2) 資金不足比率は、各会計において資金不足が生じていないため「—」で表示している。

(注3) 早期健全化基準とは、地方公共団体が財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注4) 財政再生基準とは、地方公共団体が財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として定められた数値である。

(注5) 経営健全化基準とは、地方公共団体が自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、定められた数値である。

(参考)

1 比率の算定方法

(1) 実質赤字比率とは、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 実質赤字額：繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）
繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額
支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額
事業繰越額：実質上歳入不足のため、事業を繰り越した額

(2) 連結実質赤字比率とは、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

- ② 連結実質赤字額：イとロの合計額がハとニの合計額を超える場合の当該超える額
イ 一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業・非適用企業）以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
ロ 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
ニ 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

(3) 実質公債費比率とは、一般会計等において負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{実質公債費比率} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{(\text{3ヶ年平均}) \cdot (\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額}))}$$

- ② 準元利償還金：イからホまでの合計額
イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合における1年当たりの元金償還金相当額
ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
ハ 組合・地方開発事業団（組合等）への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
ホ 一時借入金の利子

(4) 将来負担比率とは、一般会計等において将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

- ② 将来負担額：イからチまでの合計額

- イ 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- ロ 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- ハ 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- ニ 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる該当団体からの負担等見込額
- ホ 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち、一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
（本県における「ヘ」該当法人）
宮城県土地開発公社，宮城県道路公社，（地独）宮城県立こども病院，公立大学法人宮城大学，（地独）宮城県立病院機構，（公社）みやぎ農業振興公社，（公財）みやぎ産業振興機構，宮城県土地改良事業団体連合会，（公財）宮城県フェリー埠頭公社，宮城県信用保証協会，宮城県漁業信用基金協会 ※（地独）は地方独立行政法人，（公社）は公益社団法人，（公財）は公益財団法人，（一社）は一般社団法人を表します。
- ト 連結実質赤字額
- チ 組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額
（将来負担額から控除されるもの）
- リ 充当可能基金額：イからへまでの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金
- ヌ 特定財源見込額
- ル 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

（5）資金不足比率とは、公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率である。

① 算定式

$$\text{公営企業における資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

- ② 資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額

2 対象とした会計名

（1）一般会計等

- ① 一般会計 ② 公債費特別会計 ③ 母子寡婦福祉資金特別会計 ④ 小規模企業者等設備導入資金特別会計 ⑤ 農業改良資金特別会計
⑥ 沿岸漁業改善資金特別会計 ⑦ 林業・木材産業改善資金特別会計 ⑧ 県有林特別会計 ⑨ 土地取得特別会計 ⑩ 土地区画整理事業特別会計

（2）公営企業会計

- （地方公営企業法適用企業）① 水道用水供給事業会計 ② 工業用水道事業会計 ③ 地域整備事業会計
（地方公営企業法非適用企業）④ 流域下水道事業特別会計 ⑤ 港湾整備事業特別会計

〈参 考〉 前年度意見に対する執行部の対応状況

前年度意見に対する執行部の対応状況

事項名：（１）本県の財政状況及び財政運営の考え方について

意 見 の 内 容
<p>国においては、東日本大震災からの復興加速とともに、デフレからの早期脱却と経済再生に向けた経済財政運営の取組が進められ、平成25年8月に内閣府が発表した「月例経済報告」では、国内総生産が3四半期連続のプラスとなった。しかしながら、このような国の動向の本県経済への波及効果については、現時点で見通せない状況にあるとともに、本県の財政状況は、依然として三位一体改革による地方交付税等の大幅な削減や、リーマンショック及び欧州通貨危機の影響等から脱却したとは言い難い状況にある。具体的に県税収入額は復興需要により震災前の水準には戻っているものの、未だリーマンショック以前の状態には至っておらず、その一方で少子高齢化による社会保障関係費の増嵩などから、依然として多額の臨時財政対策債等の発行を余儀なくされている。今後、地方財政措置の抜本的な見直しがない限り、その残高が減少する見通しはなく、構造的な問題がより深刻さを増している。このため、東日本大震災からの復旧・復興に係る膨大な財政需要に対応しつつ、赤字団体または将来的な財政再生団体への転落は回避するとの強い決意のもと、財政運営にさらに万全を期されたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>震災からの復旧・復興に向けた取組の着実な推進と、財政の健全性の確保の両立という厳しい財政運営が求められていることから、徹底した行財政改革に取り組むとともに、財源や人員を震災対応に振り向け、可能な限り積極的に震災に対応した財政運営に努めた。（継続）</p> <p>また、震災からの復旧・復興を進めるにあたっては、県の対応能力を超えた膨大な財源を確保する必要があるため、国に対して手厚い財政支援措置の継続・拡充等を粘り強く求めた。（継続）</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>震災復興特別交付税や復興交付金など、国の手厚い財政支援措置が継続されたことから、震災対応分については、国の支援を最大限活用して必要な事業を推進することができた。これにより、震災前の2倍以上の予算規模となったものの、基金の大幅な取崩しや県債の大幅な増発による過大な将来負担等については、当面回避することができた。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>多額の臨時財政対策債の発行を余儀なくされるなど構造的な財源不足が改善されない中で、将来的な財政再生団体への転落回避に配慮しつつ、震災からの復旧・復興に係る膨大な財政需要に対応していくことは、県政の重要な課題となっている。</p> <p>《平成26年度以降の取組》</p> <p>平成26年度も国の手厚い財政支援が継続されることから、基金の大幅な取崩しや県債の大幅な増発による過大な将来負担等は回避できる見通しとなった。</p> <p>しかし、復興過程で生じた新たな課題への対応も含め、復旧・復興事業の増大や長期化が見込まれる中、平成28年度以降の国の財政支援の継続は依然不明であり、社会保障関係経費の大幅な増加傾向も踏まえ、引き続き赤字団体または将来的な財政再生団体への転落回避に十分配慮した財政運営に努めていく。</p>

事項名：(2) 平成24年度の歳入歳出、県債及び基金の状況について

意 見 の 内 容
<p>平成24年度においては、東日本大震災からの一日も早い復興を最優先課題とし、国の制度や支援を最大限活用するとともに、独自の財源も可能な限り積極的に活用するなどして、「宮城県震災復興計画」の推進に必要な財源の確保に努めた。</p> <p>この結果、一般会計及び特別会計の歳入決算額は2兆2,950億5,438万1,367円で、前年度と比較し215億1,842万2,064円(0.9%)増加している。また、歳出決算額は2兆1,299億9,393万1,585円で、前年度と比較し362億2,815万9,543円(1.7%)増加し、歳入歳出差引額(形式収支額)は、1,650億6,044万9,782円の黒字となっているものの、前年度と比較し147億973万7,479円減少している。この形式収支額から翌年度へ繰り越すべき財源1,299億9,368万3,993円を控除した実質収支額は350億6,676万5,789円で、このうち一般会計の実質収支額は304億9,996万3,531円となり、前年度の275億8,134万298円と比較し29億1,862万3,233円(10.6%)増加している。</p> <p>県債の年度末現在高は、臨時財政対策債、国の予算等貸付金債、教育・福祉施設等整備事業債及び中小企業高度化資金債などが増加し、総額では前年度と比較して624億4,530万4,152円増加の1兆7,554億2,669万954円となっている。</p> <p>また、財源調整機能を有する財政調整基金及び県債管理基金の合計現在高は897億9,034万7,156円となり、前年度よりも100億3,430万5,197円増加している。</p> <p>このように、実質収支額が増加し、財源調整機能を有する各基金の現在高も増加しているが、実質収支額の中には、震災関連事業に係る地方交付税等の過交付額が相当程度含まれており、当該分は今後返還(精算)が予定されている。また基金現在高の増に関しても、県債残高増加への対応や復興事業のための長期的な財源確保の必要性などによる積立金の増である。こういった点も県民等にしっかりと説明しながら、なお予断を許さない状況にある財政運営について、さらに適切に対応されたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 財政課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>最優先課題である震災からの復興に向けて、国の制度や支援を最大限に活用し、また、独自財源も積極的に活用することで、可能な限り復旧・復興事業に財源を集中させる財政運営に努めた。(継続)</p> <p>また、予算の編成過程や決算の状況について、震災分と通常分に分けて、県のホームページ等で公表した。(継続)</p> <p>《成果(取組結果)》</p> <p>今年度も、震災復興特別交付税や復興交付金など、国の手厚い財政支援措置が継続されたことから、膨大な予算規模となったものの、基金の大幅な取崩しや県債の大幅な増発による過大な将来負担等を当面回避することができた。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>震災からの復興を成し遂げるためには、長期にわたり膨大な財源を確保していく必要があるが、国の集中復興期間終了後である平成28年度以降の明確な見通しは立っておらず、今後も厳しい財政運営を強いられると見込まれる。</p> <p>《平成26年度以降の取組》</p> <p>震災復興予算については、復興の進捗状況ともあわせて、引き続き予算編成や決算状況をホームページ等で公表していく。</p> <p>また、復興過程で生じた新たな課題への対応も含め、復旧・復興事業の増大や長期化が見込まれるため、国に対しては、集中復興期間を延長し、特別の財政支援制度の継続と必要な財源の確保を市町とともに粘り強く求めていく。</p>

事項名：(3) 財政運営の留意点について

意見の内容

平成24年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は、東日本大震災発生前の平成22年度と比べ約2倍に増加しているが、これは歳出では震災対応事業、歳入では当該事業執行のための国からの特定財源によるものであり、県が地域の実情に即して自主的に用途を判断できる県税や普通交付税等の一般財源は、歳入歳出規模の大幅な増加の一方で必ずしも増加していない状況にある。

したがって、一般財源及び一般財源の主要構成要素である普通交付税を算定基礎とする財政指標は、財政力の強さを示す財政力指数が0.50292(前年度0.50519)、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が93.1%(前年度93.3%)及び実質公債費比率が15.2%(前年度15.5%)と、いずれも依然として改善された状況には至っておらず、本県の財政運営はなお予断を許さない状況にある。

このため、引き続き復興事業に要する特定財源の確保に努めるとともに、一般財源の確保に向け、県税や使用料等の徴収向上及び収入未済額縮減に全庁で取り組むほか、当該一般財源を伴う事業については、補正予算も含めた予算編成過程での精査及び効率的な事務執行を徹底する必要がある。加えて起債については後年度の財政負担を十分に考慮して充当する必要がある。

これらの点に留意し、震災復興計画に掲げる本県の再生とさらなる発展に向け、なお一層適切な財政運営を図られたい。

対応の状況

【担当：総務部 財政課】

《取組内容》

最優先課題である震災からの復興に向けて、国の制度や支援を最大限に活用し、また、独自財源も積極的に活用することで、可能な限り復旧・復興事業に財源を集中させる財政運営に努めた。(継続)

また、震災からの復旧・復興を進めるにあたっては、県の対応能力を超えた膨大な財源を確保する必要があるため、国に対して手厚い財政支援措置の継続・拡充等を粘り強く求めた。(継続)

《成果（取組結果）》

今年度も、震災復興特別交付税や復興交付金など、国の手厚い財政支援措置が継続されたことから、震災対応分については、国の支援を最大限活用して必要な事業を推進することができている。

これにより、震災前の2倍以上の予算規模となったものの、基金の大幅な取崩しや県債の大幅な増発による過大な将来負担等については、当面回避することができる見込みである。

《今後の課題》

震災からの復興を成し遂げるためには、長期にわたり膨大な財源を確保していく必要があるが、国の集中復興期間終了後である平成28年度以降の明確な見通しは立っておらず、今後も厳しい財政運営を強いられると見込まれる。

《平成26年度以降の取組》

復興過程で生じた新たな課題への対応も含め、復旧・復興事業の増大や長期化が見込まれるため、国に対しては、集中復興期間を延長し、特別の財政支援制度の継続と必要な財源の確保を市町とともに粘り強く求めていく。

また、昨年度策定した「みやぎ財政運営戦略」に基づく歳入確保・歳出抑制対策を確実に進めることなどにより、引き続き持続可能な財政運営の確保に努めていく。

事項名：(4) 公社等外郭団体の自立化について

意見の内容

公社等外郭団体については、「第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画」及び県議会「県出資団体等調査特別委員会」からの提言に沿って、早急に改善が必要な団体への重点的な指導、経営改善のための数値目標設定や実績評価への指導・助言、統廃合を含めた組織の見直しなど、団体の自立的経営確立に向けた取組が図られてきている。今後とも、県の負担金・補助金等の縮減が図られるよう、団体の自立化を一層促進するためのさらなる取組に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 行政経営推進課】

《取組内容》

- 第Ⅲ期公社等外郭団体改革計画に基づき、公社等が自ら経営改善のための数値目標を設定し事業実施後の実績評価を行い、その結果に対して県が指導・助言を行う「経営目標・評価実績」を実施した。(継続)
- 経営改善が必要な公社等や組織の在り方、事業の在り方を検討する必要がある公社等を対象に「宮城県公社等外郭団体経営評価委員会」による調査・審議を実施し、委員会から出された意見に基づき、必要な指導・助言を行った。(継続)
- 「県出資団体等調査特別委員会」の提言に対しては、東日本大震災の影響を踏まえつつ、事業の廃止や規模の縮小、経営の改善に向け、各団体の経営環境に応じた指導・助言を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

- 委託金・補助金・負担金による県の財政的関与については、段階的な縮減に努めてきた。平成 23 年度は、東日本大震災の影響から 22,607,654 千円（対前年度比 125.5%増）となっていたが、平成 24 年度は、10,745,419 千円（対前年度比 52.5 %減）となっている。
- 経営責任の明確化及び県関与の適正化を図る観点から公社等代表者等への充て職は原則廃止することとしており、平成 25 年度末見込みで充て職実施団体は 4 団体となっている。また、平成 25 年 4 月時点での県職員の派遣団体は 9 団体（16 人）となっている。

《今後の課題》

- 平成 24 年度決算において、当期正味財産の増または当期純利益を計上している団体は前年度に比べ 2 団体増の 36 団体であったが、18 団体で当期正味財産の減または当期純損失を計上しており、経営改善に向けた取組を今後も継続していく必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

- 第Ⅲ期宮城県公社等外郭団体改革計画は平成 25 年度が終期のため、平成 26 年度から 29 年度を計画期間とする第Ⅳ期宮城県公社等外郭団体改革計画を策定して 56 団体を指定した。第Ⅳ期計画においても引き続き公社等への県の関与の適正化及び公社等の自立的運営を促進する。
- 経営改善や組織の在り方、事業の在り方を検討する必要がある公社等を選定し、宮城県公社等外郭団体経営評価委員会からの意見を踏まえた指導・助言を実施する。

事項名：(5) 収入未済について（県税）

意見の内容

県税の収入未済額は、70億2,585万6,593円と前年度を10億9,936万7,447円下回り大幅に縮減（前年度比13.5%減）されている。このうち、個人県民税においては、宮城県地方税滞納整理機構と連携した徴収をはじめ、市町村と連携した催告や徴収、市町村職員の滞納整理や徴収技術向上に向けた支援などを行った結果、前年度に比べ約7億円縮減されている。また、個人県民税以外の税目においても、被災した納税者への配慮を継続しつつ、滞納処分の強化や多様な納税手法の採用による滞納未然防止対策などの徴収努力により、前年度に比べ約4億円縮減されている。縮減に向けたこれまでの取組を大いに評価するものである。

しかしながら、依然として多額の収入未済額が認められることから、引き続き適切な徴収対策を継続する必要がある。特に、個人県民税に係る特別徴収の拡充、各県税事務所に設置する「市町村滞納整理業務改善支援チーム」の取組など、市町村との連携をさらに強化し、収入未済額縮減に向け一層の積極的な取組に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 税務課】

《取組内容》

平成25年3月に策定した「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、震災復興財源確保と収入未済額のさらなる縮減に取り組んでいる。同計画では個人県民税を重点税目としており、“個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である”との認識で、県は市町村のパートナーとして積極的に支援していくこととしており、個人県民税徴収対策として次の取り組みを行っている。

① 滞納整理業務改善運動の推進（新規）

市町村単独で高い徴収率を達成することを目指して滞納整理業務改善運動を市町村に提唱し、中長期計画の策定と進行管理、滞納整理マニュアルの整備、滞納整理手法の見直し、分納や滞納処分の執行停止基準の策定支援を進め、市町村が組織的に効果的・効率的な滞納整理を行う体制を整える。

② 市町村滞納整理業務改善支援チームの設置（新規）

滞納整理業務改善運動の支援活動を中心に担う市町村滞納整理業務改善運動支援チームを各県税事務所に設置し、支援活動を実施する。

③ 宮城個人住民税徴収対策会議の開催（新規）

「個人県民税の徴収対策は県と市町村の協働の仕事である」ことを宣言し、県と市町村が協働で復興財源確保に向けた取り組みを実施していくことをアピールするため、全市町村と県関係機関が参加する宮城個人住民税徴収対策会議を開催する。

④ 宮城一斉滞納整理強化月間の設定（新規）

県と市町村が連携した徴収対策を集中して実施、広報することにより、納税に対する理解の促進と新規滞納の抑制を図り、収入率の向上に寄与することを目的として「宮城一斉滞納整理強化月間」の設定について提唱し、実施する。

⑤ 特別徴収の推進（拡充）

給与所得者に係る個人住民税の特別徴収の推進として、平成25年度から順次、特別徴収義務者の一斉指定を開始する。

⑥ 地方税滞納整理機構による集中的な滞納整理の実施（継続）

⑦ 住民税の県の直接徴収の実施（継続）

⑧ 市町村職員に対する滞納整理研修の実施（拡充）

⑨ 税務課所属の徴収特別指導員による市町村からの滞納整理に関する相談受付（継続）

《成果（取組結果）》

- ① 滞納整理業務改善運動の推進については、県税事務所に設置した市町村滞納整理業務改善支援チームが35市町村に対して、中長期計画の策定や滞納整理マニュアルの整備等について支援を行った。
- ② 宮城個人住民税徴収対策会議を5月27日に開催し、知事、各市町村副首長、県税事務所長等出席のもと、個人住民税滞納額縮減対策共同実施宣言を採択し、県と市町村が協働で復興財源確保に向けた取り組みを行うことをアピールした。
- ③ 宮城一斉滞納整理強化月間（11月・12月）に県と市町村が、合同で捜索・差押え（2市町村：3件）を行ったほか、共同で催告（20市町村：8,148件）・徴収（2市町村：2件）を行った。また、併せて各市町村及び県税事務所により、訪問等による催告や夜間窓口・休日窓口など集中的に実施した。
- ④ 平成25年度の特別徴収一斉指定は、白石市と気仙沼市を除く33市町村が実施し、特別徴収実施率は78.83%と前年より6.85ポイント向上した。
- ⑤ 地方税滞納整理機構による市町村税の徴収は、23市町村839事案を引き受け、滞納整理を実施した。
- ⑥ 市町村職員を対象とした研修は、滞納整理担当基礎研修4日・89人、滞納整理テーマ別研修4日・103人、滞納整理リーダー研修1日・26人、新任税務職員研修2日・26人の参加を得て実施した。

《今後の課題》

- ① 滞納整理業務改善運動の推進については、「市町村滞納整理業務改善支援チーム」と市町村との連携を強化し、市町村が組織的に効果的・効率的な滞納整理を行う体制を整えるために引き続き支援する必要がある。
- ② 個人住民税の特別徴収推進については、平成26年度に一斉指定を開始する白石市及び気仙沼市のバックアップのほか、特別徴収拒否事業所の解消を図るため、全市町村のアフターフォローが必要である。
- ③ 徴収対策については、市町村職員の滞納整理技術の向上・定着が図られつつあり、助言・支援するためには県税事務所職員の更なるレベルアップも必要である。

《平成26年度以降の取組》

「県税滞納額縮減対策3か年計画」に基づき、前記取組内容で講じた対策の継続と充実を図る。
宮城個人住民税徴収対策会議において、市町村長を対象とした外部講師による研修を実施する。
宮城一斉滞納整理強化月間に合わせて、県内市町村及び県税事務所合同公売会を11月に初めて開催する。

事項名：(5) 収入未済について（県税以外）

意 見 の 内 容
<p>県税以外の収入未済額（国庫支出金等の繰越事業に係る未収入特定財源を除く）は、特別納付金、県営住宅使用料及び県営住宅駐車場使用料、県産材産地体制整備資金貸付金償還金、土地区画整理組合事業資金貸付金償還金の延滞金など合計で20億4,852万5,503円となり、前年度を8,082万274円（前年度比3.8%減）下回っている。これは、県営住宅使用料や放置違反金などにおいて債権回収の強化や滞納の未然防止が図られたほか、産業廃棄物最終処分場の行政代執行に係る特別納付金について不納欠損処理したことにより減少しているものである。県営住宅使用料及び放置違反金の積極的な取組を評価するものである。</p> <p>しかしながら、その一方で、母子寡婦福祉資金貸付金償還金、林業・木材産業改善資金貸付金償還金などにおいては、収入未済額が増加している状況にあることから、収入未済額の一層の縮減に向け、債権回収の強化、滞納の未然防止、適切な債権管理などについて、収入未済額縮減推進会議においてより実効性ある方策を打ち出すとともに、各機関において、これまでの取組例を踏まえるなど、全庁一体となって十分な対応を図りたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>収入未済額縮減推進会議では、平成25年3月に策定した「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、収入未済額が前年度を下回るよう、滞納の未然防止や債権回収の強化、適切な債権管理に全庁一丸となって取り組んでいる。また、平成25年度においては、実務担当者のスキルアップを目的に、債権管理に精通した外部講師による債権管理研修会を開催したほか、地方機関への訪問指導等を通じ、業務支援の充実を図っている。さらに、債権担当課（室）においては、債務者の生活状況や経済状況の把握を行うなど、きめ細かな対応により、新たな収入未済額発生を抑止に努めているほか、不納欠損処分を適宜行うなど適切な債権整理を行っている。</p> <p>主な債権の取組概要は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 母子寡婦福祉資金貸付金償還金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納の未然防止策として、申請時だけでなく償還開始時における借受人、連帯借受人、連帯保証人との面接による償還指導（拡充） ・ 夜間・休日訪問等による督促の強化（拡充） ・ 償還方法の変更等による計画的納入の促進（拡充） ・ 定期的な対策会議の実施（継続） ○ 林業・木材産業改善資金貸付金償還金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者及び連帯保証人への面談・電話・書面による納入催告（継続） ・ 主務課と事務所が一体となった技術及び経営指導（継続） ・ 被災債務者に対する確実な償還に向けた返済計画の見直し及び償還への意識付け（継続） ○ 県営住宅使用料等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 生活保護受給者の代理納付の拡大（拡充） ・ 滞納者・連帯保証人に対する督促・催告・臨戸訪問（夜間・休日含）の強化（継続） ・ コンビニ納付や口座振替利用の実施（継続） ・ 民間債権回収業者へ退去滞納者に対する回収業務の委託（継続） ○ 放置違反金 <ul style="list-style-type: none"> ・ 債務者に対して最低5回の催告（継続） ・ マスコミや警察署協議会等のあらゆる機会を利用した広報対策の強化（継続） ・ 預貯金や自動車及び給与の差押えの実施（継続） <p>《成果（取組結果）》</p> <p>主な債権の取組結果は、以下のとおり。</p>

- 母子寡婦福祉資金貸付金償還金
申請時や償還開始時におけるきめ細やかな償還指導や主務課と事務所における対策会議開催による収入未済額の進捗状況管理を行うことにより、平成25年度の未収債権縮減目標額16,565千円に対して3月末時点で13,792千円縮減した。
- 林業・木材産業改善資金貸付金償還金
債務者や連帯保証人に対する納入催告及び償還への意識付けをこまめに行うことにより、返済計画の見直しを行った債務者が償還を再開する等、納入につなげることができ、平成25年度の未収債権縮減目標額829千円に対して3月末時点で2,329千円縮減した。
- 県営住宅使用料等
生活保護受給者の代理納付の拡大（10市3事務所）や臨戸訪問（2,230件）、口座振替利用の推進（利用率80.9%）やコンビニ納付、民間債権回収業者への業務委託などを実施し、平成25年度の未収債権縮減目標額50,823千円に対して3月末時点で63,513千円縮減した。
- 放置違反金
預貯金等の差押えや催告等により、平成25年度の未収債権縮減目標額13,000千円に対して3月末時点で11,530千円縮減した。

《今後の課題》

収入未済額縮減推進会議においては、主な取組内容の紹介や実務担当者のスキルアップのための研修会を開催するなどの実務支援を通じ、債権管理・回収に向けて全庁を挙げて取り組んでいるが、震災関連で新規に発生した収入未済額や資力に乏しい債務者による分割納付の長期化等により、県税以外の収入未済額が増えつつある。

東日本大震災からの復興及び財政健全化を進める上で財源の確保は重要であり、また、負担の公平性を担保するためにも、適切な債権管理・回収を行うとともに、新たな収入未済の発生抑止策を強化するなど、全庁一丸となって取り組む必要がある。

なお、母子寡婦福祉資金貸付金については、収入未済額の増加傾向は緩やかになったものの、家庭環境や雇用環境が不安定な債務者が多く、償還計画に従った毎月の納入が滞ることにより収入未済額の増加につながっている。今後は、滞納の未然防止策として、償還開始時の指導の強化や滞納発生時の早期対応、債務者の利便性向上等を図るための方策を検討していく必要がある。

林業・木材産業改善資金では、今後も継続して分割納入者の早期完済に向けた納入額の増額等の働きかけが必要となる。また、債務者や連帯保証人が死亡している等のケースもあり、相続関係等を確認し債権回収が可能か調査をする必要がある。

《平成26年度以降の取組》

収入未済額縮減推進会議では、「収入未済額の縮減に向けた債権管理の取組方針」に基づき、引き続き収入未済額の縮減に向けた業務支援等の取組を推進していく。

債権担当課（室）においては、こまめな催告等により、早期の債権回収に努めるほか、必要に応じて強制執行等の法的措置を講じるとともに申請時・償還開始時における償還指導、債務者の生活・経営状況等の把握の徹底を通じ、滞納の未然防止の強化を図っていく。また、時効を迎えた債権や回収が困難な債権については、債権放棄等により不納欠損処分を進めていく。

なお、母子寡婦福祉資金貸付金については、申請時・償還開始時における償還指導を引き続き徹底するほか、主務課と各保健福祉事務所による対策会議において収入未済額縮減に向けた取組を推進していく。

林業・木材産業改善資金では、これまでの取組を継続し、生活・経営状況等を確認しながら分割納入等の働きかけを行うとともに、新規の収入未済額の発生を防止する。また、長期滞納者については、資力に乏しい状態にあることから、資力調査等により適正な納入可能額の把握に努めるとともに、連帯保証人についても資力の状況の確認を行う等、継続的な納入につなげていく。

事項名：(6) 会計事務処理の遅延、誤り等について

意見の内容

収入に関する事務の関係では、調定遅延、調定漏れ、使用料の算定誤り等が見受けられるとともに、支出に関する事務の関係では、支払遅延、支出金額の誤り、支払い漏れ等が認められる。組織として、複数の職員で確認すれば防止できる単純ミスが多く発生していることから、今後早急に職場内のチェック体制を強化するとともに、職員の人事異動時の事務引継ぎ事項の徹底、職員研修の充実、出納局及び本庁主務課による会計事務指導の強化などに取り組み、適正な会計事務執行に努められたい。

対応の状況

【担当：出納局 会計課】

《取組内容》

定期監査の結果を受け、主管課長補佐（総括担当）会議において、会計事務処理上のケアレスミスの内容、不適切な取扱い、2年連続での指摘等について、各部局に周知し、非常事態であることを各部局内で伝達し、地方出納員にも現状を理解してもらうことでミスの未然防止の意識付けについて依頼した。（継続）

また、定期監査において指摘を受けた公所に対し「どうしたら改善されるか」「会計課・会計指導検査室の支援」について聞き取りを行うとともに、総務部に対し公務研修所研修の中での会計事務のミス防止の呼びかけ等について声がけを行った。（新規）

そのほか、利用しやすい「職員のための会計事務のページ」（職員ポータル）の整備、ニュースレターによる情報提供等を行うとともに、年度末には、事務処理上の留意点やケアレスミス防止の注意喚起を掲載した通知に、新たに、年度末・年度初めに見落としがちな事務のチェックシート「適正な会計事務処理に向けての確認票」を添付した。（継続・一部新規）

《成果（取組結果）》

成果として直接的なものは把握できていないが、部によっては、部内地方公所も含めた課長補佐会議において、会計事務処理の現状の周知、注意喚起、地方公所における勉強会に過去の定期監査結果における指摘等の事例について情報提供したのもあり、意識の変化が感じられた。

《今後の課題》

出納局としての取組を検討・実施する上で地方出納員・担当者等の声を反映させる必要性がある。

《平成26年度以降の取組》

総務部が推進する全庁的な内部統制システムの中で、出納局として、各所属における会計事務処理上の内部統制の意識醸成と職場内のチェック体制強化のためのシステム作りを検討する。

また、出納員・会計職員等の会計事務の理解の向上に向け、現行の支援・情報提供の充実に併せ、適宜「会計事務の手引き」「審査事務の手引き」の整備を検討する。

【担当：出納局 会計指導検査室】

《取組内容》

収入、支出における不適切な事務処理の多くはケアレスミスが多いことから、平成25年10月17日付けで各機関に「会計事務の適正な執行の促進について」を会計指導検査室長名で通知し、「会計事務という言葉から見た主な留意点」の揭示等、「会計事務処理の進捗状況の見える化」を図る一覧表（チェックシート）の作成等及び「執務環境の整理等」などの取り組みを推奨した。また、平成25年12月16日の庁議に指導結果の中間報告を行い、内部統制の整備・運用が課題解決策の一つとなり得ることから、各部局においても留意する必要があることを周知した。平成26年度5月7日の庁議では、年間の概要と平成26年度の方針を報告した。（新規）

《成果（取組結果）》

地方出納員等研修会の開催、職員ポータルを活用した複数の目によるチェック及びスケジュール管理の徹底を呼びかけたことに加え、上記新規取り組みを行った結果、平成 25 年度指摘件数は 683 件であり、平成 24 年度の 835 件より大幅に減少した。

《今後の課題》

平成 25 年度指摘件数は平成 24 年度と比較して減少したが、依然として、支払い遅延や支給誤り等不適切な会計事務も多数認められた。これらのほとんどは初歩的なミスであり、事務処理の失念や錯誤、会計事務の認識不足や組織内部のチェック体制が不十分であることに起因していることから、今後、研修内容の充実、各地方公所における自律的チェック体制の構築等を図っていく必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

会計事務に関する指導・研修・検査の充実・強化に引き続き取り組むとともに、内部統制の充実を図り、各所属においても自律的で適切な会計事務を執行するよう取り組んでいく。

平成 26 年度の具体的取組みとしては、指導依頼のあった公所以外からも訪問先を選定し、個別指導を行う。また、指導検査においては、各公所における会計事務の適正な執行に向けた取組み状況を確認するとともに、優良事例は職員ポータル等で紹介することとしている。

事項名：(7) 入札・契約に係る執行について

意見の内容

入札・契約に係る事務の執行では、工事請負契約の一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札において、被災者等雇用実績に係る申請書類確認の錯誤が認められたことは極めて遺憾であり、今後このようなことがないように、制度に関する知識習得と職場内のチェック体制強化を図り、再発防止に努められたい。また、入札及び契約については、一般競争入札が原則であることを踏まえ、契約の公平性・競争性を確保するとともに、社会・経済情勢を慎重に見極めながら、随時必要な制度の見直しに努められたい。

なお、入札事務について、事務手続きの誤り等による入札の延期及び中止等が散見される。入札の延期や中止によって、応札者の事務負担増加や工事施行の遅延等が生じることから、制度の熟知とチェック体制の強化など未然防止に努められたい。

対応の状況

【担当：出納局 契約課】

《取組内容》

- 総合評価の錯誤の再発防止については、発注機関担当者への説明会を開催し、当該錯誤事案の概要と正規取扱いの周知徹底を図った。（新規）
- 入札・契約制度の見直しについては、一般競争入札を原則としつつ、増加している入札不調の対策として、入札・契約事務の簡素化及び建設業者の入札参加機会の拡大等の制度の見直しを行った。（継続）
- 入札の中止等の未然防止については、チェックシートの作成及び複数人のチェック体制による不注意ミス防止対策を実施した。（本庁・継続）
また、研修会等での入札中止の防止に係る注意喚起を行った。（公所・新規）

《成果（取組結果）》

- 総合評価の錯誤の再発防止について、当該審査事務における錯誤事案は、平成 24 年 11 月以降は発生していない。

- 入札・契約制度の見直しについて、入札不調の発生率（一般競争入札）は、平成 24 年度 29.2 %から平成 25 年度 25.4 %に改善した。なお、再入札等を実施した結果、平成 25 年度中に未契約となった工事は 77 件に減少し、実不調率は 7.5%となった。
- 入札中止の件数は、平成 24 年度 42 件（内本庁 17 件）から平成 25 年度 31 件（内本庁 6 件）に改善した。 《今後の課題》
- 総合評価の錯誤の再発防止については、制度内容の周知徹底を行う必要がある。
- 入札・契約制度の見直しについては、入札不調を減少させる総合的な対策の中で検討していく必要がある。
- 入札の中止等の未然防止については、内部チェック体制の強化を図る必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

- 総合評価の錯誤の再発防止については、毎年度の初めに発注機関の新規担当者等を対象としたシステム操作研修会を開催しているが、これを継続するとともに、錯誤事例を引用した説明を行い、制度内容の周知徹底を図っていく。
- 入札・契約制度の見直しについては、制度改正の効果を検証し、新たな対策の検討に活用する。
- 入札の中止等の未然防止については、チェックシートの作成及び複数人のチェック体制による不注意ミス防止対策を継続していく。（本庁）
また、研修会等において入札中止の未然防止の重要性を説明し、不注意ミス防止の注意喚起を図る。（公所・継続）

【担当：出納局 契約課（物品・役務調達関係）】

《取組内容》

- 物品及び役務調達において、入札公告や仕様内容の錯誤、入札システムの操作ミス等が原因で、入札を中止している案件が確認された。このため、全所属に対して文書により注意喚起を行うとともに、新たに「入札公告事務に関するチェックリスト」を作成し、組織としてチェックできるよう体制の強化を図った。（新規）
- さらに、会計事務研修会やニュースレターを通じ制度の周知徹底を図るとともに、試行的な取組みとして、新たに会計事務指導検査へ契約課職員を同行させ、ヒューマンエラーの発生原因に関する詳細な把握を行った。（新規）

《成果（取組結果）》

- 入札中止件数については、平成 26 年 3 月末現在において、物品は 17 件（対前年同月比：△ 6 件、26 %の減）、役務調達は 37 件（同：△ 11 件、23 %の減）となっている。なお、このうち改めて入札の延期等を行っている件数については、物品が 6 件、役務調達が 23 件。
- また、会計事務指導検査への同行については、3 高等学校及び 2 地方公所の計 5 公所等に対して実施した。

《今後の課題》

- 新たに作成したチェックリストの運用状況の評価及び必要に応じた改善を継続的に実施する等、再発防止に万全を期す必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

- 引き続き、会計事務指導検査へ同行し、エラーの発生原因に関する詳細な把握・分析等を行い、再発防止策の一層の拡充に努める。
- また、高等学校等事務担当者に対する制度の周知方法については、新たに職員ポータルメッセージ機能も追加するなど、きめ細やかな対応を行う。

事項名：(8) 県民等への説明と関係部局間の連携について

意見の内容

事務事業の執行に当たっては、取組状況について県民への周知を図るとともに、成果重視や費用対効果など、一層県民の視点に立った施策展開に努められたい。また、業務の推進に当たっては、数多くの復興関連事業を円滑に推進していくためにも、引き続き震災復興に向けて県組織一体となった取組が必要である。関係部局間及び本庁・地方機関間において、会議や庁内情報基盤等を活用するなどして、十分な伝達と連絡及び情報の共有化等を図られたい。

対応の状況

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】

《取組内容》

- 震災復興計画の再生期以降の実施計画策定に当たり、部局横断的な検討が必要な課題について連携して施策検討を行った。(継続)
- 震災復興本部会議（H25年度は11回開催）や政策調査員等会議などを適宜開催し、復興を進めるに当たっての現状や課題について共有を図り、県庁一丸となって復旧・復興を進める体制確保に努めた。(継続)

《成果（取組結果）》

再生期において部局横断的に取り組む施策を検討し、その結果を実施計画に反映した。

《今後の課題》

復旧・復興が進む中で、さらなる新たな課題が生じる状況にあり、継続して全庁一丸となって復興を推進することが必要である。

《平成26年度以降の取組》

次年度以降の施策のほか、必要に応じて部局横断的な対応を図るとともに、全庁一丸となった復旧・復興の取組が可能となるよう、復興の進捗や課題に係る情報の共有に努める。(継続)

事項名：(9) 東日本大震災からの復旧・復興について

意見の内容

東日本大震災に係る復旧・復興事業の推進に当たっては、宮城県震災復興計画に掲げられた5つの基本理念及び計画内容の実現をめざし、被災者の生活再建、産業再生と雇用の場の確保、災害廃棄物の処理、教育環境の維持向上、保健・医療・福祉の充実、各種社会資本整備等を迅速かつ計画的に推進していくことが強く求められている。

このため、県震災復興計画の基本理念について庁内での周知を徹底するとともに、関係市町村と連携した施策の推進、財源確保及び実情に即した復興支援制度の運用についての国への要望などに引き続き努められたい。併せて、広く県民等の協力と理解を得て復興事業を進めていくため、事業の進捗状況等について、適宜県民等への周知に努められたい。

また、東日本大震災の発生から今日まで経験し対応した事項については、検証及び評価を確実に実施し、今後の大規模災害に備えるとともに、将来に向け、全国に大規模災害の教訓として発信していくことが本県の使命である。このため、東日本大震災を風化させないためにも、今後、東日本大震災発生以来支援のあった国内外の関係機関やボランティアなどと広くネットワークを構築して、震災に係る本県のこれまでの経験や対応について、県民や市町村と一体となって、さらなる情報発信等に努められたい。

さらに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題については、損害賠償や風評被害対策も含めて、きめ細かな対応を行うとともに積極的な情報提供を行い、県民の安全・安心と信頼の確保に努められたい。

次に掲げる項目（※別紙）については、特に重点的に取り組まれたい。

対応の状況

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】 ①復旧・復興事業の加速化として ア 県組織一体となった取組の推進

《取組内容》

震災復興計画の推進に向けて、再生期における実施計画を策定する中で、震災復興本部会議や政策調査員等会議を開催し、一日も早い復旧・復興の実現に必要な課題の解決や対応の検討を全庁的に進めた。(継続)

《成果（取組結果）》

一日も早い復旧・復興の実現に向けて必要な取組の具体化につなげた。

《今後の課題》

復旧・復興が進む中で、さらなる新たな課題が生じる状況にあり、継続して全庁一丸となって復興に取り組むことが必要である。

《平成26年度以降の取組》

全庁一丸となった取組により復旧・復興の加速化が可能となるよう、必要に応じて部局横断的な検討を行うとともに情報の共有に努める。(継続)

【担当：震災復興・企画部 震災復興政策課】 ①復旧・復興事業の加速化として イ 復興モデルの構築に向けた取組の推進 等

《取組内容》

○ 震災復興本部会議（H25年度は11回開催）や政策調査員等会議において、復興を進めるに当たっての基本的な考え方について共有を図り、全庁一丸となって復旧・復興の推進に努めた。(継続)

○ 震災復興計画の再生期以降の実実施計画策定に当たり、復興計画の基本理念である「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」を進め「創造的な復興」を具体化するため、必要な施策の検討を行った。(継続)

《成果（取組結果）》

「創造的な復興」に向けて必要な施策の検討結果を実施計画に反映した。

《今後の課題》

「創造的な復興」の実現には、各地域、各分野の取組が必要であり、事業の進捗や社会情勢の変化を踏まえながら継続して検討や事業の推進を図ることが必要である。

《平成26年度以降の取組》

次年度以降の施策検討の過程を通じて、復興計画の基本理念でもある「『復旧』にとどまらない抜本的な『再構築』」を進め、「創造的な復興」を具体化できるよう努める。(継続)

【担当：経済商工観光部 雇用対策課】 ②被災者対策として ア 被災者の働く場の確保

《取組内容》

平成25年度は、緊急雇用創出事業全体で、約2万2千人の雇用創出を図ることとしている。

緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、震災等緊急雇用対応事業等により、県及び市町村が直接雇用若しくは委託事業を実施している。また、安定的な雇用機会の創出については、産業政策と一体となって雇用面から支援を行う宮城県事業復興型雇用創出事業を実施し、事業期間全体で約2万3千人の雇用創出に向けて取り組んでいる。(拡充)

《成果（取組結果）》

緊急一時的な短期の雇用機会の創出については、雇用期間が1年以上の有期雇用を想定している生涯現役・全員参加・世代継承型雇用創出事業を含め約1万人の雇用創出目標に対し、平成26年2月1日現在で8,881人の雇用数となっている。

また、事業期間全体で約2万3千人の雇用創出に向けて取り組んでいる事業復興型雇用創出事業については、地盤沈下のかさ上げ対策に時間を要している沿岸部を中心に、未だ再開に向けて取り組んでいる事業者や、本格的な事業再開にまでは至らず雇用意欲が回復していない事業者がいるものと推察されるものの、受付を開始した平成24年2月から平成26年3月31日までに申請のあった雇用者数は、20,556人に達しており、被災地における安定的な雇用機会の創出に大きな効果をもたらしている。

《今後の課題》

緊急雇用創出事業については、事業期間が原則平成25年度末までとされていたが、震災により甚大な被害を受け、再生期にある本県においては、地盤沈下のかさ上げ対策に時間を要している沿岸部を中心に、安定的な雇用機会の創出に対する支援だけでなく、緊急一時的な短期の雇用機会の創出に対するニーズも大きいことから、国に対し事業期間の延長を要望してきた。

その結果、平成25年度一般会計補正予算（第1号）の成立により、事業復興型雇用創出事業の積み増しと事業期間の1年延長及び震災等緊急雇用対応事業の事業期間が1年延長されたことから、引き続き、目標とした約2万人の安定的な雇用・就業機会の創出に努めていく必要がある。

加えて、今後も、復興の状況に応じて、事業期間の延長など柔軟な対応が行えるよう国に対し要望していく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

被災地における雇用機会の確保は、被災地の地域経済全体の再生のためにも大変重要であることから、引き続き事業復興型雇用創出事業を活用した安定雇用創出に全力で取り組むこととしている。

加えて、震災により甚大な被害を受け、再生期にある本県においては、直ちに安定的な職に就かなかつた方や行政のマンパワー不足の解消などの面で緊急一時的な短期の雇用機会を創出する震災等緊急雇用対応事業についても、引き続き効果的な活用促進に取り組むこととしている。

【担当：保健福祉部 健康推進課】 ②被災者対策として イ 被災者の健康管理及び心のケア

《取組内容》

- 仮設住宅入居者等健康調査の実施（継続）
- 特定健診・保健指導の対象となっていない18歳以上39歳以下の住民に対して基本健診、詳細健診を行う市町村への補助（継続）
- 仮設住宅入居者等に対して歯科保健、食生活・栄養改善に関する相談・指導等を行う法人等への補助（継続）

《成果（取組結果）》

○ 仮設住宅入居者等健康調査によって心身の健康状態に問題を抱えた方を把握し各種支援につなげた。(平成25年度調査対象世帯数、プレハブ調査15,106世帯・民賃調査18,357世帯)

○ 18歳以上39歳以下の住民に対し基本健診(11,864人)、詳細健診(11,727人)を実施した。

○ 歯科保健(8市町、76回、669人)や食生活・栄養改善(11市町、372回、延べ5,964人)に関する集団指導や相談会等を実施し応急仮設住宅等での健康な生活の維持・増進を支援した。

《今後の課題》

○ 市町村のマンパワーが不足していることから、関係機関・団体がより一層緊密に連携し、健康調査によって把握された要支援者に対する支援体制を強化していく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

○ 仮設住宅等における生活が長期化することにより、様々な健康課題の発生が懸念されることから、引き続き健康調査や各種健康支援事業を実施するとともに、関係機関・団体の情報共有・連携に努めていく。

【担当：保健福祉部 障害福祉課】 ②被災者対策として イ 被災者の健康管理及び心のケア

《取組内容》

- みやぎ心のケアセンターの運営（継続）
- 仙台市が行う被災者の心のケア事業に対する補助（継続）
- 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置（継続）
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実地（継続）
- 県精神保健福祉センターの研修事業の実施（継続）
- 保健所の精神保健福祉相談、アルコール等の専門相談（継続）
- ひきこもり地域支援センターの開設（新規）

《成果（取組結果）》

- 平成 23 年 12 月「みやぎ心のケアセンター（基幹センター）」を仙台市内に開所し（設置運営：宮城県精神保健福祉協会）、平成 24 年 4 月「地域センター（石巻・気仙沼）」を開所した。
- 専門職による住民支援（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月分：対面相談 4,926 件、電話相談 1,310 件）、仮設住宅での心の講話等の普及啓発、自治体職員の支援者を対象としたメンタルヘルス研修やスキルアップ研修会の開催等、保健所、市町村、関係機関・団体等との連携を図り、被災者等に対するきめ細やかな各種支援を実施した。
- 仙台市が行う被災者の心のケア支援事業に対する補助
訪問活動の強化や各区役所における「こころの相談」を拡充（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月分：対面相談 2,862 件、電話相談 1,509 件、仮設住宅健康相談会、サロン活動等を実施）した。
- 東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座の設置
平成 23 年 10 月設置。人材育成と調査研究を「みやぎ心のケアセンター」と連動して実施した。
- 精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）の実施
精神科医療機関等 4 団体に委託し実施した。（平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月分：訪問 1,299 件、電話相談 978 件、個別支援会議 2,395 件、関係機関調整 148 件）
- 県精神保健福祉センターの研修事業の実施
従来の研修だけでなく、引き続き震災関連（自死対策含む）研修を実施した。（平成 25 年度 復興期の心のケア対策研修会 2 回、精神保健福祉講座 2 回、地域自殺対策研修会 2 回、アルコール関連問題研修 1 回実施）
- 保健所の精神保健福祉相談、アルコール等の専門相談の実施
従来の相談だけでなく、引き続き拡充して実施した。（平成 25 年度 236 回実施）
- ひきこもり地域支援センターの開設
平成 26 年 1 月、ひきこもりに関する相談支援、情報提供、支援者の育成及び支援体制を整備するため、県精神保健福祉センターに開設した。（平成 26 年 1 月～平成 26 年 3 月分：電話相談 24 件、来所相談 35 件）

《今後の課題》

- 被災者の心のケアは長期的な支援が必要であり、継続的な支援を行うための財源確保と、被災者の生活再建が本格化する中で被災者間の格差が生じ、うつ病、アルコール依存症、自死の増加が危惧されることから取組の強化が求められる。
- 市町村、社会福祉協議会等の職員、サポートセンターの生活支援員等の支援者のサポート及びメンタルヘルスケアも重要である。

《平成 26 年度以降の取組》

- 「みやぎ心のケアセンター」のほか仙台市等が行う被災者の心のケア対策事業に対する補助を継続する等、被災者の心のケアの充実を図る。
 - ・東北大学大学院医学系研究科予防精神医学寄附講座における人材育成と調査研究事業を継続する。
 - ・精神障害者アウトリーチ推進事業（震災対応型）を継続し、精神病症状を呈している方等に対する支援を強化する。
 - ・保健所精神保健福祉相談、アルコール専門相談等を継続する。
 - ・ひきこもり地域支援センター等によるひきこもりの方への支援を強化する。

【担当：保健福祉部 子育て支援課】 ②被災者対策として ウ 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

- 子どもの心のケアチーム活動（児童精神科医、臨床心理士等により構成）が巡回し相談に対応するほか、保育所等でのガイダンスを実施（継続）
- 子どもの心の健康サポート事業（市町が実施する乳幼児健診の会場へ臨床心理士を派遣。母子の様々な相談に対応）（継続）
- 保育士等への研修事業（直接子どもたちと接する機会の多い保育士等に対する研修を実施）（継続）
- 東日本大震災中央子ども支援センターへの事業委託（継続）
 - ・ 保育所等への訪問及びニーズを調査
 - ・ ニーズ調査に応じた、児童精神科医による相談機会の提供や、研修会等の実施
 - ・ 普及啓発パンフレット作成と市町村等へ配布

《成果（取組結果）》

- 子どもの心のケアチーム活動
述べ80日、92か所の訪問を行い、児童精神科医による保育士、保健師等へのスーパーバイズを実施
- 子どもの心の健康サポート事業
2市5町 述べ84回、84人の臨床心理士を派遣。個別の相談に応じたほか、保健師等への助言等を実施
- 保育士等への研修事業
保育所、幼稚園、小学校教職員等向けの研修会など延べ35回開催
- 東日本大震災中央子ども支援センターへの事業委託
 - ・ 保育所等延べ200か所訪問。児童精神科医 延べ46人を派遣
 - ・ 児童精神科医、臨床心理士等を講師とし、保育士・幼稚園教諭等を対象に延べ35回の研修会を開催
 - ・ 普及啓発パンフレット2種類を各10,000部作成し、市町村等へ配布

《今後の課題》

- 被災し、心に深い傷を負った子どもの心のケアについては、就学等により途切れることのないよう、中長期的に取り組まなければならない。
- 今後、子どもの心のケアの中心は、市町村保健福祉担当と学校になるものと考えられ、保健福祉担当と学校教育担当との連携をより一層強化する必要がある。

《平成26年度以降の取組》

- 上記取組内容記載の事業の実施（東日本大震災中央子ども支援センターについては、委託先を変更して実施）（継続）
- 保健福祉部と教育関係機関の連絡会議（子どもの心のケア対策庁内連絡会議及び地域連絡会議）（継続）
- 子どもの心のケア対策研修（学校単位でのミニ研修会）の開催（新規）

【担当：教育庁 義務教育課】 ②被災者対策として ウ 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

- 仙台市を除く全公立中学校146校に、スクールカウンセラーを配置した。（拡充）
- 仙台市を除く全市町村教育委員会34市町村に、スクールカウンセラーを派遣し、域内のすべての公立小学校に対応できるようにした。（拡充）
- 各教育事務所・地域事務所に1名または2名の専門カウンセラーを配置し、児童生徒のいじめや不登校、学校不適応や発達障害等に関する相談や助言を行った。（継続）
- 心のケアに関する研修会を行った（外部人材活用を含む）。（継続）
- スクールソーシャルワーカーを13市町に20名配置した（市町村委託事業）。（拡充）
- 学校教育活動普及支援員を4市町に6名配置した（市町村委託事業）。（継続）

《成果（取組結果）》

- 公立中学校には1校当たり年間約37日間配置した。公立小学校には1校当たり年間約11日間派遣した。
- スクールカウンセラーの全相談件数はのべ40,966件、全相談人数はのべ45,972名であった（事務所専門カウンセラーの相談件数、相談人数を含む）。
- ケア宮城との連携による研修会を6市町で11回、小・中学校研修会を5回行ったほか、事務所等研修会を10回、県教委主催研修会を10回行った。

○ スクールソーシャルワーカーの活用を図り、委託市町内の小・中学校 107 校、児童生徒 394 名に対応することができた。その結果、家庭や学校、関係機関等との連携を図ることができ、児童生徒や保護者の心のケアを図ることができた。

○ 学校教育活動普及支援員を配置した結果、児童生徒の心のケアや登下校の安全の確保ができたほか、教員や保護者への助言等を行うことができた。

《今後の課題》

○ 県内在住のスクールカウンセラーが不足しており、沿岸部には県外臨床心理から派遣されたスクールカウンセラー等を配置・派遣している状況であり、県内在住のスクールカウンセラーの人材を確保する必要がある。

○ スクールソーシャルワーカーについても、更なる人材を確保する必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

○ スクールカウンセラーの全公立中学校への配置及び全市町村教育委員会への派遣について、拡充を図る。

○ スクールソーシャルワーカーの委託市町村を増やすほか、人材の確保に努め更なる拡充を図る。

【担当：教育庁 高校教育課】 ②被災者対策として ウ 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

○ 県立高等学校へのスクールカウンセラーの配置。(継続)

○ 不登校・発達支援相談室の開設、24 時間いじめ電話相談の開設。(継続)

○ 学習状況調査(高校 1・2 年生を対象)において、平成 24 年度の調査から学校生活全般や心の有り様に関する質問項目を追加し、震災後の生徒の生活状況や心身の健康状態等について推移を見守っている。(拡充)

○ 東日本大震災による被災生徒が本県の公立高等学校入学者選抜の受験を希望する場合は「東日本大震災の被災生徒の受験に係る臨時的措置」を定め弾力的に対応している。平成 26 年度入学者選抜からは「東日本大震災の被災に伴う区域外就学者の受験に係る措置」に改め引き続き弾力的に対応する。(継続)

《成果(取組結果)》

○ 全県立高校(76 校)及び特別支援学校 3 校へのスクールカウンセラーの通常配置に加え、被災地域への特別配置。

○ 総合教育センター不登校・発達支援相談室において面接相談・電話相談を実施。業者委託により時間外のいじめ相談電話に対応。

○ 震災後の心と体の安定について、学習状況調査では地域や年度による大きな差はなく概ね安定した生活を送っている。毎日同じくらいの時刻に就寝・・・1 年 74.6%, 2 年 75.0%, 体調はよい・・・1 年 81.7%, 2 年・・・80.0%, 食欲はある・・・1 年 90.5%, 2 年・・・89.7%, 学校生活に充実感や満足感がある・・・1 年 79.5%, 2 年 72.4%, 勉強に集中できる・・・1 年 49.9%, 2 年 45.8%。

○ 平成 26 年度入学者選抜における「被災生徒の受験に係る臨時的措置」による出願者は 32 名であり、前年度より 12 名増加した。

《今後の課題》

○ 臨床心理士資格保有者の確保が難しくなっており、スクールカウンセラー及び面接・電話相談員の確保が課題となっている。

○ 震災後 3 年目以降に、子供に変化が現れてくるという指摘があり、今後も生徒の学習状況や生活状況等を見守る必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

○ 現在の取組を継続する予定。

【担当：教育庁 生涯学習課】 ②被災者対策として ウ 子どもの心のケア及び家庭・学校・地域教育のフォロー

《取組内容》

○ 国の委託事業「学びを通じた被災地の地域コミュニティ再生支援事業」を活用し、全額国庫負担で「協働教育プラットフォーム事業・放課後子ども教室推進事業」を展開し、家庭・地域の教育力の向上や活性化を図るとともに、地域全体で子どもを育てる環境の整備を図った。(拡充)

《成果(取組結果)》

○ 「協働教育プラットフォーム事業」は 28 市町村で実施した。「放課後子ども教室推進事業」は 19 市町村 59 教室で実施した。安定した財源が確保され、家庭・地域・学校が協働し、地域全体で子どもを育てる気運が高まってきている。

《今後の課題》

○ 未実施市町へ「協働教育プラットフォーム事業」及び「放課後子ども教室推進事業」を実施するよう働きかける必要がある。

《平成26年度以降の取組》

○ 平成26年度において、「協働教育プラットフォーム事業」は31市町村で実施している。「放課後子ども教室推進事業」は20市町村60教室で実施するよう働きかけてきたが、学童保育への移行や小学校の再編統合などにより、平成26年度は18市町村52教室での実施となっている。今後も実施市町の拡充に向けて働きかけを行ってまいりたい。

【担当：警察本部 生活安全企画課】 ②被災者対策として エ 被災地の交通安全及び生活安全の確保 等

《取組内容》

県警においては、被災地における安全・安心を確保するため、仮設住宅等で生活している被災者に対する防犯情報の提供や防犯指導、被災地域の街頭パトロール活動を強化しているほか、震災により崩壊・減少した防犯ボランティアの再構築、組織化、活性化を促進するとともに活動支援を行い、被災地における安全・安心確保のための各種警察活動を推進した。(継続)

《成果（取組結果）》

○ 被災地域(被災9警察署管内)の犯罪発生状況
平成25年：9,573件(前年比 +51件, +0.5%) 平成24年：9,522件(前年比, -672件, -6.6%)
※ 数値的には微増したものの、住民が不安を感じる空き巣、忍込み等侵入犯罪は前年比-150件, -23.1%と激減した。

【県全体】

平成25年：19,367件(前年比 -194件, -1.0%) 平成24年：19,561件(前年比, -1,044件, -5.1%)

- 防犯情報の提供 平成25年地域安全ニュースの発行 23件 防犯チラシ、ポスター等の発行 15種 352,000部
- 青色防犯パトロール車両による巡回活動(平成25年度) 県内全域 9地区 警備員132名, 車両66台
- 仮設住宅における防犯活動の活性化
地域防犯サポーターの委嘱～246地区, 350名(前年比+7地区, +26名), 自主防犯団体の結成～75団体(前年比+5団体)

《今後の課題》

今後、長引く仮設住宅での不便な生活によるストレス等に起因する粗暴犯罪、被災地の復旧・復興に便乗した生活経済事犯等、県民生活に関係する各種犯罪の発生も懸念されることから、関係機関・団体との緊密な連携や防犯カメラを始めとする防犯環境の整備促進により、被災地の安全・安心の確保を推進する。

《平成26年度以降の取組》

再生期における新たな街づくりに伴い、集団移転地区をはじめとした都市整備計画に積極的に参画し、国の補助事業を活用した防犯カメラ設置等防犯環境の整備促進を強力に働き掛け、住民の安全・安心確保に努める。

【担当：警察本部 交通企画課】 ②被災者対策として エ 被災地の交通安全及び生活安全の確保 等

《取組内容》

県警においては、被災地における交通安全を確保するため、災害に強い交通安全施設の整備を推進するとともに、他県警察からの特別出向者を被災地に派遣し、災害廃棄物搬送車両等の搬送経路における警戒活動、及び地元小中学校児童・生徒に対し通学路において保護誘導活動を行っているほか、緊急雇用創出事業により雇用した自転車安全利用指導員及び高齢者交通安全指導員を運用した交通安全教育等、多角的な交通安全対策を推進している。(継続)

また、ダンプカー等震災復興関係車両の急激な増加に伴う交通障害(交通事故を含む)を防止し、安全・安心な震災復興を実現するため、ダンプカー等震災復興関係事業体、同車両運転手の対策「復興の喜ばしい旗」なびかせ運動」を県下で展開した。(新規)

《成果（取組結果）》

○ 被災地9警察署管内の交通事故発生状況
平成25年1/1～12/31：発生件数4,976件、死者41人(対前年比-120件, +17人, 震災前3年の平均交通事故発生件数5,351件、死者39人、-375件、+2人)
前年対比及び震災前3年間平均の比較とともに、死者数が増加したが、発生件数は減少している。

- 震災により滅灯した交通信号機の整備復旧状況
震災交通信号機 272 基中、復旧対象 259 基の整備復旧を完了している。(100%) ※ 街区消失等により復旧不要な 13 基は整備対象外とした。
- 災害に強い交通安全施設の整備状況
信号機電源付加装置を整備した。 ・自動起動発動発電機 平成 25 年度 19 基(総数 185 基) ・リチウム電池式 平成 25 年度 50 基(総数 244 基)
- 特別出向者(特別交通対策係)の運用(平成 25 年 4 月 1 日～)
特別出向者(特別交通対策係)27 名(対前年比- 43 名)を交通機動隊に一本化し、被災地等における災害廃棄物搬送車両等に対する積載方法等に関する指導警告等の活動を実施している。
- 自転車利用者等に対する交通安全広報啓発活動等
緊急雇用創出事業により雇用した自転車安全利用指導員を運用し、街頭において、自転車利用者等に対する交通安全広報啓発活動等を実施して自転車利用者を中心とした道路交通者のルール遵守とマナー向上を図り、もって自転車等が関係する交通事故防止活動を実施している。
活動実績：街頭指導～ 226 日、広報啓発声かけ～ 6,445,792 回(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末)
- 仮設住宅等における交通安全教育の実施
緊急雇用創出事業により雇用した高齢者交通安全指導員を運用し、交通安全教育車 2 台(増強 1 台)や歩行シミュレーターなどを活用した参加体験・実践型の交通安全教育を実施している。 活動実績：実施回数～ 459 回、参加人員～ 32,139 人(平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月末)
- “復興の喜色い旗”なびかせ運動
県下の震災復興関連事業体のダンプカー等車両 4,073 台が“復興の喜色い旗”(黄色い旗)を掲出させ運動を展開している。

《今後の課題》

被災 9 警察署では、交通事故の発生件数は減少したものの、交通死亡事故が増加の傾向にあることから、今後も被災地における震災復興計画に連動させた形で、自治体や住民等のニーズに応じた交通安全施設の整備を図るとともに、高齢者交通安全指導員・自転車安全利用指導員の拡充のほか、仮設住宅等における交通安全教育の充実を図り、被災地における交通事故防止を図っていく必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

被災地における道路交通環境の整備に当たっては、各自治体において策定している震災復興計画と連動させた対策を進めるとともに、飲酒運転違反等の悪質危険違反の取締りを継続的に推進するなど交通規範意識の向上を図るほか、交通死亡事故多発路線、エリアを指定したうえで警戒力を強化して交通死亡事故が発生する前に予防的に防圧する「先行対策」を講じ、被災地の交通安全の確保に努めていく必要がある。

【担当：総務部 人事課】 ③市町村の復興支援として ア マンパワーの確保対策

《取組内容》

- 被災市町におけるマンパワー不足が深刻な状況にあることから、被災市町の要望・要請に対応し、復旧・復興業務を担う県職員を地方自治法に基づき派遣した。(継続)
- 平成 24 年 6 月に設置した「市町村震災関係職員確保連絡会議」を通じて、被災市町のマンパワー不足が深刻であることが確認されたことから、被災市町に対して、必要な業務内容や職員数のアンケート調査によりニーズ確認を行った上で、県が被災市町を支援するための任期付職員を採用し、被災市町派遣した。(継続)

《成果(取組結果)》

- 被災市町支援のための県職員派遣については、平成 23 年度は 1 市 4 町に対し 11 人を派遣したが、平成 24 年 4 月に 4 人を追加し 15 人の派遣となった。さらに、平成 24 年 11 月には 9 人を追加し、合わせて 24 人の職員を派遣した。平成 25 年度に入ってから、4 月に新たに 4 市 4 町に対し 11 人、11 月には 1 人を追加した結果、合計で 6 市 5 町に 36 人を派遣している。
- 被災市町に派遣するための任期付職員採用については、平成 25 年 1 月(一部 2 月)に 8 職種 126 人を採用し、被災 6 市 4 町に派遣した。また、平成 25 年度に入ってから、県配属分と合わせた任期付職員募集を 4 月に開始し、6 月の第 1 次考査と 8 月の第 2 次考査を経て、3 職種 139 人を採用した。このうち被災市町に対しては、11 月以降 5 市 4 町に 94 人を派遣した結果、県から被災市町に派遣された任期付職員の合計は、8 職種 220 人となっている。

《今後の課題》

- 震災から3年が経過したが、復旧・復興事業の本格化に伴い、被災市町においても更なる必要人数の増加が見込まれており、継続的な人員確保が必要と考えられることから、県としても、今後も引き続き被災市町に対する人的支援について、可能な限り実施していく必要がある。
- 県から被災市町に派遣できる職員の人数に限られる中で、職員が能力を最大限に発揮できるよう、被災市町とともに効果的な職員面談や研修内容等を確立し、マンパワー不足解消に向けた環境整備を進める必要がある。

《平成26年度以降の取組》

被災市町におけるマンパワー不足の状況について、「市町村震災関係職員確保連絡会議」等を通じて細やかに確認を行うとともに、必要なニーズに対応できるよう、県としてできる限りの人的支援を引き続き行ってまいりたい。

【担当：総務部 市町村課】 ③市町村の復興支援として ア マンパワーの確保対策

《取組内容》

- 平成24年6月に「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」を定め、市町村震災関係職員確保連絡会議を設置して具体的な取組みを検討。（継続）
- 都道府県ごとに重点的に支援いただく沿岸部市町を定めて職員派遣を要請。全国の都道府県知事及び政令指定都市市長に知事親書で要請するとともに知事自らも電話で要請。また、平成25年度は岩手・福島と合同で、被災市町の首長と県幹部職員と一緒に各都道府県を訪問し、市長会の会議等において首長に直接要請。（拡充）
- 比較的震災の被害が少なかった内陸部市町村にも沿岸部市町への職員派遣の協力を求めるため、知事自ら電話で要請し、県幹部職員が内陸部市町村を訪問して派遣を要請。（拡充）

《成果（取組結果）》

- 市町村震災関係職員確保連絡会議を設置して様々な取組を始めた平成24年6月1日の時点で、全国からの派遣職員は478人、沿岸部市町が採用した任期付職員等は16人、合計494人の職員を確保していたが、平成26年3月1日現在では、派遣954人、採用289人、合計1,243人となっており、749人の増となった。
- 内陸部市町村からの派遣職員数は、平成24年度末17人から平成26年3月1日現在21人となっており、4人の増となった。
- 平成25年度の復興関連事業等を行う上で不足している人数は、平成25年4月1日の時点で261人だったが、平成26年3月1日現在では131人の不足人数を解消して130人となった。

《今後の課題》

- 平成26年度以降に復興関連事業のピークを迎えることから、平成25年度よりも必要人数の増加が見込まれており、継続的なマンパワーの確保が必要。
- 全国の自治体は、行政改革の中で職員数を削減してきており、さらなる現職の職員派遣をする余力は小さいと見込まれる。

《平成26年度以降の取組》

- 平成25年度に引き続き「市町村復興関係職員確保アクション・プラン」に基づいて職員確保の各取組みを行っていく。
- 現職公務員だけでなく公務員OBや民間から広く人材を採用するなどありとあらゆる方策により職員確保を図るとともに、年金制度の改正に伴う再任用職員の活用や任期付職員代行採用の取組みを全国の自治体に要請していく。

【担当：経済商工観光部 産業立地推進課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 市町村との連携による合同企業訪問等を実施した。（継続）
- 市町村と連携しながら東日本大震災復興特別区域法に基づく復興推進計画「民間投資促進特区（ものづくり産業版）」を策定し、各種優遇制度を活用したものづくり産業の集積を図った。（新規）

《成果（取組結果）》

- 企業立地のためのインセンティブ（企業立地奨励金制度など）や事業用地の提案等をワンストップ対応で行ってきた。
- 民間投資促進特区については、平成24年度末（H25.3.31）までに278社、347件の指定を行い、その投資見込額は2,429億円に上っている。

《今後の課題》

企業活動のグローバル化に伴い、海外に進出する企業は増加しており、生産拠点の海外シフトが続いている。一方で、製造業の中には、国内の生産拠点の重要性を認識し、国内生産拠点を維持していこうとする企業も多い。このため、国内に根強い立地ニーズがあり、成長性が高く、地域に定着が期待される産業分野的を絞って誘致活動を進める必要がある。

《平成26年度以降の取組》

産業再生支援については、市町村との連携が不可欠であることから、今後とも同様の取組みを継続していく。

【担当：経済商工観光部 観光課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 被災地を訪れる(訪れたい)人々への対応を行う「みやぎ観光復興支援センター」の設置
本県でしか体験できない防災・減災を目的とした研修旅行やボランティアツアーなどの希望に対して、情報提供するとともに、被災地の受入先とのマッチングをワンストップで行うセンターを設置した。センターの職員は被災地をフィールドワークし、常に最新の情報を把握している。(継続)

《成果(取組結果)》

平成23年10月から開設し、平成23年度(6か月間)は88団体、5,668人の受入実績、平成24年度は372団体、13,062人、平成25年度は545団体、18,683人と、受入実績は伸び続けており、被災地を訪れたいという人々からのニーズは依然として高いものと考えられる。

《今後の課題》

緊急雇用創出事業臨時特例基金を事業の原資としているため、事業計画を立てるにも不安定な要素となっている(平成26年度は継続)。また、震災遺構の保存の問題など、時間の経過とともに被災地の状況も変化してきていることから、センターの在り方についても検討が必要である。さらに、本県の復興状況の情報を的確に発信していくことが求められている。

《平成26年度以降の取組》

現状のニーズの高さから、平成26年度は現状の態勢を維持するものであるが、併せて、財源の確保と事業ニーズの見極めなどを行いながら、平成27年度以降の在り方について検討を行う。また、ボランティアや復旧業務をいただいた方々に、被災地が復興していく姿を見ていただくためのツアー(メモリアルツアー)の受け入れを促進していく。

【担当：農林水産部 農業振興課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 市町村等と連携し、次の内容について実施した。
- ① 平成24年9月28日に国から復興推進計画の認定を受けた民間投資促進特区(農業版)(通称：農業特区)について、新たな農業法人の設立や民間企業との連携による経営の大規模化、企業参入など、沿岸部における地域経済・社会の復興と雇用の創出につなげるため、県と津波被害を受けた11市町が連携し、農業特区制度の活用推進を図った。(継続)
- ② 復興に向けたまちづくり・地域づくりのための復興整備事業について市町と共同で復興整備計画を作成し、東日本大震災復興特別区域法に基づく農地転用許可の特例措置の適用を受けた。平成25年度には、新たに多賀城市で復興整備計画を作成した。(継続)
- ③ 被災地域農業復興総合支援事業(東日本大震災復興交付金)の事務手続上の課題解決に向け、関係市町と地方振興事務所を対象に推進会議を開催した。また、制度の運用改善について、国に対して具体的な要望を行った。(新規)
- ④ 全農業改良普及センター(農業普及組織)では、関係機関との連携のもと、「魅力ある農業・農村の再興」を最重点課題に位置付け、それぞれの地域の実情に応じ、震災からの復旧や生産再開等に向けた支援を行った。(継続)

《成果(取組結果)》

- ① 農業特区については、ホームページやパンフレットによるPRのほか、戸別訪問による説明等を行った結果、平成26年3月時点で6事業者を指定している。
- ② 13市町において復興整備計画に基づく農地転用許可の特例措置を受けている。(現時点での累計189事業、396ha)その他、松島・女川両町においても復興整備計画が作成されているが、現時点では農地転用計画がないことから許可の特例措置の適用対象とはなっていない。

③ 関係機関の担当者レベルによる情報共有が促進され、事務手続の円滑化・迅速化につながった。また、要望については、ほとんどが現状でも対応可能である等の理由により却下されたが、一部は国との継続協議となった。

④ 関係機関との連携のもと、9つの農業改良普及センターで合計21の「魅力ある農業・農村の再興」関連プロジェクトを課題化し、震災からの復旧に向けた支援活動や相談活動にあたった。相談件数は、生産技術・経営関係142件、営農資金関係21件、農地利用関係25件、その他63件(9普及センター総件数、平成24年4月から平成25年3月まで)であった。

特に、津波被災地域においては、被災者の営農再開や農業法人化に向けた支援、栽培管理指導等を実施した。

- ・互理・名取地域の災害復旧ほ場整備における合意形成や集落ビジョンの策定支援を通じ、個別農家153戸、13組織を担い手として確定。
- ・いちご団地生産者を対象に高設養液栽培の基礎技術習得を図るため、研修会を3回開催、延べ350名参加。
- ・農産加工生産の再開支援により、震災前の80%の経営体が再開。

〈仙台管内〉

- ・仙台湾沿岸東部被災地の復興計画の具現化支援、七ヶ浜町復興検討会の運営支援。
- ・除塩後水田の栽培技術指針の作成、栽培指導の結果、被害を受けていない水田と比較し、同等の収量を確保。
- ・経営拡大目指す生産組織13経営体に対し法人化、6次産業化への取組を支援。

〈石巻管内〉

- ・被災水田のほ場状態に応じた施肥管理の目安を提示し、適切な水管理を指導した結果、収量・品質ともに良好。
- ・合意形成による農地の利用集積と新たな担い手の法人設立を支援した結果、(株)ばるファーム大曲が設立(H24.12月)。
- ・石巻地域園芸作物振興研修会を開催。石巻地域の主要園芸作物の生産量は、震災前と比較し、きゅうり71%、トマト73%、いちご86%まで回復。

〈本吉管内〉

- ・経営再開マスタープランの作成を支援し、気仙沼市3地区、南三陸町2地区でプラン策定。
- ・いちごの生育状況に応じた栽培管理や養液栽培へ切替後の技術指導、客土などにより、震災前の9割程度の収穫量を確保。
- ・南三陸町田尻畑地区の若手生産者4名で設立した復興組合「華」の組合活動や輪ぎく栽培技術を支援し、30万本を生産。

《今後の課題》

- ① 農業特区申請後に復旧・復興工事が進み、市町においては土地利用方針に変更が生じるなど、今後、農業特区の区域(復興産業集積区域)の変更が想定される。また、事業者への周知が不足しているため、戸別訪問による説明等を行いながら、指定事業者の拡大に努める。
- ② 農地転用許可の特例措置の適用が迅速に受けられるよう、復興整備計画作成に際して市町村と密接な連携を図る必要がある。また、市町の土地利用計画の変更に伴い、農業振興地域整備計画の変更手続きを速やかに行う必要がある。
- ③ これまでは補助金申請・交付業務が主体であったが、今後は事業実施、計画変更、実績確認等の業務への比重が徐々に増えてくることから、関係市町等とはより一層連携・協力して取り組んでいく必要がある。
- ④ 復興計画の具現化に向けて継続的な支援の実施が必要である。また、営農再開した農業者や新たに設立された農業法人等に対して、営農計画の早期実現や組織の円滑な運営に向けた支援が必要である。

《平成26年度以降の取組》

- ① 事業者へ農業特区に係る情報の周知徹底と指定に向けた申請の支援を行う。また、必要に応じて、関係市町及び復興局と農業特区の区域変更等について協議・申請を行う。
- ② 復興整備事業に係る農地転用許可の特例措置の適用を受けるため、引き続き市町村と共同で変更又は新規掲載に係る復興整備計画を作成する。
- ③ 本事業未実施地域への対応、事業実施中又は実施済市町への支援・指導、制度の運用改善に向けた国への要望を行う。
- ④ 「魅力ある農業・農村の再興」関連課題を地域の復旧・復興状況にあわせて計画修正し、担い手の育成や組織化、新たな農業構造の再編等を図りながら復興に向けた支援を継続・強化する。

【担当：農林水産部 農産園芸環境課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保（市町村が事業主体）（継続）
- 東日本大震災農業生産対策事業並びに宮城県農業生産早期復興対策事業による、農業生産力の回復へ向けた取組（継続）

《成果（取組結果）》

〈被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保〉

- 被災農家経営再開支援事業について、平成24年度は被災市町15市町のうち、沿岸部の11市町（前年度から1市減）において、復興組合26組合（前年度から12組合減）による復旧作業等の実施により、2,255,239千円が交付され（対象面積約6,623ha分）、被災農家の所得確保が図られた。
- 平成25年度については、前年と同じ11市町から希望が上げられ、25復興組合で活動が行われており、昨年に引き続き、所得確保が行われている。（事業費予定額約1,217,978千円（H24差 ▲1,037,261千円）、対象面積3,748ha（H24差 ▲2,875ha）

〈東日本大震災農業生産対策事業並びに宮城県農業生産早期復興対策事業による、農業生産力の回復へ向けた取組〉

- 東日本大震災農業生産対策事業（国庫交付金）並びに宮城県農業生産早期復興対策事業（国の交付金と合わせた農業者の負担軽減措置）により、農業生産力の回復を図るための、共同利用施設の復旧及び再編整備、営農再開へ向けた資機材導入を支援した。
- 東日本大震災農業生産対策事業（交付率1/2等）：平成25年度 交付決定 149件、1,571,409千円 平成24年度 交付決定 91件、2,634,791千円
- 宮城県農業生産早期復興対策事業（交付率1/4、1/8）：平成25年度 交付決定 115件、550,265千円 平成24年度 交付決定 64件、664,250千円

《今後の課題》

〈被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保〉

- 平成23年度から実施された被災農家経営再開支援事業については、これまでの取り組み実績により、被災農家の所得確保に有効であることは確実であり、平成25年度までで事業終了予定であったが、これまでの要望等により平成26年度は予算が確保された。しかし、平成26年度以降も農地が復旧せず営農再開しない地域があることから、今後とも継続した支援が必要となっている。

〈東日本大震災農業生産対策事業並びに宮城県農業生産早期復興対策事業による、農業生産力の回復へ向けた取組〉

- 農地復旧と合わせた着実な施設復旧、再編整備、資機材の導入
農地復旧に伴い継続的に、営農再開へ向けた取組が必要となっている。東日本大震災復興交付金についても、市町村が施設や機械を整備して農業者が活用する事が可能であるが、市町村が事業主体となる事業には限界があり、農業者組織や農協などが事業主体となった臨機応変な取組を引き続き支援する事が不可欠となっている。

《平成26年度以降の取組》

〈被災農家経営再開支援事業の円滑な実施による被災農家の所得確保〉

- 被災農家経営再開支援事業については、平成25年度で終了とされていたが、平成26年度については事業継続とされた。なお、平成27年度以降も農地が復旧せず営農再開しない地域があることから、継続した支援が必要であり、政府要望に継続して盛り込んでいく。

〈東日本大震災農業生産対策事業並びに宮城県農業生産早期復興対策事業による、農業生産力の回復へ向けた取組〉

- 震災復興計画において、再生期も継続的に対策を実施する事となっている。また、平成26年度以降も事業要望に合わせ、十分かつ確実に事業実施できるよう政府要望を行っていく。

【担当：農林水産部 畜産課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み（拡充）
市町村・関係団体等と連携し畜舎・家畜等の生産基盤に被害を受けた生産者に対し、経営再建や新たな生産開始を行うために必要な施設・家畜等の整備・導入に対し支援を実施し、震災により疲弊した畜産生産基盤の回復を図った。※ 関連事業：東日本大震災農業生産対策事業、畜舎等施設整備支援対策事業、経営再建家畜導入支援対策事業
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応（継続）
本県畜産物の安全・安心を確保するために、畜産物等の放射性物質の検査、粗飼料生産基盤（牧草地）の除染作業支援及び放射性物質で汚染された粗飼料等が処分されるまでの間の一時保管等への支援を実施した。

畜産関連損害賠償が円滑に進むように、JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会に対して、各種資料等の提供を行ったほか、一部品目については、東京電力と直接交渉等を実施し生産者への支援を実施した。

※ 関連事業：給与自粛牧草等処理円滑化事業・放射性物質影響調査事業・肉用牛出荷円滑化推進事業・草地土壌放射性物質低減対策事業

《成果（取組結果）》

- 畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み
生産基盤の回復に係る以下のとおり、施設整備等を実施した。 ・施設整備 5棟、家畜及び受精卵の導入 102頭、134個
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
 - ・放射性物質検査状況(H26.3.31現在) 肉用牛(牛肉 29,683頭、生体 6,387頭) 原乳(5集乳施設 250検体) 粗飼料等(牧草・稲わら等 4,682検体)
 - ・牧草地除染見込面積 約 2,380ha ・汚染稲わら一時保管施設等管理 54施設
 - ・損害賠償支払状況 請求額約 301.7億円 支払総額 223.9億円(支払率 74.2%) (H26.4.25現在)

《今後の課題》

- 畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
牧草地の除染を実施しても、生産物(牧草)への移行が改善されない事例等が発生している。このため関係機関等による対策チームを立ち上げ対応を検討しているが、知見が少ないこともあり、対応ができない場合がある。このような対応不能な場合についての今後の進め方についての検討が必要。

《平成26年度以降の取組》

- 畜産生産基盤の復旧・復興に向けた取り組み
被災した畜産農家の復旧・復興に対して継続して支援を実施していく。
- 東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う対応
畜産物の安全・安心を確保するための種々取り組みを継続し、実施していく。

【担当：農林水産部 農村振興課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

農地の復興整備に向けた事業計画策定にあたり、関係市町と連携し、事業計画策定に向けた円滑な合意形成を促進するため、各地域ではワークショップを開催し、地域が抱える課題に対し地域自ら考える場を創設するとともに、それら対応策を事業計画等に反映させるなど、事業の透明性の確保に努めた。また、専門家によるアドバイスを年3回開催し、各地区のワークショップにおける課題等に対応した効果的な助言も実施した。(継続)

《成果（取組結果）》

沿岸部の2市2町6地区の事業計画策定を行い、うち5地区(山元北部、磯、山元東部、七ヶ浜、牡鹿地区)で事業着手に向けた法手続を開始し、4地区(山元北部、磯、七ヶ浜、牡鹿地区)で年度内に事業計画確定に至った。これにより関係市町のまちづくり復興計画の実現に向け農地整備事業が着手となった。

《今後の課題》

事業未着手は残り2地区となることから、引き続き関係市町と連携しながら地元の合意形成の促進に努める。
事業実施段階においても、関係市町等と連携し、地域の合意形成を図りながら事業を進め、あわせて地域住民等に対し事業の進捗状況について説明を行っていくことが必要である。

《平成26年度以降の取組》

- 事業未着手2地区については、早期の法手続完了及び事業着手が行えるよう関係市町と連携し、地元の合意形成の促進に取り組む。
- 事業実施においても、事業の早期完了に向け、事業計画の変更や進捗状況に対する地元の合意形成を図るため、関係市町と連携し、地域住民向けの説明会等を適時開催して行く。

【担当：農林水産部 農村整備課・農地復旧推進室】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 東日本大震災により津波被害を受けた地域における農地・農業用施設の災害復旧事業について、市町又は土地改良区等からの要請を受け、被害調査から復旧工事までの一切を県営事業として行うもの。(継続)
- 地域農業の復興については、農地整備事業等により、ほ場の大区画化・汎用化の推進により地域農業の再編を図るとともに、市町の復興計画と整合性を図り土地利用の整序化を行う。(拡充)

《成果（取組結果）》

- 農地復旧（除塩含む）については、対象面積 13,000ha のうち、平成 26 年 3 月末現在で 11,692ha(90%)に着手しており、そのうち 10,253ha(79%)が完了している。また、排水機場については、対象施設 47 施設のうち、44 施設(94%)に着手しており、そのうち 32 施設(68%)が完了している。
- 農地復興については平成 25 年度から着工し、対象面積 3,901ha のうち、平成 26 年 3 月末現在で 1,474ha(38%)に着手している。

《今後の課題》

- 今後の復旧・復興事業は、特に被害が甚大な沿岸区域の工事となることから、その実施に当たっては、農業土木技術職員のマンパワーの確保とともに、土地利用計画など市町と連携しながら地元の合意形成を図る必要がある。
- 平成 28 年度以降における復旧・復興事業に係る国の財政的支援の継続。

《平成 26 年度以降の取組》

- 災害復旧事業については、津波等で甚大な被害を受けた一部の地区では平成 29 年度までの期間を見込んでおり、国に対して平成 28 年度以降における復旧・復興事業に係る財政的支援を求め、また、他の自治体から人材派遣の支援を受けながら、早期完了に向けて取り組む。
- 津波等で甚大な被害を受けた農地や集落周辺地域においては、国に対して平成 28 年度以降における復旧・復興事業に係る財政的支援を求めつつ、農業生産基盤の整備と集落生活環境施設の整備の総合的な実施により地域農業の復興を加速させ、平成 32 年度完了に向けて取り組む。

【担当：農林水産部 林業振興課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- ① 木材加工流通施設等の復旧支援（継続）
- ② 県産材利用エコ住宅普及促進事業の実施（継続）
- ③ 特用林産物にかかる放射能被害対策（継続）

《成果（取組結果）》

- ① 国の補助事業を活用し被災工場の復旧を支援した結果、合板工場、製材工場、チップ工場等において、年度内にほぼ復旧が完了した。この結果、主要な 16 工場の製品出荷額は、被災前の 276 億円に対し 272 億円と震災前の水準まで回復した。
- ② 新築の木造住宅について、県産材の使用量に応じて 1 戸あたり 50 万円を上限に補助を行った。被災者には補助要件を緩和するなどの優遇策を講じた結果、支援した 400 戸のうち約 8 割が被災者による住宅再建に活用された。
- ③ 安全・安心な特用林産物の供給を図るため、出荷前の放射性物質検査（簡易検査 478 件、精密検査 191 件）を実施するとともに、出荷制限を受けた原木しいたけ（露地栽培）の生産再開に向けて、汚染ほだ木の撤去集積や県外からの汚染されていない原木等の購入について支援を行った。

《今後の課題》

- ① 復興の加速に伴い木材需要の増大が見込まれることから、県産材(特に優良みやぎ材等)の供給力強化を図る必要がある。
- ② 放射能問題への対応には知見の集積が必要であり、実証事業に取り組みながら早期の出荷制限解除を目指す必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

- ① 木材加工施設や乾燥施設の整備について支援し、優良みやぎ材の供給体制を強化する。 ② 新築木造住宅への支援は、支援戸数を 500 戸に拡大し継続実施する。
- ③ 出荷前の放射性物質検査を徹底し、安全・安心な特用林産物の供給に努めるとともに、出荷制限解除に向けた栽培管理に必要な資機材等の整備を支援し、早期の生産再開を目指す。

【担当：農林水産部 水産業振興課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

地方自治法に基づき市町から災害等廃棄物処理の事務委託を受けた県が東日本大震災で被災し陸揚げされた船舶を撤去し、市町指定の仮置場まで収集・運搬するもの。運搬にあたり解体の必要な船舶については解体も行う。(平成24年度をもって受託終了)

《成果（取組結果）》

平成23年度から5市3町（気仙沼市、石巻市、東松島市、塩釜市、名取市、南三陸町、女川町、七ヶ浜町）から事務委託を受け、平成24年度は、主に小型の漁船 1,027 隻を一時仮置き場へ運搬撤去し、主に中型から大型の漁船 270 隻を解体し一時仮置き場へ運搬した。

《今後の課題》

平成24年度をもって受託を終了

【担当：土木部 防災砂防課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

- 公共土木施設の早期復旧を図るため、沿岸市町の災害復旧に関する業務を受託して復旧工事の一部を実施する。(継続)
- また、河川、海岸施設や道路施設の災害復旧を進める上で、各市町復興計画と調整を図り進める。(継続)
- 災害査定において協議設計となった案件について、実施保留解除に向け協議、打合せを行った。(新規)

《成果（取組結果）》

- 災害査定について平成23年内で完了させることができ、本格的な災害復旧工事の着手に向け目処がたった。
- また、河川、海岸施設の災害復旧計画を進めるに当たり、まちづくり計画と調整を行った。
- 協議設計案件について、国交省及び財務省と協議を行い、実施保留の解除を行った。

《今後の課題》

- 河川、海岸施設の災害復旧工事を迅速に進めるとともに、まちづくりを進捗させ被災者の生活再建を図る必要がある。
- 協議設計案件について、早期の実施保留解除が行えるよう市町と連携し計画的に協議、打合せを実施する。

《平成26年度以降の取組》

- 協議設計案件の実施保留解除に向け計画的に協議、打合せを実施するとともに、県が沿岸市町（石巻市、岩沼市、女川町）の災害復旧事業の一部を受託し復旧工事を進める。また、引き続きまちづくり等との計画調整を、積極的に実施する。

【担当：土木部 都市計画課】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

市町と共同で復興整備計画を策定。(継続)

《成果（取組結果）》

沿岸14市町において復興整備計画を協議するための復興整備協議会を開催し、合計330の復興整備事業に関する復興整備計画を公表している(H26.3.28公表まで)。

《今後の課題》

事業段階に応じて、森林計画の変更、農地転用許可、開発許可等の追加の特例を得るため、復興整備計画の変更が必要となる。

《平成26年度以降の取組》

平成26年度においても、復興整備協議会を1ヶ月程度に1回、関連する都市計画審議会を2ヶ月程度に1回開催することとする。

【担当：土木部 復興まちづくり推進室】 ③市町村の復興支援として イ 市町村と連携した復旧・復興事業や産業再生支援の推進 等

《取組内容》

被災市町が行う復興まちづくりの課題等に対し、技術的な指導、支援を行うとともに、市町職員を対象とした説明会、勉強会を実施するなど、事業化に向けた課題の解決を図ってきた。(継続)

また、被災者等が、復興に関する情報を身近で入手出来るような取組を行っている。(新規)

《成果（取組結果）》

- 防災集団移転促進事業 大臣同意済み 195 地区（100％） 工事着手 182 地区（93％） 建築可能 12 地区（6％）
- 被災市街地復興土地区画整理事業 都市計画決定 28 地区（82％） 事業認可 27 地区（79％） 工事着手 11 地区（32％）
- 津波復興拠点整備事業 都市計画決定 8 地区（67％） 事業認可 8 地区（67％） 工事着手 6 地区（50％）
- 防災集団移転促進事業による跡地の利活用が新たな課題となっていることから、庁内に検討チーム毎の 5 つのワーキンググループを組織し、課題の解決を図っている。
- 被災者等への情報提供として、住宅、宅地の供給時期や復旧・復興事業の今後の見通しなどを示す「復興まちづくり事業カルテ」を気仙沼市他 3 市町の全ての仮設住宅団地（164 箇所）や商業施設（1 箇所）、市町庁舎等に掲示。また、県内の復興まちづくりの進捗状況が一目でわかるみやぎの「復興まちづくりマップ（壁新聞）」を作成し、関係機関などに表示。そのほか土木技術を学ぶ学生を対象とした「復興まちづくりの計画と現状」についての講座を東北学院大学、石巻工業高校、日本大学で開催した。

《今後の課題》

復興まちづくり事業の推進とともに、住民の意向が変化してきており、事業計画の適切な規模、内容の見直しが必要である。

《平成 26 年度以降の取組》

引き続き市町のまちづくりの支援を継続するとともに、事業の進捗に関して積極的な情報提供に努める。

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】 ④放射能対策として ア 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信

《取組内容》

- ① 徹底した放射線・放射能の測定（継続）

平成 24 年 5 月に「宮城県放射線・放射能測定実施計画」を策定し、状況に応じて改訂しながら総合的・計画的に放射線・放射能の測定を実施している。

 - ・放射線の測定

放射性物質の影響の広がりを確認するための広域的な測定から局所的な測定まで、人の生活環境を中心として空間放射線の測定を幅広く行うとともに、さらなる安全確保のための空間放射線量の常時監視を実施している。モニタリングポストによる常時監視、携帯型放射線測定器等による随時測定、航空機モニタリング、自動車による走行サーベイ、学校・幼稚園・保育所等の校庭・園庭等の測定 等
 - ・放射能の測定

ゲルマニウム半導体検出器や NaI シンチレーションスペクトロメータなどの放射能測定機器を整備して、飲食物など生活に係るものから産業活動に関するものまで広い範囲に及ぶ試料における放射性物質濃度の測定を実施している。水道水の測定、生産・流通・消費段階における食品の測定、自家栽培野菜や採取した山菜・魚等の測定、食べ物を育む環境の測定、一般環境の測定、県民が利用する施設の測定、産業活動に伴う環境や物の測定、災害廃棄物の測定
- ② 県民や国内外への正しい情報の発信（継続）

放射線・放射能に関するポータルサイトによる情報の発信、講演会・セミナー等の開催、みやぎ出前講座の開催、放射線・放射能の相談窓口の開設、各種広報誌・パンフレット等による啓発

《成果（取組結果）》

- ① 徹底した放射線・放射能の測定(原子力安全対策課関係分)
 - ・放射線及び放射能の測定(特に記載がない場合は平成 25 年 4 月～平成 26 年 3 月の実績)

項 目	成 果 (実 績)
モニタリングポスト	・モニタリングポストを 40 台設置(原子力規制委員会設置分を含む) 24 時間リアルタイムで常時監視(10 分データ)
携帯型測定器	・NaI シンチレーションサーベイメータ 116 台、簡易型放射線測定機器 88 台を導入し、県関係機関や市町村に配布し、随時必要な測定を実施
航空機モニタリング	・宮城県内全域として、平成 23 年 6 月、平成 24 年 4～6 月、10～12 月及び平成 25 年 11 月の計 4 回実施(文部科学省・原子力規制委員会実施分含)
走行サーベイ	・平成 23 年度に 1 回、平成 24 年度に 9 月と 11 月、平成 25 年度に 6～7 月、11～12 月の計 5 回実施(文部科学省・原子力規制委員会の機器)
学校等の校庭等	・平成 23 年 6～8 月、平成 24 年 7～8 月及び平成 25 年 7～8 月の 3 回実施 1,634 箇所の学校、幼稚園、保育所等の実施
県民利用施設	・県内 9 箇所のスキー場の測定を、平成 24 年 1 月、平成 25 年 1 月及び平成 26 年 1 月の計 3 回実施
食品(消費段階)	・住民持込検査 10,502 点の検査(簡易検査)
一般環境	・降下物 12 件測定(1 箇所の累積降下物) ・土壌 49 件測定(福島第一原子力発電所から 80 km 圏内の市町村について原子力規制委員会が実施)

② 県民や国内外への正しい情報の発信(原子力安全対策課関係分)

項 目	成 果 (実 績)
放射能情報サイト みやぎ	・訪問者数累積 448,298 人(平均 1 日当たり 490 人, 3,445 ページ) ・平成 25 年度は主に測定結果検索機能追加及び測定結果入力における作業効率向上のためのプログラム改修を実施
講演会・セミナー等	・放射線・放射能に関するセミナー・相談会を 3 回開催(参加者計 156 人, 相談者数 12 人) ・平成 23 年度 3 回開催(参加者計 308 人, 相談者数 26 人), 平成 24 年度 7 回開催(参加者計 353 人, 相談者数 32 人)
みやぎ出前講座	・平成 23 年 10 月から実施 ・申込み団体 93 件, 参加人数累積 5,232 人
放射線・放射能の 相談窓口	・平成 23 年 3 月 16 日から実施 ・累計相談件数 9,103 件
各種広報誌・パンフ レット等	・県政だより及び原子力だよりみやぎにて放射線・放射能に関する知識の普及啓発を実施 ・放射線・放射能に関する基礎知識や県の取組をパンフレットにまとめ 7,000 部作成し市町村等へ配布

《今後の課題》

① 徹底した放射線・放射能の測定

- ・ 現在, 水道水やほとんどの農産物は放射能が検出されておらず, 今後さらに, 物理学的半減期による減衰も予想される。
- ・ しかしながら, 一部の水産物や, きのこと類, 山菜類等の林産物の出荷制限措置等が継続している品目がある。このため, 今後もなお, 出荷制限解除に向けて継続的な監視が必要である。
- ・ 環境中の放射性物質についても, 空間放射線量や各種環境試料の放射能測定をとおして, 継続的に監視していく。

② 県民や国内外への正しい情報の発信

- ・ 除染や放射性物質の物理的減衰により, 生活環境の線量が低減していることもあり, 県民の不安を訴える声はやや落ち着きを見せているところであるが, 食に対する県民の不安はなお存在している。
- ・ 今後も食への不安払拭を中心に, 引き続き正しい情報や知識の普及啓発に努める必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

① 徹底した放射線・放射能の測定

- ・ 引き続き, 放射線・放射能測定実施計画に基づき放射線・放射能の測定を継続する。

② 県民や国内外への正しい情報の発信

- ・ 迅速で分かりやすい情報発信方法に努めながら, 県民や国内外への正しい情報の発信を行う。

【担当：農林水産部 水産業振興課】 ④放射能対策として ア 徹底した放射線量測定と県民及び国内外への正しい情報の発信

《取組内容》

- 宮城県産水産物の安全流通に資するため, 水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を実施(拡充)
- モニタリング調査において, 出荷制限魚種等の検査用サンプルが入手困難な魚種について, 県調査船により検査用サンプルを確実に採取し, 継続的な検査を行い, 早期の出荷自粛, 出荷制限の解除を図る(新規)

《成果(取組結果)》

- モニタリング検査

ゲルマニウム半導体検出器	2,406 件	(水産技術総合センター検査のほか, 水産庁委託事業検査を含む)
簡易放射能測定装置	6,167 件	(県内の主要 5 魚市場(石巻, 塩釜, 気仙沼, 女川, 南三陸)に簡易放射能測定装置を貸与し検査を実施)

 ※ゲルマニウム半導体検出器による検査結果は, 宮城県 H P, 水産庁 H P, 厚生労働省 H P で公表, 簡易放射能測定装置による検査結果は, 検査実施市町の H P 等で公表
- 県調査船(拓洋丸)による検査用サンプル採取 H24.7 月から延べ 20 日間操業で 71 サンプルを採取

《今後の課題》

- 福島第一原子力発電所からは、現在も高濃度の汚染水が海洋に流出し、その都度、宮城県産水産物に対する風評被害が生じており、宮城県産水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を継続し、宮城県産水産物の安全性をPRしていくとともに、基準値を超える水産物が市場流通しないよう検査を継続する必要がある。
- 平成26年3月現在、海域で2魚種（クロダイ、スズキ）の出荷制限指示が出されており、早期解除のため継続的な検査が必要

《平成26年度以降の取組》

- 宮城県産水産物の安全流通に資するため、水産物の放射性物質濃度のモニタリング検査を実施（継続）
- モニタリング調査において、出荷制限魚種等の検査用サンプルが入手困難な魚種について、県調査船により検査用サンプルを確実に採取し、継続的な検査を行い、早期の出荷自粛、出荷制限の解除を図る（継続）

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】 ④放射能対策として イ 市町村と連携した除染事業の推進

《取組内容》

- ① 市町村への支援（継続）
 - ・ 県除染支援チームの設置
放射性物質汚染対処特措法に基づき「汚染状況重点調査地域」に指定された県内8市町の円滑な除染の推進を支援するため、関係職員で編成する「除染支援チーム」を設置している。
 - ・ 除染研修会の開催
汚染状況重点調査地域指定市町を対象に、除染に関する研修会を開催している。
 - ・ 県除染アドバイザーの委嘱
市町村が実施する除染に対する技術的支援を行うとともに、県有施設の除染を行う上で必要な専門的知識及び技術的知見を得るため、放射線量低減化対策に関する指導、助言及び講演等を行う除染アドバイザーを委嘱している。
 - ・ 汚染状況重点調査地域以外の市町村への支援
マイクロホットスポット対策として、線量低減化のための一般向けリーフレットの作成や、市町村への測定機器の貸与、技術的支援等を行っている。
- ② 環境審議会「放射能対策専門委員会」(継続)
環境審議会に県の放射線・放射能対策のあり方などについて諮問を行い、環境審議会に「放射能対策専門委員」を設置し、最新の知識と高度な専門性に裏打ちされた専門家の意見を県の施策に反映させている。
- ③ 除染対策連絡調整会議（継続）
汚染状況重点調査地域に指定された市町で構成する「除染対策連絡調整会議」を設置し、下部組織である幹事会や担当者会議などを案件がある都度開催して、指定市町相互における情報共有と連絡調整を図っている。
- ④ 県有施設の除染の推進（継続）
汚染状況重点調査地域に指定されている市町に所在する県有施設の除染について、市町のスケジュールと調整を図りながら除染の実施を進めている。

《成果（取組結果）》

- ① 市町村への支援
 - ・ 県除染支援チームの設置
平成23年12月21日に設置。平成25年度は、原子力安全対策課を中心とした23名で構成し、同課長が総括リーダー
平成25年度は、49回延べ99人を市町に職員を派遣（平成23年度：50回延べ153人派遣、平成24年度：82回延べ177人派遣）
住民説明会への出席、詳細測定の協力、環境省への質問等
 - ・ 除染研修会の開催 平成23年度から5回開催
平成25年8月26日 住宅及び道路除染に係る我孫子市・白井市の取組（県庁） 平成25年11月27日 住宅モデル除染現場説明会（丸森町）

- ・ 県除染アドバイザーの委嘱
平成 24 年 2 月 22 日設置（委嘱期間 第 1 期：H24.2.22～H25.3.31，第 2 期：H25.4.1～H26.3.31，第 3 期：H26.4.1～H27.3.31）
東北大学大学院工学研究科量子エネルギー工学専攻 石井慶造教授を委嘱 平成 25 年度 3 回の指導・助言の実績（平成 23 年度 1 回，平成 24 年度 9 回）
 - ・ 汚染状況重点調査地域以外の市町村への支援
簡易型放射線測定器，NaI シンチレーションサーベイメータを関係市町村に貸与 「身のまわりの放射線量を減らす工夫」を 5 万部印刷し，関係機関に配布
技術的支援要領を策定し，市町村への線量低減に対する技術的支援を実施
- ② 環境審議会「放射能対策専門委員会議」
- ・ 平成 23 年 12 月 26 日 第 1 回会議（委員委嘱，県内の汚染状況，事故被害対策基本方針案等）
 - ・ 平成 24 年 1 月 30 日 第 2 回会議（事故被害対策基本方針案，除染の課題等）
 - ・ 平成 25 年 3 月 22 日 第 3 回会議（放射線・放射能測定実施計画案，除染の現状と課題，放射性物質対策に係る今後の課題等）
 - ・ 平成 26 年 2 月 20 日 第 4 回会議（東京電力福島第一原子力発電所事故への対応について，平成 25 年度の放射線・放射能対策について等）

③ 除染対策連絡調整会議

- ・ 平成 23 年 12 月 26 日 第 1 回除染対策連絡調整会議 ・ 平成 24 年 2 月 9 日 第 1 回除染対策連絡調整会議幹事会
- ・ その後，平成 24 年度において 3 回，平成 25 年度において 2 回担当者会議を開催

④ 県有施設の除染の推進

5 年以内の「年間放射線量 1 ミリシーベルト以下の県土づくり」を目標に，放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域の指定を受けた市町が策定する除染実施計画に基づき，子どもの生活環境に与える影響が大きい施設を優先して除染した。平成 24 年度は県立高校や特別支援学校など 8 施設，平成 25 年度は公園 1 施設の除染を実施した。

《今後の課題》

- 除染に伴い生じた除去土壌の処理について，処理基準が定められていない。七ヶ宿町及び丸森町では仮置場を設置し，除去土壌等を保管しているが，その他の市町においては，当面の間，現場保管により対応している。これらの市町においては，今後，現場保管が困難な施設の除染等，必要に応じて仮置場の設置が必要となるが，その際に住民理解が得られるかどうか課題となる。
- 除染廃棄物は，特定一般廃棄物等として，既存の一般廃棄物処理施設において市町村が処理することとされているが，周辺住民の不安を考慮し，その処理は進んでいない。
- 子どもの生活環境以外の除染では表土除去が認められない等，補助対象となる除染手法が限定的であり，県南部等の線量が高い地域の住宅除染において十分な線量低減が得られない場合がある。このため，平成 26 年 2 月，環境省及び復興庁に対し，福島県と同等以上に線量の高い地域については，福島県内と同様の除染手法について補助の対象とするよう要望を行った。

《平成 26 年度以降の取組》

- 除去土壌の処理について，国に対し，早期に処分基準を定める環境省令を提示するよう引き続き要望するとともに，仮置場の設置に当たっては市町と一体となって住民理解を求めていく。
- 除染廃棄物の処理については，国の指定廃棄物処理施設設置の動向を見守るとともに，8,000 ベクレル未満のものについても，国が主体的に既存の一般廃棄物処理施設での処理の安全性を地域住民に説明し理解を求めよう要望していく。
- 福島県と同等以上に線量の高い地域の除染については，要望実施後，環境省では，柔軟な運用に向けた検討が進められていることから，県としても国と市町との調整を行い，円滑な除染が推進するよう各市町を支援していく。

【担当：環境生活部 原子力安全対策課】 ④放射能対策として ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

- 原発事故に係る損害賠償については、「原子力損害の賠償に関する法律」に基づく原子力損害賠償制度が設けられており、原子力事業者が無過失・無限の賠償責任を負うものとされている。今回の原発事故による損害については、国の原子力損害賠償紛争審査会がその範囲の判定の指針を策定したが、宮城県は農林水産物の風評被害の賠償対象地域に指定されていなかったことから、国に対し、度重なる要望を行い、平成25年1月に賠償対象地域として指針に明示された。
県としては、民間事業者等の損害賠償請求が円滑に進むよう弁護士会や原子力損害賠償紛争解決センターの協力を得ながら研修会や個別相談会を開催するなどして風評被害に係る損害も含め、被害者の損害賠償請求を支援している。
- 損害賠償への支援
 - ・ 損害賠償請求説明会・個別相談会開催（継続）
目的： 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、東京電力(株)の担当者による説明会及び個別相談会を開催し、賠償請求の支援を行う。
内容： 損害賠償請求の説明 損害賠償請求に係る事務手続き等の説明 個別相談会 請求内容・請求方法等の具体的内容に係る個別相談
 - ・ 法律等研修会・個別相談会開催（継続）
目的： 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等のうち、「中間指針に明示ないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」とする者が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会及び原子力損害賠償紛争解決センター（原賠ADR）と連携し研修会及び個別相談会を開催し、賠償請求の支援を行う。
内容： 損害賠償請求の説明 東京電力に対する損害賠償請求についての説明（仙台弁護士会）
和解仲介申立の説明 損害賠償請求に係る和解仲介申立についての説明（原子力損害賠償紛争解決センター）
個別相談会 仙台弁護士会、原子力損害賠償紛争解決センターによる個別相談
 - ・ 法律に関するセミナー・個別相談会開催（継続）
目的： 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等が円滑に損害賠償請求を行うことができるよう、仙台弁護士会と連携し法律等に係る研修会及び個別相談会を開催し、賠償請求の支援を行う。
内容： 損害賠償請求の説明 東京電力に対する損害賠償請求に係る法律等についての説明（仙台弁護士会） 個別相談会 仙台弁護士会による個別相談

《成果（取組結果）》

- ① 損害賠償請求説明会・個別相談会開催
実施時期 平成25年5月 参加者等 県内7圏域において12回開催し、延べ223名が参加した。
成果の概要 中間指針第三次追補により、平成25年1月に賠償範囲が拡大された県内産の農林水産物の風評被害に係る損害賠償請求について、農林水産物の加工業者、食品製造業者、流通業者の方々の損害賠償請求に係る制度等の理解が深まり、円滑な賠償請求につながった。
- ② 法律等研修会・個別相談会開催
実施時期 平成25年11月 参加者等 3回開催（県内3圏域）し、延べ107名が参加した。
成果の概要 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等の、「中間指針に明示ないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などの不満や不安が一定程度解消されるとともに、損害賠償に係る法制度の理解が進み、円滑な損害賠償請求につながった。
- ③ 法律に関するセミナー・個別相談会開催（平成25年12月実施：継続）
実施時期 平成25年12月 参加者等 4回開催（県内4圏域）し、延べ94名が参加した。
成果の概要 東京電力福島第一原子力発電所事故により被害を受けた民間事業者等の、「中間指針に明示ないため損害賠償請求が認められなかった」、「東京電力の個別事情への対応が不十分である」などの不満や不安が一定程度解消されるとともに、損害賠償に係る法制度の理解が進み、円滑な損害賠償請求につながった。

《今後の課題》

- 民間事業者等の損害賠償請求の支援
 - ・ 民間事業者等が十分な賠償を迅速に受けることができるよう、引き続き研修会や個別相談会を実施
 - ・ 東京電力との直接交渉が進展しない請求者の原子力損害賠償紛争解決センター和解仲介制度の利用促進

《平成26年度以降の取組》

- ① 損害賠償に係る法律研修会・個別相談会 7回（各圏域1回）開催予定
- ② 損害賠償請求説明会・個別相談会 7回（ ” ） ”

※このほか要望に応じて業種別研修会を開催予定

【担当：経済商工観光部 観光課】 ④放射能対策として ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

震災以降、関東・関西でのキャラバンや昨年4月からのデスティネーションキャンペーン（DC）の開催などにより、誘客に努めてきたとともに、国内外に向けて宮城の観光の安全・安心の情報発信を継続的に行ってきた。また、風評の影響を被っている県内観光事業者への支援としては、風評の実態を把握するための調査事業を実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

DC時に行った入込数のサンプル調査の結果では、ほぼ震災前の水準に戻るなど順調な回復を見せている。反面、本県を含む東北全体における外国人観光客の回復は遅れている。

《今後の課題》

原発事故の風評の影響が根強く残っているものと考えられ、外国人観光客の回復に向けた取組を強化していく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

従来の東アジアの重点市場（中国、韓国、台湾、香港）に加えて、観光客の増加が期待できる東南アジア諸国（タイ、シンガポール、マレーシア等）や親日国をターゲットとして、具体的には東北各県や東北観光推進機構と連携し誘客事業に取り組むほか、海外から旅行会社・マスコミ等を招請して安全・安心の情報発信を図っていく。また、風評の実態を把握するための調査事業については平成25年度に引き続き実施し、経過を追跡確認していく。そのほか、平成26年度の新規事業として、外国人旅行者の利便性向上のために宿泊施設や観光集客施設への無料公衆無線LANの設置支援に取り組む。

【担当：経済商工観光部 国際経済・交流課】 ④放射能対策として ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

北海道、東北各県及び新潟県と共同での観光物産展への出展等を通じ、観光や食をはじめとした本県の魅力 PR と併せて復興状況や県産品等の安全性を広く発信し、本県に対する不安や懸念の払拭を図った。また、現地政府関係機関・企業等を訪問し、復興に係る現状を説明し理解を促すとともに、経済交流を促進する上で障壁となる風評の払拭に向けて支援を要請した。（継続）

《成果（取組結果）》

観光・物産 PR イベントでは、会場を訪れた多数の一般来場者に対し本県の復興状況も併せて説明するとともに、県産品の販売や試食を実施して「安全・安心」を広く PR した。関係機関等訪問では、本県の復興状況を説明し安全性について理解を促した。また、今後の経済交流の一層の促進に向けて風評払拭が課題になるという共通認識を再確認するとともに、本県の取組に理解が得られた。

- ・ 北海道東北物産展来場者数 16,500人（当初目標 5,000人）
- ・ 関係機関等訪問件数 10件

《今後の課題》

海外においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能問題に対する懸念が未だ根強いことから、様々な機会を捉えて正しい情報の発信に努める等、継続した取組が必要である。

《平成26年度以降の取組》

友好省州や協定提携自治体等との交流基盤に立脚した訪問団の派遣・受入等の機会を通じて、販路開拓・観光誘客を PR していくとともに積極的に「安全・安心」に関する正しい情報を発信していく。

【担当：農林水産部 農林水産政策室】 ④放射能対策として ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」に定める取組方針等に基づき、農林水産業における取組項目を整理している。中でも、放射性物質検査については、市町村、関係団体等の協力を得ながら、厚生労働省通知等に基づき年間を通して計画的に検査を実施し、基準値を超過した県産農林水産物が流通することがないように安全確保に万全を期している。その上で、各団体等の損害賠償請求が円滑かつ適切に行われるよう支援するとともに、風評の払拭に向けた取組を実施している。

なお、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針第3次追補（平成25年1月30日策定）において、本県農林水産業等の風評被害が、賠償の対象として位置付けられたことから、風評被害に係る損害賠償の円滑な実現に向けた取組も進めている。

○ 風評被害対策

風評を払拭するため、検査結果を消費者や生産者に対し、迅速かつ分かりやすく公表しているほか、県内や首都圏等での広報・宣伝活動等を積極的に展開している。（継続）

○ 損害賠償支援

風評によって発生した農林水産物の損害の状況を把握するなど、東京電力(株)に対して適切に損害賠償請求が行われるように情報収集・発信等の取組を進めている。（継続）

生産者や組織等が損害賠償請求を行う際の協議や検討の場の設定など、損害賠償請求を支援するための体制整備を実施している。（継続）

各種団体・組織等が損害賠償請求を行う際、請求の基礎となる資料の提供や東京電力(株)との協議に立ち会うなど、円滑な交渉に向けて側面的な支援を行っている。（継続）

《成果（取組結果）》

○ 風評被害対策

部内各担当課において、消費者や生産者に対し、県産農林水産物の安全性を広く公表し、県内外でのPR活動に力を入れている。その前提として実施されている農林水産物の放射性物質検査の実績については、以下のとおりである。

〈農林水産物の放射性物質検査実績〉

		平成25年度実績		平成24年度実績	
		検査点数	基準値超過点数	検査点数	基準値超過点数
農産物	米	34,893	—	23,590	13
	麦	65	—	167	—
	大豆	1,844	—	1,439	5
	そば	128	—	245	10
	野菜、果樹等	2,006	—	3,435	1
畜産物	原乳	250	—	237	—
	牛肉	29,683	—	32,734	1
林産物		339	29	709	46
水産物		2,056	14	2,406	66
計		71,264	43	64,962	142

〈検査機器の整備状況〉

- ・放射性物質濃度測定機器 計37台(内訳：ゲルマニウム半導体検出器3台、NaIシンチレーション検出器34台)
- ・放射線測定機器 計70台(内訳：NaIシンチレーションサーベイメータ40台、GM式サーベイメータ11台、CSIシンチレーションサーベイメータ9台、簡易型放射線測定器10台)

○ 損害賠償支援

〈農林水産関係団体の損害賠償請求状況(平成26年3月末現在 累計)〉

(単位：百万円)

	請求額	支払額	支払割合
JAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策宮城県協議会	30,855	22,792	73.9%
宮城県森林組合連合会系統	120	105	87.5%
JFみやぎ 他	5,871	5,724	97.5%
計	36,846	28,621	77.7%

〈損害賠償請求支援状況〉

	研修会、個別相談会等	関係団体の協議会、東京電力との協議の場への参加	被害実態調査	要望・要請活動
平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ・風評賠償説明会(林業) ・ブルーベリー賠償個別相談 ・風評被害説明会(農林業・水産) ・個別相談会(内水面) ・風評被害説明会(食品製造業) ・損害賠償請求研修会及び個別相談会 ・出荷制限解除(賠償)意見交換会(林業) ・森林組合理事監事(賠償)研修会 ・放射性物質を低減する栽培管理に関する巡回説明会 <p style="text-align: right;">【58回】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県森林組合連合会協議 ・賠償基準等打合せ会(畜産) ・東京電力との損害賠償協議(林業・水産) ・賠償関係打合せ(林業) ・養豚関連賠償打合せ(畜産) ・綿羊関連賠償打合せ(畜産) ・JA損害賠償協議会 ・水産物放射能対策連絡会議 <p style="text-align: right;">【66回】</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・政府要望 ・全国知事会 ・北海道東北地方知事会 <p>※宮城県水産物流通対策協議会 「東京電力の風評被害に係る損害賠償に関する要望書」</p> <p style="text-align: right;">【4回】</p>
平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> ・損害賠償説明会(林業) ・草地除染等生産者等説明会 ・損害賠償説明会(水産) ・個別相談会(内水面) ・ブルーベリー出荷自粛に伴う損害賠償請求説明会 等 <p style="text-align: right;">【39回】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・県森林組合連合会協議 ・賠償基準等打合せ会(畜産) ・損害賠償に係る協議(水産,内水面) ・JA損害賠償協議会 等 <p style="text-align: right;">【54回】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・農林水産物における風評被害実態調査 ・風評被害アンケート調査 ・風評被害に関する消費者モニター調査 等 <p style="text-align: right;">【7回】</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・風評被害実態把握に関する要請活動 ・全国知事会、北海道東北地方知事会、被災4県要望 ・原発関係協議会要望 ・政府要望 等 <p style="text-align: right;">【10回】</p>
計	97回	120回	7回	14回

《今後の課題》

- 放射性物質検査体制の充実を図り、引き続き県産農林水産物の安全性の確保に努める必要がある。また、放射性物質検査により県産農林水産物の安全性は確保されているが、失われた販路が十分に回復していないなど、風評の影響は続いている。
- 風評被害について、損害賠償の対象となったが、請求から支払いまでに多大な労力と時間を要することなどから、賠償が進んでいない。

《平成26年度以降の取組》

- 放射性物質に対する県民の不安を解消するため、県内全域において行われている放射線・放射能の測定体制を継続・維持していくとともに、引き続き、きめ細やかな測定と検査結果の迅速かつ分かりやすい公表に努める。
- 農林水産物等の風評の早期払拭を図るため、新聞や各種媒体広告、食のイベントなどを活用した県産品のPR事業の実施などにより、県内外における信頼回復と一層の消費拡大を図っていく。
- 団体等に属さない個人生産者等が損害賠償請求を行う際、東京電力(株)との協議の場の設定や説明会等の開催支援を行う。
- 出荷制限指示等による実害のほか、風評被害による損害賠償請求について、引き続き関係団体と調整しながら進める。

【担当：農林水産部 食産業振興課】 ④放射能対策として ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

- 宮城県産品風評対策強化事業
交通施設や交通機関でのPR，主婦向け雑誌等でのPR，WEBサイトでのPR，各種イベント等でのPR資材配布等を通じて，宮城県産品の信頼回復と消費拡大を図る。
(継続)
- 県産農林水産物等イメージアップ推進事業
県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間，メディアの活用等により，復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図る。(継続)

《成果(取組結果)》

- 宮城県産品風評対策強化事業
各種広報媒体やイベントを通じた県産品のPRを行い，県産品のイメージアップを図った。
〈交通施設や交通機関でのPR〉 仙台空港旅客ターミナルビルへのバナー掲出(4～3月) 都営地下鉄の車内中吊り・駅貼り(4～5月，12月)
JR仙台駅への大型フラッグ掲出(10月) 仙台空港鉄道の中吊り(10月，12月) 仙台市地下鉄の中吊り(10月，12月)
〈主婦向け雑誌等でのPR〉 オレンジページ，ESSE、Kappo(仙台闊歩)への広告掲載(2月)
〈新聞紙面への掲載等による広報PR〉 河北新報(11月～3月)，東京新聞(2～3月)、中日新聞(1～3月)、ポスター制作
〈WEBサイトでのPR〉 オレンジページnet，ESSE web，レタスクラブネット等へのWEB広告掲載(2～3月)
Facebookでのプレゼントキャンペーン実施(2～3月) クックパッドへの食材・おすすめレシピ掲載(3月) 特設WEBサイトの開設(11月～)
〈リライト冊子作成〉 新聞の特集記事に基づき，リライト冊子10,000部を作成(3月)
〈テレビCM放映〉 クリネックススタジアム宮城(4月，7月) 東京スカイツリー「みやぎの農業・農村復旧・復興展」(4/29～5/5)
仙台駅前仙台あおばビジョン(4～5月)
〈量販店等商業施設用DVD放映(4～6月)〉
〈各種イベント等でのPR資材配布〉 A4判・A5判クリアファイルを作成し，各種イベントや会議で配布(12月作成)
- 県産農林水産物等イメージアップ推進事業
各団体が行う県産農林水産物等のイメージアップを目的とした事業に補助を行い，県産農林水産物等のイメージアップを図った。
〈各団体への補助〉 農業関係団体，漁業関係団体等の9団体が行った16計画に対して，補助金を交付した。

《今後の課題》

風評被害に関する消費者意識の実態調査(消費者庁・平成26年3月11日公表)によれば，「被災三県(福島県、宮城県及び岩手県)産品の購入をためらう」との回答が11.5%に上っており，年々減少傾向にはあるものの，未だ風評被害は払拭されておらず，今後とも県産品の信頼回復と消費拡大のための取り組みを続けていく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

消費者の信頼を得るためには，正確な情報を繰り返し発信していく必要があるため，引き続き各種の広報PRを行っていく。

- 宮城県産品魅力発信事業
県産農林水産物の安全性と「食材王国みやぎ」が誇る様々な食材について，情報発信を行い，県産食材の信頼回復と消費拡大を図る。
- 県産農林水産物等イメージアップ推進事業
県産農林水産物等が被災前の状況に回復するまでの間，メディアの活用等により，復興状況に合わせた県産品のイメージアップを図る。

【担当：農林水産部 農産園芸環境課】 ④放射能対策として ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

- 農産物直売所等における風評被害の早期払拭と集客及び販売額の拡大に向けた取組
 - ・ 農産物直売所等風評被害対策支援事業として，スタンプラリー，ガイドブックの作成，メディアやのぼりを活用した集中啓発活動，消費者バスツアー，運営視察研修会を実施(新規)
 - ・ 農産物直売所等における風評被害軽減を目的とした農産物直売・農産加工推進研修会の開催(継続)

- 有機農産物の風評被害の早期払拭に向けた取組
みやぎ有機農産物等信頼回復支援事業として、有機農産物生産者と消費者との交流会の開催、購入ガイドブックの作成を実施（新規）

《成果（取組結果）》

- 農産物直売所等風評被害対策支援事業
 - ・ スタンプラリー：消費者に複数の直売所等を周遊してもらうため、県内の直売所等 110ヶ所が参加し、平成 25 年 12 月 20 日～平成 26 年 3 月 17 日の期間で実施した。
 - ・ ガイドブックの作成：直売所等の魅力を広く発信するため、事業者個々の概要や取り組みなどを掲載したガイドブックを新たに作成・配布し、誘客を図った。3 万部を作成し、県内市町村、観光案内所、宿泊・観光施設、全ての公立小中学校、県立高校などに配布した。
 - ・ メディアやのぼりを活用した集中啓発活動：雑誌やフリーペーパーなどのメディアを活用し、スタンプラリー実施期間中に直売所等について集中的なPRを行った。
 - ・ 消費者バスツアー：仙台都市圏の消費者を農産物直売所等に案内し、その魅力について再認識してもらうとともに、加工体験を実施した。実施地域：栗原市（31名参加）、丸森町（30名参加）、蔵王町（30名参加）
 - ・ 運営視察研修会：運営者を対象とした視察研修会を開催し、放射能に関する情報の伝達方法等を研修した。視察先：福島県（25名参加）
- 農産物直売・農産加工推進研修会の開催
 - ・ 農産物直売所の運営者や売り場責任者等を対象に、平成 24 年度は、放射性物質の検査体制や基準値のもつ意味等について、正しい知識を基に消費者へ情報を伝える説明スキルの向上等を目的とした研修会を県内 2 会場で開催した。2 会場を合わせた参加者は 59 名で、放射性物質についての正しい知識の習得と説明スキルの向上が図られた。
 - ・ 平成 25 年度は、放射性物質についての理解を更に深めること等を目的とした研修会を県内 2 会場で開催した。2 会場を合わせた参加者は 113 名で、放射性物質についての理解が深まった。
- みやぎ有機農産物等信頼回復支援事業
 - ・ 県内の消費者と生産者との交流会の開催：平成 26 年 1 月に現地交流会（仙台市秋保の生産ほ場及び農家レストラン）及び街中交流会（仙台市内ホテル）を開催し、食と放射能に関する講義や、県内産有機農産物を使った昼食をはじめ、生産者や大学生との意見交換等を行い、有機農産物の購入意欲の向上を図った。現地交流会：参加者 32 名（生産者 8 名、消費者 24 名）街中交流会：参加者 70 名（生産者 17 名、消費者 53 名）
 - ・ 県内生産者等 62 組の栽培の特色や生産物を紹介した「有機農産物等購入ガイドブック」を作成し、食材王国みやぎ地産地消推進店や直売所等を通じて県民に広く配布し、販売促進及び販路拡大を図った。

《今後の課題》

- 風評被害については、未だ完全に払拭されていない状況にあることから、平成 26 年度以降も継続した集客及びPR活動の実施が必要である。
- 農産物直売所等の集客力や販売力の向上に向けた知識及び技術の更なる習得が必要である。

《平成 26 年度以降の取組》

- 農産物直売・農産加工ビジネス支援事業
 - ・ 農産物直売所等への集客を図るため、メディアを活用したPRとスタンプラリーを実施する。
 - ・ 農産物直売・農産加工組織の商品力や販売力の向上を支援するため、各組織が抱える課題の解決に必要な専門アドバイザーを派遣する。
- 有機農産物等の消費拡大支援について
特別栽培農産物を含め、有機農業に取り組む県内の事例を広く紹介し、消費者の環境保全型農業への理解と消費拡大を推進する。

【担当：農林水産部 水産業振興課】 ④放射能対策として ウ 損害賠償対策・風評被害対策 等

《取組内容》

水産資源の減少や国際的な漁業規制の強化、漁業経営体の減少などにより全国の魚市場間の水揚げ確保に関する競争の激しさが増している中、震災後の水揚機能の回復を県内外にアピールし、県内魚市場への水揚げを確保し水産都市の経済を活性化させる。（拡充）

《成果（取組結果）》

水揚げ漁船の誘致を進め水産都市の経済活性化に資するため、「水産都市活力強化対策支援事業費補助金交付要綱」を制定し、水揚げ漁船誘致等を実施した事業主体に対し、補助対象経費の 2 分の 1 を補助

- ・ 船主訪問事業 10 県 171 船主を訪問
- ・ 放射能販売前検査済証の作成（10 万枚）
- ・ 魚市場PR資料作成、産地ブランドPR

《今後の課題》

県内魚市場への水揚確保対策を急ぐとともに、震災によりシェアを失った本県水産加工品等水産物の販売支援を強力に推進していくため、より流通・販売に直結する戦略的な取組を早急に支援することで、風評被害を払拭し、活気ある水産都市の復活とさらなる活力強化が必要

水産物販売強化：震災によりシェアを失った本県水産物の販売強化を推進するため「新たな販売手法の導入」、「販売ルートの拡大」等を支援

《平成26年度以降の取組》

- ① 漁業生産強化：売れる商品づくりのための漁業者の意識改革、鮮度管理のための体制整備等を支援
 - ② 魚市場水揚強化：水産都市の顔である魚市場における商品販売力向上のための産地イメージの確立を支援
 - ③ 水産加工業生産強化：本県で生産されている商品及び生産技術を売り込むための産地情報の構築、消費者ニーズを把握するための調査等を通じ、売れる水産加工品の生産強化等の取組を支援
 - ④ 水産物販売強化：震災によりシェアを失った本県水産物の販売強化を推進するため「新たな販売手法の導入」、「販売ルートの拡大」等を支援
- 上記の①～④を総合的に実施し、本県水産物の風評被害を払拭し、活気ある水産都市の復活とさらなる活力強化を図る。

【担当：総務部 危機対策課】 ⑤将来の災害への対応として ア 東日本大震災後の県の対応の検証・評価、宮城県地域防災計画の見直し

《取組内容》

東日本大震災の風化の防止と防災意識の向上を図るため、本県並びに県内市町村、国、自衛隊、消防、ライフライン関係機関等の応急・復旧対応について検証、記録した「(仮)宮城県東日本大震災検証記録誌」を作成する。(継続)

東日本大震災の教訓や県の応急・復旧対応についての検証、さらには国の防災基本計画の修正内容を反映させ、宮城県地域防災計画の修正を行う。(継続)

《成果(取組結果)》

東日本大震災における、県、市町村、消防本部の応急・復旧対応を検証、記録した「(仮)宮城県東日本大震災検証記録誌」の中間報告を取りまとめた。今後起こりうる大規模災害等への備えとして、県はもとより関係機関に活用していただく。

地域防災計画については、平成24年度に引き続き災害対策基本法の改正及び防災基本計画の修正が行われたことから、その内容を反映させるとともに、大規模災害からの復興に関する法律、改正気象業務法、改正水防法、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」等防災に関する法令・指針等を反映させ「津波災害対策編」、「地震災害対策編」及び「風水害等災害対策編」を修正した。(※別途、原子力安全対策課が所管する「原子力災害対策編」もあわせて修正。)

《今後の課題》

東日本大震災の災害対応の記録や教訓を必要なマニュアル等の改善に反映させることで、さらに効果的な防災対策を講じていく必要がある。

未曾有の大災害となった東日本大震災クラスの災害を完全に防ぐことは不可能であるが、仮に被災したとしても人命が失われることなく、かつ経済的被害をできるだけ少なくする「減災」の考え方を基本方針とし、過去の災害での教訓を踏まえながら、衆知を集め、ハード、ソフトを組み合わせた、さらに効果的な防災対策を講じていく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

最終報告に向け、さらに対象を国、自衛隊、県警、ライフライン関係機関等に広げ、引き続き、発災後の応急・復旧対応の検証、記録を行い、得られた教訓を後世に残すため「(仮)宮城県東日本大震災検証記録誌」を作成する(H26年度末発行予定)。

東日本大震災に係る検証結果や関係法令・制度の改正等を踏まえ、地域防災計画の継続的な修正を実施するとともに、各種のマニュアル・ガイドライン等を見直しや防災意識の普及啓発等を実施するなど、効果的な防災対策に向けた取組を推進する。

【担当：総務部 危機対策課】 ⑤将来の災害への対応として イ 通信手段の多様化及び情報・通信体制の整備

《取組内容》

- ① 各種防災情報を多様な情報媒体により迅速・確実に住民に伝達できるよう、県総合防災情報システム(MIDORI)について公共情報コモンズと連携したシステムに再構築する。(継続)
- ② 県防災行政無線ネットワークについては、被災箇所の復旧及び現在の第一世代の衛星無線からIP通信を可能とする第二世代衛星無線化を図り、通信の迅速化とMIDORIのバックアップ回線化を図る。(継続)

《成果（取組結果）》

- ① 公共情報コモンズにおいて情報発信者となる市町村、情報伝達者となるマスコミ等と協議を進め、平成25年6月12日（県総合防災訓練実施日）から運用を開始した。
- ② 県防災行政無線ネットワークについては、4箇所（県庁、気仙沼合同庁舎、女川町役場、南三陸町役場）の衛星系防災行政無線設備の復旧工事を完了した。

《今後の課題》

- ① MIDORI については、県総合防災情報システム市町村による迅速・確実な情報入力を推進するとともに、公共情報コモンズと連携したシステムとなっていることから情報入力者である市町村等の適正・的確なシステム利用を推進する。また、気象業務法の改正により「特別警報」の運用が開始（平成25年8月）されたことに対応するためのシステム改修が必要である。
- ② 地上系防災行政無線設備については、設置から19～27年が経過しており老朽化が著しいことから、その更新手法について検討する必要がある。

《平成26年度以降の取組》

- ① 公共情報コモンズとの連携により再構築した MIDORI について、適切な運用を行い防災情報の伝達、被害情報の収集等迅速な防災体制の確立を図る。また、特別警報に対応するためのシステム改修を行う。
- ② 復旧箇所である原子力センター及び既設箇所の54局（合庁6、仙台土木1、市町村32、消防本部11、防災機関4）の衛星系防災行政無線設備の更新工事を行う。（平成26年度工事完了予定）また、地上系防災行政無線設備の更新に関する調査を行う。

【担当：教育庁 スポーツ健康課】 ⑤将来の災害への対応として ウ 学校の防災マニュアルの改善と対応の徹底 等

《取組内容》

- 「みやぎ学校安全基本指針」に基づき、市町村立学校園及び県立学校における学校防災マニュアルの自校化について、点検・確認を行った。（拡充）
- 3. 1 1 東日本大震災を風化させることなく、震災の教訓や「みやぎ学校安全基本指針」の内容を教材化した。（新規）
- 東日本大震災の厳しい教訓を踏まえ、学校と地域が連携した防災教育を推進できるよう連携体制の強化に取り組んだ。（新規）

《成果（取組結果）》

- 全ての市町村立学校園及び県立学校において、学校防災マニュアルの自校化が図られていることを確認した。
- みやぎ防災副読本「未来へのきずな」（小学3年・4年版）を作成し、配布した。
- みやぎ防災教育推進ネットワーク会議を設置し、学校・家庭・地域の連携による防災教育・防災体制の充実を図った。

《今後の課題》

- 防災副読本の活用を含む更なる防災教育に係る具体的な施策の推進

《平成26年度以降の取組》

- 防災教育推進協力校を指定し、防災教育副読本を活用するとともに地域と連携した防災教育のカリキュラムを含めた実践教育を推進し、みやぎモデルづくりを目指す。
- さらに、取組の成果を発信することにより、防災教育の一層の充実を図る。

【担当：震災復興・企画部 震災復興・企画総務課】 ⑥国への要望として ア 長期的な復興関連予算の確保

《取組内容》

県全体の要望については、6月19日・7月2日・10月2日（野田内閣改造時）・1月10日（安倍内閣発足時）に実施したほか、原発事故に伴う風評被害対策や繰越手続きの柔軟な措置、住宅再建支援等の個別事項についても、必要な時期を捉えて実施した。加えて、震災後初めてとなる被災4県（青森県・岩手県・福島県・宮城県）による合同要望も当県が主導する形で実施した。（継続）

《成果（取組結果）》

国の東日本大震災関係予算においては、平成27年度までの復興財源フレームである19兆円が見直され、総額で25兆円に拡大された。また、風評被害対策では、新たに食用農産物などが賠償の対象となった他、繰越手続きに関しても柔軟な対応が認められ、住宅支援に関しても平成24年度補正予算において、財源確保がなされた。

《今後の課題》

平成25年度は復旧期の最終年にあたり、ふるさとの再生を実現するための基礎・土台を築き上げ、発展に向けた将来への種まきにも平行して取組む重要な年であることから、新たに発生する課題に適時・的確に対応した要望活動を実施していくもの。

《平成26年度以降の取組》

国の復興財源フレームにおいては、集中復興期間終了後（平成28年度以降）の財政措置については、明らかにされていないことから、今後、その観点からの要望の取組が必要になる。

【担当：総務部 財政課】 ⑥国への要望として イ 復旧・復興事業に係る繰越手続の弾力的運用

《取組内容》

復旧・復興関連の繰越事業を切れ目なく推進するに当たって支障となる手続的な課題等を整理し、その解決に向けて復興庁や財務省を始めとした関係省庁と精力的に協議を行った。（継続）

《成果（取組結果）》

要望していた事故繰越の複数回承認は認められなかったものの、事故繰越事業について再予算化や手続きの簡素化・弾力化の措置がとられ、事業の中断によって復興に遅れが生ずることは回避された。

《今後の課題》

今後も一定規模の繰越事業が発生することが想定されるが、現年予算と合わせて繰越予算の迅速な執行に努め、着実に復興を推進する必要がある。

《平成26年度以降の取組》

平成26年度への繰越事業の円滑かつ迅速な執行に努めるとともに、多額の繰越が生じないよう現年予算の着実な執行に努める。

【担当：震災復興・企画部 地域復興支援課】 ⑥国への要望として ウ 地域の実情を踏まえた復興支援制度の弾力的運用 等

《取組内容》

平成24年度に宮城県が「国と地方の協議会」において提案した復興特区制度の要件緩和等について、復興庁と引き続き協議を行った。また、被災市町から寄せられた復興に係る課題について、国との調整を行った。（新規）

《成果（取組結果）》

本県提案事項のうち、「復興特区法における新規立地促進税制の適用要件の緩和」が、平成26年度税制改正において実現した。

《今後の課題》

本県が提案している「復興特区法の税制上の特例の期間延長」については、被災市町からも同様の要望があることを踏まえ、引き続き国に対し求めていく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

「復興特区法の税制上の特例の期間延長」の実現に向けて、復興庁への要望・協議を行う。

また、被災市町における課題やニーズを把握しながら、その解決に向けて国との調整を行っていく。

【担当：震災復興・企画部 震災復興推進課】 ⑦東日本大震災を風化させないための発信として

《取組内容》

東日本大震災の記憶の風化が懸念される中、復興には相当の時間を要することから、多くの支援に対する感謝の気持ちや中長期的な支援の必要性などについて、多方面に、継続的に広報展開することは極めて重要であるとの認識に立ち、ホームページのほか、情報紙「復興プレス」や「みやぎ・復興の歩み」、ブログ「ココロプレス」などを、県内の関係機関、全国の自治体や支援団体等の協力を得ながら、幅広い情報発信に努めているところである。（継続）また、郵便局や銀行などの協力で、店舗等で情報を発信している。（拡充）さらに、25年度は、震災の記憶の風化防止のためのポスターを作成し、各方面の協力により、県外を中心に掲示した。（新規）

《成果（取組結果）》

「復興プレス」（毎月1回、5千部発行。メールマガジン版の送信先は約千箇所）や「ココロプレス」（25年度は311記事、約40万アクセス）の県外向けの情報発信やPRでは、46都道府県や、主に県外避難者の避難先の約100市町村、約20の支援団体、民間企業5社の協力を得ることができた。また、今年度より新たに作成したポスター（4種類、延べ4万8千枚作成）は、全国の自治体や公共交通機関等の協力により、県外を中心に約4千箇所へ配布・掲示した。さらに、「みやぎ・復興の歩み」等は、郵便局や銀行などの協力により、555箇所の店舗等で情報発信したほか、新たに1社、本支店100箇所の店舗内に復興関連の情報発信のためのコーナーを設けていただくことができた。

このような関係機関との連携・協力により、震災の記憶の風化防止等に向けて、幅広い情報発信が図られた。

《今後の課題》

復興の進捗により、発信すべき情報内容等も刻々と変化し、より適宜的確な情報提供が求められる。

《平成26年度以降の取組》

引き続き広報紙やインターネット等、様々な媒体を活用した情報発信の充実に努めるとともに、全国の自治体や支援団体等の協力を一層引き出し、さらに情報発信チャンネルを増やしていく。

【担当：総務部 行政管理室】 ⑧職員の健康管理等の徹底と人材確保として ア 職員の交通事故防止

《取組内容》

- ① 職員の交通事故等の発生状況を分析して得られた原因や傾向を基にした具体的な防止策や、交通安全運動の実施、気候等を踏まえた注意点を、毎月、各所属に周知し、職場会議や研修等により、交通法規の遵守及び安全運転の励行について、継続的に注意喚起を実施(拡充)
- ② 安全運転の心がけ、交通事故発生時の措置等について、職員のセルフチェックを行うとともに、実施結果を踏まえて職場会議等で職員の指導を実施(継続)

《成果(取組結果)》

- 交通事故等発生件数(平成26年3月末現在)
 - 平成25年度 285件(対前年度▲51件) [内訳] 加害 95件, 被害 125件, 自損等 65件
 - 平成24年度 336件 [内訳] 加害 148件, 被害 135件, 自損等 53件
- ① 注意喚起
 - ・ 職員への注意喚起
 - イ 交通事故等の月ごとの発生件数の状況を所属に通知する際、事故事例から原因や傾向等を分析した上で具体的な防止策を示すとともに、気候の変化等、時宜に応じた注意点を周知するよう見直し、繰り返し注意喚起を実施(毎月)
 - ロ 春の交通安全県民総ぐるみ運動に合わせて、交通法規の遵守及び安全運転の励行について周知(H25.4.5)
 - ハ 全職員に発出している通達において、交通法規の遵守及び安全運転の励行について周知(H25.12.2)
 - ・ 管理者の指導水準の向上
 - イ 所属の管理者に対して、管理者向けメールマガジンを活用し、職員に安全運転の励行等の指導を行うに当たっての注意点を周知(H25.4.26, H25.11.6)
 - ロ 本庁及び地方機関の総括担当の課長補佐・次長を対象に、交通事故等の防止について、傾向と防止策に関する講義及び意見交換を実施(H25.6.18～7.26 17回開催, 対象者約250名)
 - ハ 新任の総括担当の課長補佐・次長を対象に、課長補佐(総括担当)級研修を活用し、事故の発生事例や傾向、職員の指導を行うに当たっての注意点を周知(H25.5.13, H25.5.20, H25.5.27)
- ② こころの身だしなみチェックシステムによるセルフチェックの実施(H25.8.9～9.13)
安全運転の心がけ、交通事故発生時の措置、飲酒運転の防止をはじめ、公務員としての職責を果たすために必要な心構えについて、電子申請システムを用いて職員のセルフチェックを実施するとともに、その実施結果を周知し、所属においては職場会議等で職員の指導を実施

《今後の課題》

交通事故の発生件数は、平成24年度と比べると大幅に減少し、発生した事故についても軽微なものがほとんどであるものの、例年と比べると発生件数は依然として多いことから、今後も様々な方法を検討しながら、継続的に交通事故の防止に努めていく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

平成26年度以降においても平成25年度同様に継続的な取組を実施するほか、事故の原因や傾向について詳細な分析を行うための方法や庁用自動車任意保険の付帯サービスの活用等も検討しながら、引き続き交通事故の未然防止に努めてまいりたい。

【担当：総務部 職員厚生課】 ⑧職員の健康管理等の徹底と人材確保として ア 職員の健康管理

《取組内容》

- ① 健康管理についての注意喚起(継続)
職員及び所属長等の管理監督者に対して、健康管理に配慮するようあらゆる機会を捉えて注意喚起を行うとともに、セルフケアのためのストレスチェックの実施、その分析結果を所属に提供し、活用を促した。また、メンタルヘルス研修会は24年度に引き続き開催回数を増やし、各圏域ごとに実施した。

② 長時間の時間外勤務者に対する保健指導（拡充）
地方産業医への民間医師選任により、地方機関職員に対する面談による保健指導を開始した。また、震災後は、報告が提出されない場合でも対象者を抽出して指導を実施している。

③ 定期健康診断等の実施及び受診勧奨（継続）

《成果（取組結果）》

① 健康管理についての注意喚起

・ 一般職員対象

イ 自分のストレス状況を把握し、セルフケアに役立てるための「ストレスチェック」を実施。相談窓口を周知、利用を勧奨。

実施期間：H25.6.10～7.17 回答率：67.0% 相談・カウンセリングに対応する窓口は、年度末まで設置（地方公務員災害補償基金委託事業者による）

ロ メンタルヘルスに関する冊子・パンフレットを全職員に配布し、セルフケアの方法等の普及・啓発

ハ 研修会の開催

メンタルヘルスセミナー（地方公務員災害補償基金と共催） 実施期間：H25.6.27～12.25 実施回数等：7回（県庁、栗原合同庁舎等7会場）

受講者数：のべ111人（うち市町村28人） テーマ：メンタルヘルスの基礎知識、職場でできるリラクゼーション法、等

職場のメンタルヘルスセミナー（地方職員共済組合宮城県支部との共催） 実施期間：H25.7.31～26.1.28

実施回数等：7回（県庁、大河原合同庁舎等7会場） 受講者数：のべ92人

テーマ：講義「ストレスと心の病」、ヨガ「からだをちょっと動かそう」「アロマを使ったブリーフケア」等

職員の心の健康回復事業（地方公務員災害補償基金と共催）

実施期間：H25.9.19～12.19 実施回数等：3回（県庁、大河原及び大崎合同庁舎） 受講者数：のべ21人（うち市町村3人）

テーマ：アイスブレイク、グループワーク、職場でできるリラクゼーション法

・ 管理監督者対象

イ メンタルヘルスに関する管理職向けの冊子を総括担当以上に配布し、メンタルヘルスの普及・啓発

ロ 管理監督者向けメルマガ等を活用し、職場におけるラインによるケア等、職員の健康管理に配慮するよう注意喚起

ハ 研修会の開催

メンタルヘルスマネジメント実践研修会（地方公務員安全衛生推進協会と共催） 実施日：H25.5.24 会場：県庁講堂 受講者：116人（うち市町村24人）

テーマ：ストレス要因を軽減する職場環境づくり、メンタルヘルス事例等

管理職員・各部局人事管理担当者向けメンタルヘルス宿泊研修（地方公務員災害補償基金と共催） 実施日：H25.6.6～7,11.21～22 会場：仙台市内

受講者：33人 テーマ：メンタルヘルスの基礎知識の習得と事例検討、グループワーク

管理監督者向けメンタルヘルスセミナー（地方公務員災害補償基金と共催） 実施期間：H25.6.18～12.16 実施回数等：7回（県庁、大河原合同庁舎等7会場）

受講者数：のべ148人（うち市町村22人） テーマ：メンタルヘルス対策が求められる背景、うつ病とは、メンタルヘルス不調の部下への対応、等

ニ 所属における対応への支援

ストレスチェックの所属ごとの組織分析結果を提供し、組織としての対応の検討を促した。 H25.10.23 217所属に対して組織分析結果の通知

組織ごとの対応状況（地方公務員災害補償基金のメンタルヘルス総合対策事業を活用）

メンタルヘルスマネジメントの支援事業活用 実施期間：H25.12.17～12.25 実施所属：5所属

ストレスチェックの再実施 実施期間：H25.11.19～11.30 実施所属：53所属 回答率：75.8%

所属単位のメンタルヘルスセミナー 実施期間：H25.12.11～26.1.31 実施所属：14所属 テーマ：一般職員向けと同じ

② 長時間の時間外勤務者に対する保健指導

平成25年8月から地方機関を担当する産業医に民間医師を選任し、月1回の健康相談日を設けたことにより、地方機関職員も面談での保健指導を実施できるようにした。

平成25年度末現在でのべ128人に保健指導を実施した（参考：平成24年度末は147人）。うち、地方機関の実施人数はのべ59人である。（参考：平成24年度末は25人）本庁、地方機関ともに報告の有無にかかわらず保健指導を実施することで、不調者を早期発見して指導でき、管理者に注意を促すことが可能な体制を整えた。

③ 定期健康診断等の実施及び受診勧奨

他県等からの災害派遣職員もほとんどの健康管理事業の対象に加えて実施している。破傷風予防接種の災害対応職員への接種対象拡大も継続しており、さらに平成 25 年度は各種がん検診の受診対象を拡大し、機会を広く提供した。(乳がん・子宮がん検診の受診者を希望者ではなく、該当年齢の職員全てを対象とした。)

《今後の課題》

平成 25 年度は、これまで 3 回実施してきた東日本大震災に伴う職員健康調査に代えて、地方公務員災害補償基金のメンタルヘルス総合対策事業を活用したストレスチェックを実施した。職員がカウンセリングを活用しやすい環境が提供されることはメリットであるが、被災地に偏った比較対照しかできないことから、組織分析結果は参考にしにくいものとなっている。今後の活用のあり方に検討が必要である。

また、長時間の時間外勤務者は、激増した平成 23 年度よりは減少しているが、平成 24 年度と大差はなく、依然として保健指導の対象者が多い。職員の心身の不調は復興業務等による過重労働が原因となっていると思われるが、時間外勤務の縮減は管理者のマネジメント能力に負うところが大きい。地方機関職員の面接指導が行えるようになったが、さらに対応を充実させる必要があると思われる。

《平成 26 年度以降の取組》

健康管理についての注意喚起は、引き続き多様な機会を捉えて行っていく。地方公務員災害補償基金のメンタルヘルス総合対策事業を平成 26 年度も活用し、各種事業を展開していく。平成 25 年度から開始した地方機関を担当する産業医への民間医師選任は、選任を継続し、地方機関でも健康相談を受けやすい環境を整えていくとともに、大幅な減少が見込めないであろう長時間の時間外勤務者の保健指導を本庁・地方ともに適切に行い、不調者の早期発見と管理者への助言指導により、疾病等の発生を予防する。

さらに、定期健康診断等については、他県等からの災害派遣職員も含めて確実な受診をすすめ、職員の健康維持・向上を図るとともに、破傷風予防接種の対象拡大も継続する。

【担当：総務部 人事課】 ⑧職員の健康管理等の徹底と人材確保として イ 復興事業に係る人材確保 等

《取組内容》

- 東日本大震災発生後、未曾有の大災害の復旧・復興に対応するための事業費は通常の数倍にも及び、県職員だけでは対応できないことから、全国知事会等を通じ、全国の自治体に対して職員の派遣を要請・受入。(継続)
- 復旧・復興事業を速やかに実施するためには、一時的な業務量の増加に伴うマンパワー不足の解消を図る必要があることから、任期付職員を採用したほか、非常勤職員及び臨時職員を増員。(継続)
- 震災復興のマンパワー確保と、団塊世代の大量退職の職員不足を解消するため、新任職員の採用を拡大。(継続)

《成果（取組結果）》

- 平成 24 年度の自治法派遣による支援として、全国知事会等を通じて 273 人の職員派遣を要請したところ、222 人(教育庁埋蔵文化財含む)の派遣決定があった。その後平成 24 年 6 月に、用地補償事務や補助金交付事務などの新たな行政需要への対応が必要となったことを受け、144 人の追加派遣要請を行った結果、44 人の派遣が決定したことから、本県への職員派遣による支援は、合計 266 人となった。また、平成 25 年度分については、平成 24 年 12 月に全国知事会等を通じて、315 人(うち教育庁分 26 人)の派遣を要請した結果、36 都道県 2 市から 258 人(教育庁埋蔵文化財 25 人含む)の派遣を受けている。
- 復旧・復興に伴う一時的なマンパワー不足解消のため、復旧工事を推進するための即戦力となる土木職の任期付職員を平成 24 年 5 月(一部 6 月)に 31 人採用した。また、復興関連事務の増大に対応するため、平成 25 年 6 月に事務職の任期付職員 93 人を採用するとともに、平成 25 年 11 月以降、市町派遣分とあわせて 139 人を採用した任期付職員のうち、土木職及び建築職の 45 人を配属していることから、県配属の任期付職員は計 169 人を採用したこととなる。さらに、非常勤職員及び臨時職員については、平成 25 年度当初では対前年度当初比で非常勤職員 61 人、臨時職員 43 人を増員している。(いずれも承認任用枠ベース)
- 震災復興及び団塊世代の大量退職に対応するため、平成 25 年 4 月までに新規採用職員数の拡大を図り、293 人を採用した。(前年 190 人)。

《今後の課題》

震災以降、通常期の数倍にも及ぶ復旧事業費を執行していく必要がある中で、職員への負担やマンパワー不足が懸念される状況が続いていることから、引き続き任期付職員の採用や全国の自治体からの職員派遣の要請・受入を進めるなどの手段を講じて、一層の職員確保を図っていく必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

震災からの復旧・復興事業が本格化する中で、より一層のマンパワー確保が求められていることから、国に対して更なるマンパワー確保に向けた取組を要望していくほか、派遣職員の確保に向け、全国知事会等を通じて他自治体への継続派遣の働きかけの強化を行うとともに、県としても必要な任期付職員を採用するなどの取組を進め、引き続き人材の確保に取り組んでいく。

事項名：(10) 再生可能エネルギー及び省エネルギーの推進について

意見の内容

再生可能エネルギー及び省エネルギーについては、太陽光をはじめとする再生可能エネルギーを活用した発電事業などが従来以上に関心を集める中、県としても、将来の災害時のエネルギー確保の観点にも立って、市町村や民間事業者等と連携しながら、関係する取組のより一層の推進に努められたい。併せて、省エネルギー社会の推進についても継続して取組を図られたい。

対応の状況

【担当：環境生活部 環境政策課・再生可能エネルギー室】

《取組内容》

- 宮城県震災復興計画に掲げる「再生可能なエネルギーを活用したエコタウンの形成」の実現に向け、再生可能エネルギーのさらなる導入拡大及び県経済産業の活性化を図るため、平成24年4月に全庁的な組織として、知事を本部長とする「宮城県再生可能エネルギー導入推進本部」を設置した。
- 推進本部では、震災からの復興に向け、再生可能エネルギーを最大限活用するため、本県の再生可能エネルギーへの取組姿勢を明確にする指針、「みやぎ再生可能エネルギー導入推進指針」（以下「再エネ導入指針」という。）を平成24年6月に策定した。
- 平成17年10月に策定した「自然エネルギー等の導入促進及び省エネルギーの促進に関する基本的な計画（以下「自然エネ・省エネ計画」という。）」について、震災後の環境変化が大きいことを受け、見直し時期を前倒しし、平成26年3月に新たな計画を策定。計画は、再エネ導入指針を包含したほか、状況の変化を踏まえて抜本的に見直した。
- 平成25年度は、再エネ導入指針や改訂前の自然エネ・省エネ計画に基づき、以下の事業に積極的に取り組み、市町村や民間事業者と連携しながら、災害時のエネルギー確保に配慮した自立分散型のエネルギーの導入や省エネルギーの促進を図った。なお、同年度におけるこれらの関連予算額の合計は約39億円となった。

《成果（取組結果）》

- 改訂前の自然エネ・省エネ計画における平成27年度目標値は、自然エネルギー等の導入量834.3千K ℓ （原油換算）としている。平成25年度末時点での自然エネルギー等導入量の推計値は607.0千K ℓ 、達成率72.8%となり、前年度より改善された。
- なお、平成22年度から平成23年度における達成率減少の主な要因は、東日本大震災によりバイオマス関連施設が被災したことによるものと考えられる。

《今後の課題》

- 原発の稼働停止や復興需要などにより、今後、県内の温室効果ガス排出量やエネルギー消費量の増加が見込まれるため、さらなる導入の促進が必要となっている。
- 太陽光発電設備は導入量の大きな伸びが見られるが、それ以外の再生可能エネルギーの導入は思わしくない状況となっている。そのため、太陽光だけでなく、各地域の資源を活用した再生可能エネルギーの導入を進めていく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

- 新たな自然エネ・省エネ計画に基づき、①震災復興にあわせた建物（住宅、事業所）の低炭素化の推進、②太陽光発電設備の普及加速化、③県民総ぐるみの省エネルギー行動の促進、④地域に根ざした再生可能エネルギー等の導入と持続的利用の推進、⑤環境と防災に配慮したエコタウンの形成促進、⑥産学官連携による環境・エネルギー関連産業の振興の6つの重点施策を中心に、みやぎ環境税や地域グリーンニューディール基金などを活用しながら、自然エネルギー等の導入及び省エネルギーの取組を着実に進めていく。
- 特に、地域の資源を暮らしのエネルギーとして取り入れていくことは、地球温暖化防止対策としてはもとより、地域の持続的な発展のためにも重要であり、また、災害時にも利用できる自立・分散型エネルギーシステムの構築にもつながることから、太陽光発電だけでなく、小水力発電、地熱（バイナリー）発電、バイオマス利用など都市部、中山間部、沿岸部などそれぞれの地域特性を活かした、多様な再生可能エネルギーの利用を促進していく。

事項名：(11) 内部統制の徹底について

意 見 の 内 容
<p>東日本大震災に係る復旧・復興事業に関連した予算及び業務が大きく膨らむ中、適切かつ迅速に事務事業を遂行するためには内部統制の徹底が不可欠である。また、各機関の日常業務においても、各種事務の誤りを未然防止するための内部統制の強化が必要である。そのため本県監査においては、「予算執行における内部統制の調」及び「私費会計の内部統制の調」のチェックリストを作成するとともに、各機関に対する監査において、内部統制の重要性を周知し具体的な取組の徹底を強く求めてきたところである。</p> <p>しかしながら、このような中、一般競争入札総合評価落札方式（特別簡易型）による競争入札における書類確認の錯誤、県立高等学校の学校徴収金等の私的流用、遊技機変更承認申請等に係る手数料徴収の事務取扱要領の誤りのほか、依然として各機関において各種誤りが散見される状況にある。</p> <p>内部統制は、効率的な事業の執行、信頼性の確保、法令の遵守など、事務事業において組織全体によって遂行されるべき取組であり、近年民間企業において、会社法や金融商品取引法に基づき内部統制システムの構築が進みつつあるとともに、国においても地方公共団体の内部統制についての調査・研究が開始されている。</p> <p>本県監査においては、こういった民間企業や国の取組に先がけて、前述のとりの取組を進めてきたところであるが、なお問題事例の発生が見られることを踏まえ、今後執行部自らにおいて、早急に内部統制システムを確立し、全組織で具体的な取組を進めるよう求めるものである。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総務省の「地方公共団体における内部統制のあり方に関する研究会」等の報告書や民間における内部統制の取組事例を収集し、内部統制に関する取組の検討を行った。（新規） ○ 内部統制システムの構築・運用に向け、行政経営推進課を事務局とした内部統制システム検討会を設置し、検討を行った。（新規） <p>《成果（取組結果）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 内部統制については、平成26年度から平成29年度を推進期間とする「宮城県行政改革・行政運営プログラム」に掲載し、全庁を挙げて組織的に取り組むこととした。 ○ なお、一部の部局では、部局内で内部統制に関する検討や研修会を開催するなど、独自の取組を行った。 <p>《今後の課題》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体における内部統制システムはまだ確立されたものではないことから、取組を進めながら、より効率的かつ効果的なものとなるよう改善を重ねていく必要がある。 <p>《平成26年度以降の取組》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成26年度に内部統制を実施する体制を整備するとともに、内部統制システム基本方針の策定、不適切事案のリスク評価と行動計画の策定、モニタリングによるリスク評価などに取り組んでいく。 ○ なお、内部統制は、全職員が組織的に取り組むものであり、その必要性を十分に理解した上で取り組まなければならないことから、庁内説明会や各部局との調整等を通じて周知を図っていく。

事項名：(12) 男女共同参画社会の推進について

意見の内容

男女共同参画社会の推進について、県附属機関等の女性委員の構成比率は、34.8%と前年度の34.0%と比較しほぼ横ばいとなっている。また、庁内における女性職員の課長補佐級以上への登用は、平成25年4月1日現在で267人で前年度に比べ33人増加しているが、男性職員との構成比率では大きな増には至っていない。県附属機関の女性委員の構成比率について、男女共同参画基本計画に掲げる県附属機関全体の目標値40%を早期に達成するとともに、女性職員の課長補佐級以上の登用をさらに推進するなど、男女共同参画社会推進の趣旨に沿った取組を全庁において積極的に進められたい。

対応の状況

【担当：総務部 人事課】

《取組内容》

- 女性職員の課長補佐級以上への登用については、これまでも強く意識してきており、職域の拡大等を通じた育成と配置に努めてきている。(継続)

《成果(取組結果)》

- 女性職員の課長補佐級以上への登用については、平成26年4月1日現在268人となり、平成25年4月の267人、平成24年4月の234人、平成23年7月の210人と比べても確実に増加し、震災前の平成22年4月(206人)と比較すると62人増となっている。
- 平成26年4月の人事異動では、女性職員を本庁部長に初めて登用するなど、部長級には2人の職員を起用している。(保健福祉部長、労働委員会事務局長)
- 本庁課長級では、平成26年4月の人事異動においても、新たに2人を課室長に任命するなど、女性の登用を進めており、課長級(副参事)以上の女性職員は、36人(前年34人)となっている。

《今後の課題》

- 平成26年4月現在、係長級以上に占める女性職員の割合は、18.6%(任期付職員を除いた職員数をもとにした場合には19.8%)となっており、宮城県男女共同参画基本計画(第2次)に記載の水準(係長級以上に占める女性職員の割合を平成32年度までに22%以上とする)には達していないが、任期付職員採用前の平成24年4月(18.4%)と比較すると順調に高まっており、引き続き女性職員の登用を意識する必要がある。
- 職員構成は、男女比が4:1と女性の絶対数が少なく、特に昇任適期である高い年齢層になるほど女性の構成比率が低くなっている。
- 職員構成の変化や女性職員のキャリア形成には比較的長期間を要することから、施策の性質上、現在の取組をしっかりと長期間にわたって着実に進めていく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

- 平成に入り、女性の採用比率が徐々に高まり、相応の経験を積んだ女性職員が増加していることから、女性登用の可能性は広がっていると捉えている。今後も引き続き、実績主義を前提とした適材適所の人事配置に努めるとともに、女性の持てる能力を十分に発揮できるよう仕事と家庭生活・子育てが両立しやすい環境づくりに努め、女性の能力の活用、組織の活性化、男女共同参画社会実現の観点から、更なる職域の拡大や女性職員の課長補佐級以上への登用を進めていきたい。

【担当：環境生活部 共同参画社会推進課】

《取組内容》

- 専門分野に女性がいないため女性委員を登用できないとしている審議会等について、他都道府県の委員構成等の具体的例をあげて女性登用が可能であることを参考意見として付し、次期改選に女性を登用するよう強く促した。(新規)
- 平成25年度中に改選時期を迎える審議会等については、「審議会等への女性委員の登用推進要綱」により定める事前協議(任用の2か月前まで)が行われる前に、個別に所管課に連絡するとともに、宮城県男女共同参画施策推進本部において、本部長(知事)から各部局長に対し、女性委員の登用率の向上に引き続き取り組むよう指示した。(継続)

《成果（取組結果）》

- 女性委員の登用率については、毎年4月1日時点で調査を行うため、今年度の成果を数値により示すことはできないが、平成23年度に33.4%だったものが、平成24年度34.0%、平成25年度34.8%と着実に増加しており、審議会等への女性委員の登用向上に取り組む姿勢は全庁的に浸透してきているものと考えられる。

《今後の課題》

- 女性委員の登用率は前年度に比べ上昇したものの、宮城県男女共同参画基本計画に掲げる目標値40%には達していないことから、今後も、引き続き全庁的に取り組んでいく必要がある。

《平成26年度以降の取組》

- 改選時期を迎える審議会等については、事前協議が行われる前の委員候補者選定に着手する時期に、担当課に対し文書により通知し、女性の登用を働きかける。（拡充）
- 公募委員の導入等、委員候補者の選任方法等の見直しや、関係団体への推薦依頼の際に、役職に限定せず、女性適任者の推薦を依頼するなど、関係各課に対し、女性の積極的な登用を引き続き働きかける。（継続）

事項名：（13）情報発信の強化について

意見の内容

県行政に関する情報の発信については、県政だよりやホームページ、知事定例記者会見、報道機関に対する資料提供、各種会議の公開などにより行っている。また、その情報内容についても、財政や税の情報、行政に関する届出の情報、教育や福祉、環境関連情報、観光・イベント情報、各種統計に関する情報、震災からの復旧・復興の情報、災害発生情報など幅広い分野にわたっている。

このような中で、ホームページによる情報発信については、平成24年度において「ホームページの管理・運営について」をテーマに行政監査を実施し、積極的に情報公開することを基本とし、県ホームページで発信する情報等のガイドラインを作成することなどを提案したところである。今後、ホームページにおける情報内容の充実等とともに、情報通信技術等の進展に沿った各種情報媒体の活用、県民が必要とする情報の適時の提供、併せて県が行っている取組を正確に伝えるための工夫など、さらなる情報発信の充実と強化に努められたい。

対応の状況

【担当：総務部 広報課】

《取組内容》

- ① 宮城県公式ホームページ運用ガイドラインの策定（新規）
適時正確な情報を積極的に発信する体制整備の一環として、運用管理体制の整備とコンテンツの作成等を内容とした運用ガイドラインの策定に取り組んでいる。
- ② 平成25年度宮城県 Web アクセシビリティ研修会の実施（新規）
健常者・障害者を問わず、誰もが平等に公共情報を得ることが出来るように、ホームページ上で行政が特に注意・配慮しなければならない情報発信の仕方について学ぶ研修会を開催した。
- ③ CMS（コンテンツマネジメントシステム）操作研修会の実施（継続）
各職員が容易にホームページを活用し情報発信を行うことができるようにするため、ホームページに導入した CMS（コンテンツマネジメントシステム）の操作研修会を実施した。

④ 平成 25 年度広報研修会（継続・一部新規）

開かれた県政を目指して、復旧・復興状況など県民に対する効果的な広報を実施するため研修会を開催し、広報知識及び技術の向上を図った。なお、新規対応として、フェイスブックの活用についてのPR、また、研修をビデオ撮影し研修に職員が参加出来なかった機関への貸し出し対応も行った。

⑤ メールマガジンの新規読者獲得キャンペーン（新規）

登録者が横ばいとなっていることから新規登録者獲得のキャンペーンを実施した。

⑥フェイスブックによる県政情報の発信（継続）

平成 24 年 11 月から新たな県政情報発信ツールとしてフェイスブックを活用（事業費 0 円）しており、引き続き県政情報の積極的な発信を行った。

《成果（取組結果）》

① 宮城県公式ホームページ運用ガイドラインの策定

平成 26 年 5 月策定・運用を開始。

② 平成 25 年度宮城県 Web アクセシビリティ研修会の実施

平成 26 年 2 月 4 日に実施予定。参加者約 100 名を予定。

③ CMS（コンテンツマネジメントシステム）操作研修会の実施

平成 25 年 4 月 9 日～11 日の 3 日間 CMS 操作研修会を実施し、128 名が参加。

④ 平成 25 年度広報研修会

平成 25 年 8 月 27 日に開催し、県及び市町職員 82 名参加。

⑤ メールマガジンの新規読者獲得キャンペーン

平成 25 年 8 月 1 日～8 月 31 日までの 31 日間新規読者登録キャンペーンを実施し、新規に 100 名を超える（6000 名台から 6100 名台）新規読者を獲得。また、県民が必要とする情報の適時の提供と県の取組を正確に伝えるための一環として、メールマガジンの内容について読者アンケートを年度内に実施し、利用者のニーズに合わせた内容の充実に生かすことを予定し調整中。

⑥ フェイスブックによる県政情報の発信

積極的な情報発信に努め、年間平均で 1 日約 1 件の情報発信を行っている。また、直近 1 ヶ月当たりの平均増加登録者人数は 70 人を超え、現在 2150 人（平成 26 年 1 月 27 日）を超える登録者数となっている。なお、登録者中 34 歳以下が 41 %（44 歳以下の場合は 75 %）を占めており、若年層への情報提供の強化が図られている。

《今後の課題》

- ・ 県庁全体で、情報の受け手である県民を意識し、理解しやすい情報の発信に留意しながら、更に積極的に情報発信がなされるように努める必要がある。また、ホームページをはじめ、メールマガジンやフェイスブックの各特性や差異を活用して適時かつ正確に県政の取組についての情報発信がなされるように職員の研修や指導を行う必要がある。

《平成 26 年度以降の取組》

- ・ 上記今後の課題の解消に向け、平成 25 年度に実施した事業内容に磨きをかけ、職員のレベルアップを図るとともに、広報課所管の情報発信ツールを最大限活用した情報発信の充実強化に努める。

事項名：(14) 監査への対応について

意 見 の 内 容
<p>地方自治法に基づく監査については、県議会の同意を得て選任された監査委員が行うものであり、いわば県民の付託を受けて県民を代表して行うものである。また、その目的については、公正で効率的な行財政運営を確保するとともに、不正の防止や無駄の排除等により、行財政運営のたゆまざる改革を促し、質の高い県政運営と県民満足度の向上に資するものとして行うものである。</p> <p>具体的な監査対象については、財務監査、行政監査、決算審査、財政的援助団体等監査、住民監査請求による監査など広範多岐にわたっている。これらの監査のいずれにおいても、公正な監査を担保するため、説明及び資料等は、実態に即すとともに誤り等があってはならないものである。また監査等において指導等のあった事項については、速やかに改善等がなされるべきである。しかしながら、これまでの監査において、そういった認識に至っていないと思われる点もあったので、改めて今後一層の真摯かつ誠実な監査への対応に努められたい。</p>
対 応 の 状 況
<p>【担当：総務部 行政経営推進課】</p> <p>《取組内容》</p> <p>監査については、誠実かつ真摯に対応すべきものであり、このような意見を付されたことは極めて重大なことと認識している。そのため、行政監査及び財政的援助団体等監査においては、監査対象の各部局等に対し、適切に対応するよう周知・徹底を図る。</p> <p>《成果（取組結果）》</p> <p>各部局等に対し、監査における指導等について適切に対応するよう周知を図った。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>行政監査及び財政的援助団体等監査において、誤り等がないよう注意を払い対応しているが、今般の指摘をしっかりと受けとめ、今後、繰り返されることのないよう職員の意識改革等適切な対応の継続に向けて周知・徹底を図ることが必要である。</p> <p>《平成26年度以降の取組》</p> <p>平成25年度の取組を継続しつつ、各機会を捉えて受検対象所属には適切な対応の周知・徹底を図る。また、財政的援助団体に適切な受検が行われるよう指導・助言を行う。</p>
<p>【担当：出納局 会計課】</p> <p>《取組内容》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 監査への対応については、真摯かつ誠実でなければならないとの認識から、実態に即した説明及び資料等の作成、誤りがあった際の迅速な対応については、機会ごとに周知している。(継続) ○ また、監査等で指導等のあった事項についての改善については、主管課長補佐（総括担当）会議において、各部局に対し周知し、併せて部内各課・地方公所への周知を指示している。(継続) <p>《成果（取組結果）》</p> <p>従来より、機会をとらえ周知してきたところであるが、平成25定期監査等の結果を踏まえ、より一層の周知を行っていく。</p> <p>《今後の課題》</p> <p>財務監査等監査への対応については、全庁的な問題であるが、その意識・対応には温度差があると思われる。全体の意識の底上げを考えなければならない。</p> <p>《平成26年度以降の取組》</p> <p>現在の取組を継続しつつ、全体の意識の底上げを考え、機会ごとの注意喚起、定期監査等結果の積極的な情報提供等について検討する。</p>

